

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

東日本大震災に対処するための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第1号)

(衆議院 24. 2. 3可決 参議院 2. 7総務委員会付託 2. 8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、題名を「東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律」に改めるとともに、平成23年度の第2次補正予算及び第4次補正予算により増額された同年度分の地方交付税の額について、その一部を、同年度内に交付しないで、平成24年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとするものである。

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律案(閣法第2号)

(衆議院 24. 8. 28可決 参議院 審議未了)

【要旨】

本法律案は、平成24年度における特例公債の発行に関する措置、平成24年度及び平成25年度における年金特例公債の発行に関する措置等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、平成24年度における特例公債の発行

財政法第4条第1項ただし書の規定及び二の1（内閣修正により追加）により発行する公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額(平成24年度一般会計予算において38兆3,350億円)の範囲内で、公債を発行することができる。

二、年金特例公債の発行等（内閣修正により追加）

- 1 平成24年度及び平成25年度における基礎年金の国庫負担の追加に伴い見込まれる費用の財源については、各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。
- 2 1により発行する年金特例公債（借換国債を含む。）についての償還及び平成26年度以降の利子の支払に要する費用の財源は、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）の施行により増加する消費税の収入をもって充てる。
- 3 年金特例公債については、平成45年度までの間に償還する。

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第3号)

(衆議院 24. 3. 8可決 参議院 3. 21財政金融委員会付託 3. 30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)附則第17条第1項の規定を踏まえ、東日本大震災復興特別会計(以下「復興特会」という。)を設置することとし、その目的、管理及び経理等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、目的

復興特会は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するため、復興事業に関する経理を明確にすることを目的とする。

二、管理

- 1 復興特会は、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣

及び各省大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

- 2 復興事業を統括する復興庁の長である内閣総理大臣の委任を受けた復興大臣が復興特会全体の計算整理事務を行うことができる。

三、歳入・歳出

- 1 復興特会は、復興特別所得税及び復興特別法人税の収入、一般会計からの繰入金、復興債の発行収入金等をもってその歳入とし、復興事業に要する費用、各特別会計への繰入金、復興債の償還金及び利子等をもってその歳出とする。
- 2 復興特会の予算及び決算の作成及び提出に関し必要な事項を始め、経理に関する必要な事項を定める。

四、附則

- 1 この法律は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度の予算から適用する。
- 2 復興特会は、復興庁が廃止されたときは、別に法律で定めるところにより、廃止するものとし、その際、政府は、復興事業の進捗状況等を踏まえ、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる。
- 3 復興特会の設置に伴い平成二十三年度一般会計補正予算(第3号)において発行した復興債を承継するなどの必要な経過規定を設ける。

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第4号)

(衆議院 24. 3. 23可決 参議院 3. 27財政金融委員会付託 3. 30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に配慮しつつ、中小企業者及び住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図るため、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律が失効するものとされる期限(平成24年3月31日)を、平成25年3月31日まで1年間延長するものである。

【中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案及び株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案に対する附帯決議】(24. 3. 29財政金融委員会議決)

政府及び関係者は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律を今回に限り1年間再延長するに当たっては、中小企業者等の経営改善につながる支援を強力に推し進めていく必要があるとの再延長の趣旨に鑑み、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮と合わせて、株式会社企業再生支援機構を始めとする関係機関との協力の下、中小企業者等の事業再生等に向けた総合的な出口戦略を講ずること。
- 一 株式会社企業再生支援機構の主たる目的は地域の中堅・中小企業の事業再生であるにもかかわらず、地域経済と関わりの薄い大企業も支援対象としてきたことについて、真摯に検証するとともに、今後は、「株式会社企業再生支援機構法」制定時の趣旨に則り、地域経済活性化のために、中堅・中小企業を主たる支援対象とするよう留意すること。
- 一 再生支援を行っている事業者について、出資した株式等の処分の際して、国民負担ができる限り生じることのないよう適切な進捗管理等に努めること。
- 一 株式会社企業再生支援機構は、民間専門家の能力を結集し、地域経済の活性化に資する案件の一層の推進に向けて、延長された支援期間における業務については、機構の特色である民間人材の知見・ネットワークを最大限に活用しつつ、中堅・中小企業の再生支援をより進めていくよう尽力すること。

右決議する。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第5号)

(衆議院 24. 3. 23可決 参議院 3. 27財政金融委員会付託 3. 30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、銀行等をめぐる経済情勢の変化等を踏まえ、銀行等の業務の健全な運営を確保する観点から、銀行等保有株式取得機構による株式等の買取り等の業務の期限の延長等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、会員等からの株式等の買取り等の業務の期限の延長

銀行等保有株式取得機構が行う会員等からの株式等の買取り等の業務の期限を平成29年3月31日まで5年間延長する。

二、銀行等保有株式取得機構の存続期限の延長

銀行等保有株式取得機構の存続期限を平成39年3月31日まで5年間延長する。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(24. 3. 29財政金融委員会議決)

政府及び関係者は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 欧州債務危機等を端緒とする世界的な金融資本市場の混乱が続く中、銀行等保有株式取得機構が金融資本市場のセーフティネットとしての役割を果たすことは重要であるとの認識の下、今般、銀行等保有株式取得機構による株式等の買取りの期限を延長するという措置を決定したことを重く受け止め、的確な効果を発現できるよう最大限の努力をすること。

一 銀行等保有株式取得機構による株式等の買取りに当たっては、市場の状況を十分に勘案すること。例えば、株価の上昇が続き、銀行等保有株式取得機構があえて買取りを行う必要がないと認められるような場合には、買取期間を設定しないことにより、株式等の買取りを停止する等、銀行等保有株式取得機構の本来の目的を適切に果たすことができるよう努めること。

一 持合事業法人からの銀行株の買取りに当たっては、他の銀行の株主との公平性に配慮し、持合解消に資する場合等に限定するといった運用を図ること。

右決議する。

保険業法等の一部を改正する法律案(閣法第6号)

(衆議院 24. 3. 27可決 参議院 3. 27財政金融委員会付託 3. 30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、保険会社における経営基盤の強化及び経営効率の向上を図り、保険契約者等の保護を的確に行うため、子会社の業務範囲、保険契約の移転等に関する規制の緩和、生命保険契約者保護機構に対する政府補助の措置の期限延長等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制の見直し

保険会社が買収した外国保険会社の子会社のうち、既に保有が認められている子会社対象会社以外の会社についても、原則として5年間に限り保有を認める等の措置を講ずる。

二、保険契約の移転に係る規制の在り方の見直し

1 「保険契約の移転は、責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約の全部を包括してしなければならない」とする移転単位規制を、異議申立手続の成立要件の引下げ、情報提供の充実等の措置を講じた上で、撤廃する。

2 保険契約の移転手続中の移転元会社に係る販売停止規定について、移転されることにつき契約者の承諾を得ることを移転元会社に義務付けた上で、撤廃する。

三、同一グループ内の保険会社を再委託者とする保険募集の再委託

行政庁の認可制の下で、同一グループ内の保険会社を再委託者とし、再委託者が自らも保険募集を委託している保険募集人を再受託者とする場合には、保険募集の再委託を認める。

四、生命保険契約者保護機構に対する政府補助の期限の延長

生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関する政府補助の特例措置を、平成29年3月31日まで5年間延長する。

五、少額短期保険業者に関する経過措置の延長

平成17年当時に共済事業を行っていた少額短期保険業者が引受け可能な保険の上限金額に関する特例について、期間を平成30年3月まで5年間延長する等の措置を講ずる。

六、施行期日

一及び二二については公布の日から起算して6月を、二一及び三については公布の日から起算して1年を、それぞれ超えない範囲内において政令で定める日から施行するなど、所要の施行期日を定める。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第7号)

(衆議院 24. 7. 31可決 参議院 8. 27法務委員会付託 8. 29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加するとともに、裁判所の事務を合理化し、効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、裁判官のうち、判事の員数を30人増加し1,857人に改める。
- 二、裁判官以外の裁判所の職員の員数を30人減少し、2万2,059人に改める。
- 三、この法律は、平成24年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

租税特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第8号)

(衆議院 24. 3. 8可決 参議院 3. 21財政金融委員会付託 3. 30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国税に関し、新成長戦略の実現並びに税制の公平性の確保及び課税の適正化の観点から要請される特に喫緊の課題に対応するため、個人所得課税、法人課税、資産課税、消費課税、国際課税等について所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、個人所得課税

- 1 住宅ローン減税制度を拡充し、認定低炭素住宅に係る特例を創設する。
- 2 給与所得控除について、給与収入が1,500万円を超える場合に一律245万円の上限を設定する。
また、特定支出控除について、弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費等を追加し、範囲を拡大するとともに、適用判定の基準を給与所得控除額の2分の1(現行は控除額の総額)に緩和する(いずれも平成25年分の所得から適用)。
- 3 勤続年数5年以下の法人役員等の退職金について、2分の1課税を廃止する(平成25年分の所得から適用)。

二、法人課税

- 1 研究開発税制の上乗せ特例である増加型・高水準型の措置の適用期限を2年延長する。
- 2 環境関連投資促進税制を拡充し、平成25年3月31日までの措置として、一定の太陽光発電設備及び風力発電設備を取得等した場合の即時償却制度を創設する。
- 3 中小企業投資促進税制の対象資産に試験機器等を追加し、適用期限を2年延長する。

三、資産課税

- 1 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置(現行1,000万円)について、省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋を新築等した場合の非課税限度額を拡充(平成24年中においては1,500万円)した上で、適用期限を3年延長する。
- 2 対象となる山林の評価額の80%に対応する相続税を猶予する山林に係る相続税の納税猶予制度を創設する。

四、消費課税

- 1 自動車重量税について、車検証の交付等の時点で一定の燃費基準等を満たしている自動車には平成24年5月1日以降、本則税率を適用する等の見直しを行うとともに、環境性能に優れた自動車に対する軽減措置(いわゆる「エコカー減税」)を拡充(車検1回目の免税に加え、2回目を50%軽減)した上で、3年延長する。
- 2 石油石炭税に「地球温暖化対策のための課税の特例」を設け、二酸化炭素排出量に応じた税率を上乗せする(平成24年10月1日から実施し、税率を段階的に引き上げる)。
- 3 輸入・国産石油化学製品製造用揮発油等(ナフサ)に係る石油石炭税の免税・還付措置を当分の間、延長する。

五、国際課税

- 1 税務行政執行共助条約に署名したこと等に対応するため、外国租税債権の優先権を否定する等、国税に係る徴収及び送達への共助に係る国内法を整備する。
- 2 5,000万円を超える国外財産を保有する個人に対し、その保有する国外財産に係る調書の提出を求める国外財産調書制度を創設する。

六、その他

- 1 沖縄の各種特区における法人税の所得控除率(現行35%)を40%に引き上げる等、沖縄振興特別措置法の改正に伴う税制上の措置を講ずる。
- 2 原子力災害からの復興を支援するため、避難解除区域において被災者を雇用した場合の税額控除制度を創設する等、福島復興再生特別措置法の制定に伴う税制上の措置を講ずる。
- 3 適用期限の到来する特別措置の延長、既存の特別措置の整理合理化等、所要の措置を講ずる。

七、施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成24年4月1日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平成24年度の租税増収見込額は、約177億円である。

【附帯決議】(24.3.29財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 地球温暖化対策のための税の導入に当たっては、現下の厳しい電力需給の状況や電力価格を中心としたエネルギー価格の高騰が我が国経済・産業にもたらす影響に鑑み、現在見直しが進められているエネルギー基本計画の検討結果を踏まえ、産業面に過度な負担とならないよう、地球温暖化対策税の導入及びその後の税率引上げに当たっては、その影響を十分に見極めつつ、関連する施策等の見直しも含めた弾力的な対応に配慮すること。また、森林吸収源対策を含めた地球温暖化対策のための諸施策の推進にも配慮すること。
- 一 東日本大震災により多大な被害を受けた被災者等の復旧・復興を加速する観点から、新たに創設される福島復興再生特別措置法の制定に伴う措置を含めた東日本大震災に係る税制上の特例措置について、適用の実態等を踏まえて、今後とも必要な見直しを行うこと。
- 一 申告件数の増加、滞納状況の推移、経済取引の国際化・広域化・高度情報化による調査・徴収事務等の複雑化に加え、国税通則法の改正に伴う対応など事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、歳入を確保するため、今後とも、国税職員の定員の確保、高度な専門知識を要する職務に従事する国税職員の処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。

右決議する。

現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第9号)

(衆議院 24.3.16可決 参議院 3.21厚生労働委員会付託 3.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るため、雇用保険の基本手当の給付日数の延長等に関する暫定措置及び労働保険特別会計雇用勘定の積立金の特例

等を延長しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 雇用保険法の一部改正

給付日数の延長に関する暫定措置等の期限を2年間(平成26年3月31日まで)延長する。

二 特別会計に関する法律の一部改正

雇用勘定の積立金の特例に関する暫定措置の期間を2年間(平成24年度及び平成25年度)延長する。

三 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(24.3.27厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、非常に厳しい雇用情勢が改善されるまでの間の措置として、平成21年の法改正において、個別延長給付等について、3年間の給付日数に係る暫定措置が講じられたが、本措置の期限の到来を目前にしても未だ厳しい雇用情勢が続いている。様々な世界経済の要因があるとはいえ、この間の政府の対応が必ずしも十分なものであったとは言い難いことから、現下の状況を真摯に受け止め、円高・デフレからの脱却、さらには、景気回復や経済成長に資する施策の推進により日本経済の持続的な成長を図り、安定的な雇用を確保すること。

二、給付日数を拡充する暫定措置は、あくまでも緊急避難的措置であり、再就職の促進をより一層図るために、運用面において必要な見直しを図るとともに、関係機関との連携強化などその促進に資する必要な対策を実施すること。

三、雇用保険2事業については、更なる効率化・重点化により不要不急な事業の廃止を行う等の見直しにより、その安定的な運営の確保に向けて財政の改善を図ること。また、雇用調整助成金の支出のための失業等給付の積立金からの借入れについては、あくまでも緊急的かつ例外的な暫定措置として平成22年の法改正時に講じられたものであるとの趣旨を踏まえて運用を行うこと。

四、東日本大震災により休業又は離職を余儀なくされた被災者に対しては、個別延長給付の特例措置や広域延長給付による給付期間の延長が実施されている。しかし、現在順次その支給が終了していることから、被災地の復興促進による雇用の創出・確保に万全を期すとともに、ハローワーク等による求職者の支援について一層の充実を図ること。

右決議する。

児童手当法の一部を改正する法律案(閣法第10号)

(衆議院 24.3.23修正議決 参議院 3.26厚生労働委員会付託 3.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童手当を支給しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 児童手当は、中学校修了前の児童であって日本国内に住所を有するもの等を監護し、かつ、これと生計を同じくする日本国内に住所を有する父母等又は中学校修了前の児童が入所している児童福祉施設等の設置者等に支給する。なお、父母等が別居し、生計を同じくしない場合は、児童と同居している者に児童手当を支給する。

二 児童手当の額は、1月につき、3歳未満の児童については1万5,000円、3歳以上小学校修了前の第一子及び第二子の児童については1万円、3歳以上小学校修了前の第三子以降の児童については1万5,000円、小学校修了後中学校修了前の児童については1万円とする。

三 所得制限、特例給付及び支給要件に関する暫定措置(衆議院修正)

1 児童手当は、児童を養育している者の所得が、政令で定める額以上であるときは、支給しない。

- 2 当分の間、1の者に対し、1月につき、中学校修了前の児童について一律5,000円の給付を行う。
 - 3 平成24年4月分及び同年5月分の児童手当については、1の規定は適用しない。
- 四 児童手当の支給に要する費用は、三を除く被用者の3歳未満の児童については、その15分の7を事業主からの拠出金で充て、その他の費用については、その3分の2を国庫が負担し、その6分の1を都道府県と市町村がそれぞれ負担する。
- 五 受給資格者の申出により、児童手当を、学校給食費等の支払に充てることができる。保育料については、市町村長が児童手当の支払をする際に徴収することができる。
- 六 この法律は、一部を除き、平成24年4月1日から施行する。
- なお、衆議院において、三のほか、手当の名称を児童手当とすること、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、扶養控除の廃止による影響等を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする等との修正が行われた。

原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第11号)

(衆議院 24.6.15撤回)

【要旨】

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害の結果損なわれた我が国の原子力の安全に関する行政に対する内外の信頼を回復し、その機能の強化を図るため、規制と利用の分離及び原子力の安全の確保に関する規制の一元化の観点から環境省に原子力規制庁を設置するほか関係する組織を再編するとともに、原子力の安全の確保に関する規制その他の制度について、最新の知見を踏まえた基準を既設の原子炉施設等にも適用するものとする、重大事故対策の強化を図ることその他の所要の措置を講じようとするものである。

原子力安全調査委員会設置法案(閣法第12号)

(衆議院 24.6.15撤回)

【要旨】

原子力の研究、開発及び利用における安全の確保を確実なものとするため、原子力の安全の確保に関する施策又は措置の実施状況及び原子力事故等の原因等について調査その他の事務を行うことを任務とする原子力安全調査委員会を設置することとし、その所掌事務、組織等を定めるものである。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案(閣法第13号)

(衆議院 24.3.8可決 参議院 3.21総務委員会付託 3.30本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方税法の改正

1 自動車取得税

環境への負荷の少ない自動車の取得に係る税率の軽減等の特例措置については、最新の燃費基準に切り替えを行うとともに、環境性能の極めて優れた自動車の負担軽減に重点化するなど所要の見直しを行った上、適用期限を平成27年3月31日まで延長する。

2 固定資産税及び都市計画税

ア 平成24年度の評価替えに当たり、原則として、現行の土地に係る負担調整措置等を継続する。なお、住宅用地に係る据置特例については経過的な措置を講じた上で平成26年度に廃止する。

イ 東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に係る避難等の指示が解除されていない区域内の土地及び家屋に係る課税免除措置等を、平成25年度以後当分の間継続するほか、地方団体の自主性・自立性を高める観点から、一部の特例措置等について課税標準の軽減の割合を一定の範囲内で条例に委任する。

3 その他

税負担軽減措置等の整理合理化等を行う。

二、国有資産等所在市町村交付金法の改正

国から新関西国際空港株式会社に出資される固定資産のうち固定資産税が課されるものについて、平成25年度分の国有資産等所在市町村交付金の交付対象から除外する。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、平成24年4月1日から施行する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第14号)

(衆議院 24.3.8可決 参議院 3.21総務委員会付託 3.30本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

1 平成24年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額に、地方の財源不足の状況を踏まえて行う加算及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額1兆9,700億円、法定加算額及び臨時財政対策のための特例加算額を加え、交付税特別会計借入金償還額及び同特別会計における借入金利子支払額等を控除した額17兆4,545億円とする。

2 平成25年度から平成39年度までの間における国の一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定への繰入れに関する特例を改正するとともに、財政投融资特別会計の投資勘定に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の交付税及び譲与税配付金勘定への繰入れの特例を設ける。

3 平成24年度から平成26年度までの間における措置として「地域経済・雇用対策費」を設けるほか、平成24年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正する。

4 平成24年度分の東日本大震災に係る震災復興特別交付税の総額については、平成24年度において新たに5,490億円を確保し、平成23年度の第3次補正予算において確保した震災復興特別交付税のうち平成24年度に交付することができる1,365億円とあわせて、6,855億円とする。

二、当せん金付証券法の一部改正

当せん金付証券については、これを電磁的記録により作成することを可能とするとともに、当せん金の最高金額に係る倍率制限の緩和等を行う。

三、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

児童手当及び子ども手当特例交付金及び市町村の自動車取得税交付金の減収の一部を補填するための地方特例交付金を廃止する。

四、施行期日

この法律は、一部を除き、平成24年4月1日から施行する。

関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第15号)

(衆議院 24.3.23可決 参議院 3.27財政金融委員会付託 3.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うとともに、貿易円滑化のための税関手続の改善、税関における水際取締りの強化等を図るための所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、個別品目の関税率の改正

漢方薬原料及びふっ化水素の基本税率を無税とする。

二、暫定関税率等の適用期限の延長

平成24年3月31日に適用期限が到来する暫定関税率並びに農産品に係る特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉等に係る関税の緊急措置について、適用期限を1年延長する。

三、貿易円滑化のための税関手続の改善

- 1 輸出申告及び輸入申告に際して税関に提出しなければならないこととしている仕入書について、税関長が輸出又は輸入の許可の判断のために必要な場合等に提出を求めることとする。
- 2 再輸出されることを条件として関税等の免除を受けて輸入されるコンテナについて、国内運送への使用に係る制限を撤廃するとともに、再輸出までの期間の原則を3月間から1年に延長する。

四、税関における水際取締りの強化

- 1 外国貿易船の積荷に関する事項について、外国貿易船の運航者等及び積荷の荷送人は、船積港を出港する前に税関に原則として電子的に報告しなければならない。
- 2 財務大臣は、外国税関当局に提供した情報について、外国税関当局から刑事手続に使用することにつき要請があった場合、一定の要件の下に同意できる。
- 3 違反行為者とともに法人等を処罰する場合において、法人等に対する公訴時効期間を違反行為者に対する公訴時効期間と同一とする。

五、沖縄県における関税制度上の特例措置の延長

平成24年3月31日に適用期限が到来する特定免税店制度等の適用期限を5年延長する。

六、施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成24年4月1日から施行する。

【附帯決議】(24.3.29財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 東日本大震災により多大な被害を受けた地域における復旧・復興を図るため、被災者の状況に十分配慮した税関手続の弾力的な対応に引き続き努めるとともに、被災地域の物流・貿易の円滑化、活性化に向けた税関による支援策を積極的に実施すること。
- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。
- 一 最近におけるグローバル化の進展等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図るため、税関職員の定員の確保、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の処遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。
右決議する。

地域再生法の一部を改正する法律案(閣法第16号)

(衆議院 24.7.31可決 参議院 8.27内閣委員会付託 8.29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、内閣総理大臣の認定を申請することができる地域再生計画の記載事項として特定地域再生事業に関する事項を追加するとともに、当該特定地域再生事業に対する特別の措置を定めるほか、地域再生推進法人の指定等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国及び地方公共団体は、地域再生に関する施策の推進に当たっては、経済社会の構造改革の推進に関する施策、産業の国際競争力の強化に関する施策その他の関連する施策との連携に配慮するように努めなければならないものとする。
- 二、政府は、地域再生基本方針に特定政策課題(地域における少子高齢化の進展に対応した良好な

居住環境の形成その他の地方公共団体が地域再生を図るために特に重点的に取り組むことが必要な政策課題として政令で定めるものをいう。以下同じ。)に関する基本的事項を定めるものとする。

三、内閣総理大臣は、定期的に、地域再生の推進のために政府が講ずべき新たな措置に関する提案を募集するものとする。

四、地域再生計画に記載することができる事項に、地域における特定政策課題の解決に資する事業であつて次に掲げるもの(「特定地域再生事業」という。)に関する事項を追加する。

- 1 地域住民の交通手段の確保のために行う事業その他の内閣府令で定める事業であつて金融機関から当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを受けて行われるもの
- 2 地域住民の生活の利便性の向上に資する施設その他の施設の整備又は福祉サービスその他のサービスの提供に関する事業として内閣府令で定めるものであつて地方公共団体、地域再生推進法人、株式会社その他の内閣府令で定める者により行われるもの
- 3 老朽その他の事由により地域において使用されていない公共施設又は公用施設の除却を通じて地域住民の生活環境の改善を図る事業

五、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、次に掲げる措置を追加する。

- 1 政府は、認定地域再生計画に記載されている四の1の事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う金融機関であつて、当該貸付けの適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの(以下「指定金融機関」という。)が、当該資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給金(以下「特定地域再生支援利子補給金」という。)を支給する旨の契約を当該指定金融機関と結ぶことができるものとする。特定地域再生支援利子補給金の支給に係る所要の規定については、地域再生支援利子補給金に係る規定を準用するものとする。
- 2 認定地域再生計画に記載されている四の2の内閣府令で定める事業を行う株式会社(地域における雇用の機会の創出に対する寄与の程度を考慮して内閣府令で定める常時雇用する従業員の数その他の要件に該当することについて内閣府令で定めるところにより認定地方公共団体の確認を受けたものに限る。)により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。
- 3 認定地方公共団体が認定地域再生計画に記載されている四の3の事業で総務省令で定めるものを行うために要する経費については、地方財政法(昭和23年法律第109号)第5条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができるものとする。

六、地域再生推進法人の指定等

- 1 地方公共団体の長は、営利を目的としない法人であつて、地域再生の推進のために必要な業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、地域再生推進法人として指定することができるものとする。
- 2 国及び関係地方公共団体は、地域再生推進法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

七、施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後5年以内に、この法律による改正後の地域再生法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第17号)

(衆議院 24. 7. 31可決 参議院 8. 27内閣委員会付託 8. 29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、内閣総理大臣が行う構造改革の推進等に関する提案の募集の期限及び内閣総理大臣に対する構造改革特別区域計画の認定申請の期限を延長するとともに、協議会を活用した特定水力発電事業に係る措置その他の構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国及び地方公共団体は、構造改革特別区域において、経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化に関する施策を推進するに当たっては、地域の活力の再生に関する施策、産業の国際競争力の強化に関する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めなければならないものとする。
- 二、特産酒類の製造事業に係る酒税法の特例に関し、果実酒又はリキュールに使用することができる原料の追加を行う。
- 三、次に掲げる規制の特例措置を追加する。
 - 1 河川法の規定による許可を受けた水利利用のために取水した流水のみを利用する水力発電事業については、河川法上定められている手続の一部を不要等とする。
 - 2 政令又は主務省令により規定された地方公共団体の事務に関する規制に係る事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で定めるところにより条例で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用する。
- 四、新たな規制の特例措置の整備等に係る提案を募集する期限及び構造改革特別区域計画の認定を申請する期限を平成29年3月31日まで延長する。
- 五、施行期日等
 - 1 この法律は、公布の日から施行する。
 - 2 この法律の施行に関し必要な経過措置を定める。
 - 3 政府は、この法律の施行後5年以内に、この法律による改正後の構造改革特別区域法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第18号)

(衆議院 24. 8. 2修正議決 参議院 8. 27外交防衛委員会付託 8. 29本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、在クック日本国大使館及び在南スーダン日本国大使館を新設するとともに、同大使館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。
- 二、在ポルトランド日本国総領事館及び在ハンブルク日本国総領事館を廃止する。
- 三、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。
- 四、在外公館に勤務する外務公務員の住居手当の支給方法を改定する。
- 五、在外公館に勤務する外務公務員の研修員手当の号を追加する。

なお、衆議院において、施行期日を平成24年4月1日から公布の日に変更するとともに、在勤基本手当及び研修員手当に関する規定は平成24年4月1日から適用するものとする修正が行われた。

【附帯決議】(24. 8. 28外交防衛委員会議決)

東日本大震災から既に1年5箇月余りが経過した。この間、国際社会から我が国に対して多くの支援が寄せられた。これらの支援をこれまでの我が国の外交活動に対する評価の表れと捉え、我が国は引き続き積極的な外交活動を行う必要がある。また、国際情勢が不確実性を増し、尖閣諸島や竹島問題等近隣諸国との関係にも困難が生じている中、我が国に求められているものは、国益を踏まえつつ、国際社会との協力・連携の下、諸課題に毅然と対応する外交力である。そのためには、外務省の外交体制の強化や危機管理体制の改革が不可欠である。

同時に、国内においては、厳しい財政事情及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出削減が求められており、在外職員に支給される在勤手当など、在外公館に係る様々な経費についても、国民から厳しい視線が注がれている。外交体制強化等への取組に際しては、こうした国内事情を重く受け止め、国民の声に真摯に答えていく必要がある。

これらを踏まえ、政府は、本法の施行に当たり、次の事項について検討の上、適切な措置を講ずるべきである。

- 一、我が国の外交力強化の観点から、外交の最前線基地である在外公館の重要性に鑑み、我が国の国益、相手国との相互主義等を踏まえつつ、戦略的に大使館の実館化を進めること。特に、国連南スーダン共和国ミッションが展開され、我が国も自衛隊を派遣している南スーダンについては、国造りを継続的に支援し、緊密な2国間関係を構築するため、一刻も早く実館を設置すること。なお、実館開設までは、在スーダン大使館が在南スーダン大使館を兼轄するが、南スーダンにおける外交活動に遺漏なきよう万全を期すること。
- 二、在外公館においては、大規模自然災害、治安情勢の悪化、犯罪・テロ等の緊急事態の際、在外邦人に対して迅速かつきめ細やかな支援を行えるよう、情報の日常的な提供・共有体制等も含めて危機管理体制の機能拡充に努めること。
- 三、在外公館においても、領土問題等に関する我が国の立場の発信に、より一層努めるとともに、竹島問題等領土に関する政府一丸となった取組を強化し、外務省として十全の参画を図ること。
- 四、我が国の厳しい財政事情を厳粛に受け止め、在外公館に関わる予算の効率性・透明性を高めるとともに、その執行に当たっては、適切な支出が図られるよう具体的な措置を講ずること。
- 五、在勤手当については、各任地の事情を勘案するとともに、民間企業や諸外国外交官の給与・手当の水準、為替・物価の変動など客観的な基準を踏まえ、必要に応じて全般にわたる見直しを行うこと。見直しに際しては、国内の財政事情及び外交活動を推進する上での必要性の双方を考慮し、適切な額を算出すること。なお、外務省が実施する各地の生計費等の調査結果及びその在勤基本手当等への反映状況については、国会に対して十分な報告を行うこと。
- 六、国際社会のグローバル化による海外渡航者や在外邦人の増加に伴って領事業務の重要性が高まっていることに鑑み、邦人の活動環境を向上させるため、国民の視点に立った領事サービスの不断の向上に努めること。
- 七、外務省においては、より一層の情報公開と外交機能強化のための組織・制度の改革に全力で取り組み、その成果を国民に対して分かりやすく説明すること。
- 八、在外公館における監査・査察体制の一層の強化を図ること。
- 九、在外公館においては、被災地産品の風評被害の解消に向けた情報発信・広報体制の強化など、東日本大震災からの復興等に資する取組を官民一体となってより一層推し進めること。

右決議する。

国民健康保険法の一部を改正する法律案(閣法第19号)

(衆議院 24. 3. 30修正議決 参議院 4. 2厚生労働委員会付託 4. 5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国民健康保険制度の安定的な運営を確保するため、国民健康保険の財政基盤強化策を恒久化するとともに、財政運営の都道府県単位化の推進、都道府県調整交付金の割合の引上げ等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 市町村が行う国民健康保険における保険給付等に要する費用に対する都道府県調整交付金の割合を100分の7から100分の9に引き上げるとともに、これに応じて、当該費用に対する国庫負担の割合を引き下げる。
- 二 所得の少ない者の数に応じて国及び都道府県が市町村を財政的に支援するための制度(以下「保険者支援制度」という。)について、平成26年度まで継続する。
- 三 保険者支援制度について、平成27年度から恒久化する。

- 四 医療に要する費用を市町村が共同で負担するための交付金事業(以下「都道府県単位の共同事業」という。))について、平成26年度まで継続する。
- 五 都道府県単位の共同事業について、平成27年度から恒久化するとともに、これと併せて、財政運営の都道府県単位化を推進するために事業対象を全ての医療費に拡大する。
- 六 この法律は、公布の日(衆議院修正)から施行する。ただし、三及び五については、平成27年4月1日から施行する。

株式会社農林漁業成長産業化支援機構法案(閣法第20号)

(衆議院 24. 8. 2修正議決 参議院 8. 27農林水産委員会付託 8. 29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展並びに農山漁村の活性化を図るためには、国内外の多様な需要に応じた我が国農林漁業の安定的な成長発展を図ることが重要であることに鑑み、我が国農林漁業が成長産業となるようにするため、農林漁業者が新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し資金供給その他の支援を行うことを目的とする法人として、株式会社農林漁業成長産業化支援機構(以下「機構」という。)を設立しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、機構の設立等

機構は、農林水産大臣の認可により一を限って設立される株式会社とし、政府は、機構に対し出資することができることとするとともに、常時、機構の発行済株式総数の2分の1以上を保有することとする。

二、機構の組織

機構に、取締役である委員3人以上7人以内で組織する農林漁業成長産業化委員会(以下「委員会」という。)を置くこととし、委員会は、支援の対象となる事業者(以下「対象事業者」という。)や支援内容、株式や債権の処分等、機構の業務運営に関する重要事項の決定を行うこととする。

三、支援基準

農林水産大臣は、機構が対象事業者及び支援内容を決定するに当たって従うべき支援基準を策定・公表することとし、支援基準は、農山漁村における雇用機会の創出その他農山漁村の活性化に資するよう配慮されたものでなければならないこととする。

四、機構の業務

機構は、その目的を達成するため、対象事業者に対する出資や資金の貸付け、専門家の派遣や助言等の業務を営み、支援基準に従って、支援の対象となる事業者や支援内容を決定することとする。また、機構は、平成45年3月31日までに、保有する全ての株式や債権の処分等を行うように努め、業務の完了により解散することとする。

五、機構の財務及び会計

政府は、機構に対し、資金の貸付け等を行うことができることとする。

六、機構の監督等

農林水産大臣は、機構の役員の選任や予算の認可等の必要な監督を行うこととするとともに、機構に対し、報告の徴収、立入検査等を行うことができることとする。

七、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

なお、本法律案は、衆議院において、目的規定に「農林漁業者の経営の安定向上」等の事項を追加すること、農林漁業者等の意向を反映させるため、委員会の支援決定手続等において、農林漁業者等の意見聴取等の手続を追加するとともに、委員会の委員には、農業、林業又は漁業に関して専門的な知識と経験を有する者が含まれるようにしなければならないこととすること、機構の支援対

象を対象事業活動を行う事業者であって地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の認定を受けた「対象事業者」と対象事業者に対し資金供給その他の支援を行う「対象事業活動支援団体」とに区別して規定し、機構の対象事業者に対する出資業務を明確化するとともに、機構及び委員会による対象事業活動支援団体に対する指導等の規定を追加すること、支援基準には、対象事業者の意思決定における農林漁業者の主導性の確保に関する事項等が含まれていなければならないこととするなど、農林水産大臣が定める支援基準の明確化を図ること、機構の支援決定等における農林水産大臣の関与の強化を図ること等を主な内容とする修正が行われた。

【附帯決議】（24.8.28農林水産委員会議決）

我が国の農林漁業・農山漁村をめぐる厳しい状況に対処し、食と農林漁業を再生するため、民間の資金・ノウハウを十分に生かし、官民が連携した新たな資金循環等による農林漁業の成長産業化が求められている。同時に、農林漁業者の所得の向上、農山漁村における雇用機会の創出と拡大、若い世代も定住できる地域社会の構築により、農山漁村の活性化とその持続可能な発展を図ることが重要である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 我が国農林漁業は、家族経営及び地域に根差した法人等による経営が中心であり、これらの農林漁業者の経営の安定と所得の向上が農山漁村の活性化に必要不可欠であることを十分認識し、本法に基づく制度の運用に当たること。
- 二 本法に基づく制度については、関連対策の活用も含め、特に、東日本大震災からの農林漁業・農山漁村の復興に向けた被災地域における取組が円滑かつ着実に進むよう、その運用に十分配慮すること。
- 三 農林漁業成長産業化委員会の支援決定及び支援決定に係る農林水産大臣の認可を行う際には、本法の運用の透明性を確保し、民間の資金・ノウハウを生かすことによって農林漁業の成長産業化を支援するという本法の趣旨に即し、農山漁村における意欲ある新たな取組の成長発展を促すよう努めること。
- 四 機構が行う支援対象事業者又は支援対象事業活動支援団体に対する出資については、支援対象事業活動支援団体に対する民間等の出資の意向、対象事業活動を行おうとする地域の実情、事業分野をめぐる状況等を十分把握するとともに、必要な財源を確保し、支援対象事業者の資金需要に的確に対応すること。
- 五 機構の支援決定等を農林水産大臣の認可に係らしめること及び六次産業化・地産地消法の認定事業者に支援対象を限定することについて、民間資金を活用して新しい政策を行うという本法の趣旨に即し、農山漁村の活性化に資する創意工夫を生かした新しい取組が支援の対象となるよう、その運用に配慮すること。
- 六 本法第27条の運用に当たっては、対象事業者及び対象事業活動支援団体に対し、政府が損失補償の責任を負うことなどのないよう、本法の趣旨に即した適切な対応を図ること。
- 七 本法第40条に規定する地方公共団体及び農林漁業関係団体による対象事業者及び対象事業活動支援団体に対する必要な支援が適切に行われるよう、環境整備に努めること。
- 八 本法の施行後3年以内に施行状況について検討を行うに当たっては、本附帯決議に即した運用が行われているか十分に確認するとともに、機構等に関する国の関与の在り方等を含め、総合的な検討を行うこと。

右決議する。

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案(閣法第21号)

(衆議院 24.3.23可決 参議院 3.26経済産業委員会付託 3.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近年の競輪及び小型自動車競走(以下「競輪等」という。)を取り巻く環境の変化に

対応して、施行者が競輪振興法人及び小型自動車競走振興法人(以下「振興法人」という。)に交付すべき交付金の率を引き下げるとともに、その事業が赤字となった施行者に対してその赤字額に相当する金額を還付する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、開催に関する制限の見直し

一競輪場及び一小型自動車競走場当たりの年間開催回数及び一施行者当たりの年間開催回数の下限並びに経済産業大臣による開催の調整に関する指示を廃止する。

二、払戻金の見直し

勝者投票及び勝車投票の的中者に対する払戻率の下限を現行の100分の75から100分の70に引き下げる。

三、交付金の還付

施行者は、競輪等の事業の赤字が確定した場合、赤字相当額の交付金の還付を受けることができる。

四、関係者の責務

施行者は、振興法人、選手その他の関係者と共同して、競輪等の実施に関する相互の連携の促進その他の競輪等の活性化に資する方策について検討し、必要な方策を実施するように努めなければならないとともに、経済産業大臣は必要な助言をすることができる。

五、振興法人への交付金に係る別表の改正

施行者が振興法人に交付すべき交付金の率を定めた別表第一及び別表第二における交付金の率を引き下げる。

六、施行期日

この法律は、平成24年4月1日から施行する。ただし、三の規定は平成25年4月1日から施行する。

【附帯決議】(24.3.29経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 本改正により、赤字施行者に対して赤字相当額の交付金の還付が行われることとなるが、赤字施行者が交付金の還付に依存することなく、更なる経営改善努力により速やかに黒字化を果たすよう、適切な指導を行うこと。
- 二 競輪及びオートレースの事業からの撤退が従業員の雇用や地域経済に及ぼす影響にかんがみ、施行者が振興法人や選手等の関係者と連携して、事業の活性化のための方策を真摯に検討し実施するように促すとともに、事業全体を通じて更なる効率化のための努力を続けるよう、必要な指導・助言を行うこと。
- 三 払戻率の引下げは、顧客離れによる更なる売上げの減少を引き起こす可能性もあるため、施行者がその引下げを実施するに際しては、引き続き魅力の向上を図るとともに顧客に対するサービスの一層の充実を図るなど、引下げ分の使途とその効果について十分な検討を行うように指導すること。
- 四 交付金を原資とする補助事業については、将来においても安定的な事業の実施を確保し、機械工業の振興及び公益の増進といった社会的使命を果たすことが可能となるよう、交付金制度の枠組みについて、他の公営競技とのバランスを勘案しつつ、継続的に見直しを進めること。
- 五 補助事業については、これまで審査基準の明確化や透明性の向上等の観点から見直しが行われてきているが、今後とも退職公務員の天下り先の確保に活用されているといった批判を招くことのないように厳正な運営に努めるとともに、事後評価等を通じ補助の実効性・効率性の確保に努めること。

右決議する。

都市再生特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第22号)

(衆議院 24.3.23可決 参議院 3.27国土交通委員会付託 3.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者等の安全の確保を図るため、都市再生緊急整備協議会による都市再生安全確保計画の作成、都市再生安全確保施設に関する協定制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この法律の目的において、都市の再生を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保することとする。
- 二 都市再生基本方針は、都市の再生を実現し、併せて都市の防災に関する機能を確保することができるものとなるよう定めなければならないものとする。
- 三 地域整備方針は、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全を確保することができるものとなるよう定めなければならないものとする。
- 四 国の関係行政機関等の長が、協議して、都市再生緊急整備協議会(以下「協議会」という。)に加えることができる者に、都市再生緊急整備地域内の建築物の所有者等又は鉄道事業者を加えるものとする。
- 五 協議会は、地域整備方針に基づき、都市再生緊急整備地域について、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な退避経路、退避施設、備蓄倉庫等(都市再生安全確保施設)の整備等に関する計画(都市再生安全確保計画)を作成することができるものとする。
- 六 協議会は、都市再生安全確保計画に一定の認定等を要する建築物の建築等に関する事項又は建築物の耐震改修に関する事項を記載しようとするときは、あらかじめ、それぞれ、建築主事等又は所管行政庁に協議し、その同意を得ることができるものとし、当該都市再生安全確保計画が公表されたときは、公表の日に事業の実施主体に対する認定等があったものとみなすものとする。
- 七 都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等について容積率の特例を設けるとともに、協議会が、都市再生安全確保計画に特例を受ける建築物の建築等に関する事項を記載しようとするときは、あらかじめ、特定行政庁に協議し、その同意を得ることができるものとし、同意を得た事項が記載された都市再生安全確保計画が公表されたときは、公表の日に特例に係る認定があったものとみなすものとする。
- 八 協議会が、都市再生安全確保計画に都市公園に設けられる一定の都市再生安全確保施設の整備に関する事業に関する事項を記載しようとするときは、あらかじめ、公園管理者の同意を得ることができるものとし、当該都市再生安全確保計画が公表された日から2年以内に当該都市再生安全確保施設について当該都市公園の占用の許可の申請があった場合は、公園管理者は、その許可をするものとする。
- 九 土地所有者等は、その全員の合意により、都市再生安全確保計画に記載された事項に係る退避経路の整備若しくは管理に関する協定(退避経路協定)又は退避施設の整備若しくは管理に関する協定(退避施設協定)を、市町村長の認可を受けて締結することができることとし、認可の公告があった後において土地所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。
- 十 地方公共団体は、都市再生安全確保計画に記載された事項に係る備蓄倉庫を自ら管理する必要があると認めるときは、その所有者等との間において管理協定を締結し、管理を行うことができるものとし、当該管理協定の公告があった後において所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。
- 十一 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(24.3.29国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一 今後想定される首都直下地震等の大規模災害が発生した場合に備え、避難者、帰宅困難者対策に万全を期すとともに、豪雨による水害など大都市特有の災害にも対応するものとなるよう、運

用に当たっては十分配慮すること。

- 二 本法に基づく避難者、帰宅困難者対策の効果が十分発揮されるものとなるよう、都市再生安全確保計画の作成に当たっては、関係地方公共団体の条例との整合を図るなど、関係地方公共団体との連携に十分配慮すること。
- 三 帰宅困難者対策の推進に当たっては、新たに建築物の建築を行う場合だけでなく、既存の建築物の活用についても民間事業者の協力を得ながら実現する必要があることを踏まえ、民間事業者の過度な負担とならないよう、引き続き支援制度の検討を進めること。
- 四 大規模災害が発生した場合においては、適切な避難誘導や、安否確認情報、災害情報、運行再開見込み等の交通情報など適切な情報の提供が重要であることに鑑み、これらに留意した都市再生安全確保計画が作成されるよう、関係者との十分な連携を図ること。
- 五 備蓄倉庫等について容積率規制の緩和を行った場合には、避難訓練の実施等の機会を捉えた定期的なチェックや、地方公共団体による備蓄倉庫の管理協定制度の普及を図ること等により、他の用途に転用されることのないよう、対応に万全を期すこと。
- 六 避難者、帰宅困難者対策の緊急性に鑑み、都市再生安全確保計画の策定に向けた検討状況等について適切に把握し、情報の提供や助言を行うなど都市再生緊急整備地域における取組に対して積極的に支援するとともに、都市再生安全確保施設に関する協定制度の趣旨について土地所有者等に周知を図ること。

右決議する。

福島復興再生特別措置法案(閣法第23号)

(衆議院 24. 3. 8修正議決 参議院 3. 26東日本大震災復興特別委員会付託 3. 30本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、基本理念

原子力災害からの福島の復興及び再生は、原子力災害により多数の住民が避難を余儀なくされたこと、復旧に長期間を要すること、放射性物質による汚染のおそれ起因して住民の健康上の不安が生じていること、これらに伴い安心して暮らし、子どもを生み、育てることができる環境を実現するとともに、社会経済を再生する必要があることその他の福島が直面する緊要な課題について、女性、子ども、障害者等を含めた多様な住民の意見を尊重しつつ解決することにより、地域経済の活性化を促進し、福島の地域社会の絆の維持及び再生を図ることを旨として、行われなければならない。

二、国の責務

国は、基本理念にのっとり、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策を総合的に策定し、継続的かつ迅速に実施する責務を有する。

三、福島復興再生基本方針

- 1 政府は、基本理念にのっとり、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針(以下「福島復興再生基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 福島県知事は、福島の復興及び再生に関する施策の推進に関して、内閣総理大臣に対し、福島復興再生基本方針の変更についての提案をすることができる。

四、避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置

- 1 内閣総理大臣は、福島復興再生基本方針に即して、福島県知事の申出に基づき、避難解除等区域の復興及び再生を推進するための計画(以下「避難解除等区域復興再生計画」という。)を定めるものとする。
- 2 国等は、避難解除等区域復興再生計画に基づく国による公共施設の工事の代行及び生活環境整備事業の実施、避難解除区域内における課税の特例並びに公営住宅法の特例等の措置を講ず

るものとする。

五、放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置

- 1 福島県は、福島復興再生基本方針に基づき、健康管理調査を行うことができる。
- 2 国は、福島において、放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現を図るために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

六、原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置

- 1 福島県知事は、福島復興再生基本方針に即して、原子力災害による被害を受けた産業の復興及び再生の推進を図るための計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。
- 2 国は、原子力災害による被害を受けた福島の産業の復興及び再生の推進を図るため、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

七、新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進

- 1 福島県知事は、福島復興再生基本方針に即して、再生可能エネルギー源の利用等その他先導的な施策への取組の重点的な推進に関する計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。
- 2 国は、福島において新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進を図るために必要な財政上の措置、法令の規定による手続の円滑化その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

八、原子力災害からの福島復興再生協議会

原子力災害からの福島の復興及び再生の推進に関し必要な協議を行うため、復興大臣、福島県知事及びその他の者をもって構成する原子力災害からの福島復興再生協議会を組織する。

九、施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後3年以内に、課税の特例を含め、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずるものとする。

なお、本法律案は、衆議院において、目的規定に、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を明記すること、基本理念に、原子力災害からの福島の復興及び再生は、住民一人一人が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができるようにすることを旨として、行われなければならないものとする等を追加すること、避難解除等区域復興再生計画に基づく国による公共施設の工事の代行において、漁港漁場整備法の特例等を追加すること、福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置に関する規定を設けることを主な内容とする修正が行われた。

【附帯決議】（24.3.29東日本大震災復興特別委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 福島の復興及び再生に関する各種計画の策定に際しては、福島県が中心となって策定するとされているが、地域の実情に応じた細やかな施策を進める観点から、市町村及び被災者等の意見も十分に反映すること。
- 二 原子力発電所事故による災害という特殊な事情に鑑み、福島県とともに、県内外への避難者が将来の展望を描けるよう復興及び再生の具体的な道筋を明確にするよう、政府一体として総合的な検討を進めること。
- 三 復興及び再生を、迅速かつ着実に進めるため、長期にわたる十分な財源を確保すること。
- 四 人命救助、産業再生、通勤通学等の様々な観点から、必要な交通インフラの早期復旧に向け、国による代行等を含めた必要な措置を市町村の意見を反映しつつ積極的に講ずること。
- 五 農林漁業者が、今後も福島県において生産活動できるよう、各種計画の策定において、格別な配慮をすること。
- 六 産業活性化のため工場等の産業集積を行う際、円滑に事業展開が行えるよう、区域指定等について、特段の配慮をすること。

- 七 あらゆる産業の再生及び新たな産業の創出等を通じた雇用の拡大及びその円滑な紹介等に全力で取り組むこと。
 - 八 健康被害に対する不安を払拭し、健康被害の未然防止、早期発見及び治療のため、健康管理調査の着実な実施等、国は万全な措置を講じるとともに、適切な医療・福祉サービスの確保のために、医師、看護師、介護士等の専門従事者の確保に取り組むこと。
 - 九 除染等の措置等の実施に当たり、必要な資機材を福島で調達するよう配慮するとともに、除染従事者の放射線管理を徹底し、その雇用に際しては、処遇が確保されるよう確認すること。
 - 十 東京電力福島第一原子力発電所事故の1日も早い非常事態宣言の終結に全力で努めるとともに、作業従事者の放射線管理・緊急被ばく医療の強化等安全対策及び処遇内容の充実に努めること。
 - 十一 子どもが子どもらしく育ち生活することができる環境の回復又はその代替的提供のために必要な施策を進めること。
 - 十二 他の地域との教育格差を防止する観点から、教育環境の改善に配慮すること。
 - 十三 原子力災害に起因する差別をなくす措置を講ずること。
 - 十四 原子力災害により避難を余儀なくされている住民のうち、被災前に同居していた家族が複数の地域に分かれて避難している者に対し、格別の支援を講ずること。
 - 十五 再生可能エネルギー源の利用の支援及び再生可能エネルギーの開発及び導入のために必要な措置並びにエネルギーの供給源の多様化のために必要な措置について全力で取り組むこと。
 - 十六 風評被害の回復に万全を期すこと。
 - 十七 除染等の措置等の実施に伴い生じた土壌等に係る中間貯蔵施設及び最終処分場の在り方について、福島県及び県内の市町村と誠実な協議を行うこと。
 - 十八 産業復興再生計画の認定申請に当たり、産業復興再生事業及びこれに関連する事業に係る条例の制定に関連する法令の規定の解釈を求められた場合は、速やかに当該法令の規定の解釈に係る資料の交付を行い、回答を行うに当たっては、福島の復興及び再生の推進の趣旨及び目的並びに福島の地方公共団体の自主性及び自立性に十分配慮すること。新たな規制の特例措置等に関する提案に産業復興再生事業及びこれに関連する事業に係る条例に関する事項が含まれる場合も、同様とすること。
 - 十九 新たな規制の特例措置に関する提案がされた場合に、新たな措置を講ずる必要がないと認めるときに行う通知においては、その根拠をできるだけ詳細に記載した資料を添付するものとし、かつ、その旨及びその理由を国会に報告する際は、当該資料を国会に提出するとともに、インターネットで公表すること。
 - 二十 本法第1条の目的及び本法第5章に規定する規制の特例措置の趣旨に鑑み、本法に規定されていないものであっても、特例措置を講じることにより事務手続が簡素化され、福島の地方公共団体にとって有益であると判断されるものについては、速やかに法的措置を講ずること。
 - 二十一 福島復興再生基本方針を定めるに当たっては、十八から二十までの項目を具体的に盛り込むこと。
 - 二十二 福島の地方公共団体に対し、本法に盛り込まれた制度の趣旨や内容の周知を図ること等をはじめとして復興庁が極力福島の地方公共団体の立場に立った対応に努める等により、本法に盛り込まれた制度が活用されるよう努めること。
- 右決議する。

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第24号)

(衆議院 24.3.23修正議決 参議院 3.23沖縄及び北方問題に関する特別委員会付託 3.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、これまでの沖縄振興における成果と課題を踏まえ、沖縄の優位性を生かした自立型

経済を発展させるための施策を、沖縄が自ら主体的に講じることにより、その潜在力を存分に引き出すことが可能となるよう、沖縄振興特別措置法を改正し、沖縄の自主性を最大限に尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図るための特別措置の充実等を図るとともに、その有効期限を平成34年3月31日まで10年間延長する等の所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、内閣総理大臣は、沖縄の振興を図るため、沖縄振興基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとし、沖縄県知事は、基本方針に基づき、沖縄振興計画を定めるよう努める。
- 二、観光の振興のため、現行の観光振興地域制度に代わり、観光地形成促進地域制度を設けるとともに、通訳案内士法の特例の創設、沖縄型特定免税店制度の拡充、航空機燃料税の軽減措置の拡充等の措置を講ずる。
- 三、沖縄の製造業等の高度化及び事業革新の促進のため、現行の産業高度化地域制度に代わり、産業高度化・事業革新促進地域制度を創設する。
- 四、沖縄の地理的優位性を生かした国際物流拠点産業の集積を図るため、現行の自由貿易地域及び特別自由貿易地域制度に代わり、国際物流拠点産業集積地域制度を創設する。また、国際物流拠点産業集積地域の指定要件として、「国際物流拠点産業の用に供する土地の確保が容易である地域」等を明記するとともに、税関、検疫機関等に係る業務体制の整備等に関する国の努力義務の規定を設ける(衆議院修正)。
- 五、良好な景観の形成、子育ての支援等、沖縄の振興を図るに当たって必要な配慮規定を創設する。
- 六、新たな公共交通機関の在り方についての調査及び検討の対象として、「鉄道」及び「軌道」の「整備」を明記する(衆議院修正)。
- 七、沖縄県が自主的な選択に基づいて実施する沖縄の振興に資する事業等について、当該事業等の実施に要する経費に充てるための交付金に係る規定を創設する。また、沖縄県は、沖縄の振興に資する事業等に充てる経費の全部又は一部を支弁するため、基金を設けることができるとともに、国は、特段の事情がある事業等であると認めるときは、当該基金の財源に充てるために必要な資金として交付金を交付することができる(衆議院修正による追加)。
- 八、不発弾等の処理の促進を図るため、その調査、探査、発掘、除去等に関する施策の充実に関する配慮規定を設ける(衆議院修正による追加)。
- 九、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律に規定する酒税及び揮発油税に関する特例の延長等の措置を講ずる。
- 十、この法律は、平成24年4月1日から施行する。

【附帯決議】(24.3.28沖縄及び北方問題に関する特別委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点に留意し、今後の沖縄振興の推進に遺漏なきを期すべきである。

- 一、政府は、沖縄振興予算における公共事業関係費については、沖縄県及び市町村の自主性を拡大するため、今後、一括交付金の対象となる経費の一層の拡大を検討すること。
- 二、政府は、沖縄県における直轄事業の実施に当たっては、地元企業の受注機会の拡大に十分配慮すること。
- 三、政府は、離島に住所を有する妊産婦の通院及び宿泊に対する支援、離島との航路・航空路による人の往来又は物資の流通の確保に対する支援及び離島の区域外の高等学校に進学した生徒の通学に対する支援については、今後、離島振興法においてこれらの支援に係る規定が設けられた場合は、沖縄県が他の離島に係る財政措置に比べて不利となることのないよう、必要な措置を講ずること。
- 四、政府は、揮発油税・地方揮発油税の軽減措置に関しては、3年後の期限において、沖縄県の県民生活や企業活動に影響を与えることのないよう、期限の延長その他の必要な措置を講ずること。
右決議する。

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第25号)

(衆議院 24. 3. 23修正議決 参議院 3. 23沖縄及び北方問題に関する特別委員会付託 3. 30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、駐留軍用地の跡地利用について定めた沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の有効期限を平成34年3月31日まで10年間延長するとともに、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進するための特別措置の充実等の所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、現行の沖縄振興特別措置法第7章と沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の2法に分かれて規定されている駐留軍用地跡地に関する規定について、本法律案に一元的に定める。また、法律の題名を「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」に改める(衆議院修正)。
- 二、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に当たっては、当該土地の返還を受けた所有者等の生活の安定が図られるよう必要な配慮がなされること等、基本理念に関する規定を定める(衆議院修正による追加)。
- 三、国は、基本理念にのっとり、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することを明記する(衆議院修正)。
- 四、国は、日米合同委員会において返還が合意された駐留軍用地の区域の全部について、返還後において当該土地を利用する上での支障の除去に関する措置を所有者等に引き渡す前に講ずることを明記する(衆議院修正)。
- 五、沖縄県知事又は関係市町村の長は、日米安全保障協議委員会又は日米合同委員会において返還が合意された駐留軍用地において調査及び測量を行う必要があると認めるときは、国に対し、当該駐留軍用地についての調査及び測量の実施に関してあっせんを申請することができる。この場合において、国は、当該駐留軍用地についての調査及び測量の実施に関するあっせんを行わなければならないとともに、当該申請をした沖縄県知事又は関係市町村の長からの求めがあった場合には、あっせんの状況について通知する(衆議院修正)。
- 六、国は、駐留軍用地跡地の所有者等の負担の軽減を図る等のため、当該土地の所有者等が、当該土地が引き渡された日以後引き続き当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、引渡日の翌日から起算して3年を超えない期間内で、所有者等の申請に基づき給付金を支給する。
- 七、駐留軍用地跡地の円滑な利用の推進に資するため、駐留軍用地が返還される前の段階からの地方公共団体等による駐留軍用地内の土地の先行取得に係る規定を創設する。
- 八、特定振興駐留軍用地跡地及び大規模振興拠点駐留軍用地跡地の指定の規定に換え、拠点返還地の指定の規定を定めるとともに、特定跡地給付金及び大規模跡地給付金について、特定給付金として一本化し、その支給の限度となる期間は、当該駐留軍用地跡地における土地の使用又は収益が可能となると見込まれる時期を勘案して政令で定める期間とする(衆議院修正)。
- 九、沖縄担当大臣、内閣総理大臣が指定する国務大臣、沖縄県知事及び関係市町村の長は、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する施策に関し必要な協議を行うため、駐留軍用地跡地利用推進協議会を組織することができる(衆議院修正)。
- 十、この法律は、平成24年4月1日から施行する。

【附帯決議】(24. 3. 28沖縄及び北方問題に関する特別委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、沖縄県及び市町村が駐留軍用地跡地の利用促進のための公共事業を行う際には、過大な地方負担を生じさせることのないよう、適切な措置を講ずるべきである。

右決議する。

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(閣法第26号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、平成24年度における基礎年金に係る国庫負担割合について、国債を発行し、交付することにより2分の1とする等の措置を講ずるとともに、平成12年度以降の各年度における年金額等の改定の特例措置による年金額等の水準について、段階的に適正化を図る等の措置を講じようとするものであったが、提出後、平成24年度及び平成25年度における基礎年金に係る国庫負担割合について、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律案(閣法第2号)第3条第1項の規定により発行する公債の発行による収入金を活用した財源の確保により2分の1とする等の内閣修正が行われた。

災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第27号)

(衆議院 24. 7. 31可決 参議院 8. 27経済産業委員会付託 8. 29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災の発生により石油の供給が不足した事態を踏まえ、災害時における石油の供給不足に対処するため、特定の石油精製業者等に災害時における石油の供給に係る連携に関する計画の作成及び届出を義務付ける等の措置を講ずるとともに、石炭資源等の効果的な開発を促進するため、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務に石炭資源等の開発に係る業務を追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、石油の備蓄の確保等に関する法律の一部改正

- 1 法律の目的に、我が国における災害の発生により国内の特定の地域への石油の供給が不足する事態が生じた場合において石油の安定的な供給を確保すること等を追加する。
- 2 我が国における災害の発生により国内の特定の地域への石油の供給が不足する事態が生ずる等の場合において、石油基準備蓄量等を減少することができるものとする。
- 3 経済産業大臣が指定する特定石油精製業者等は、共同して、我が国における災害の発生により国内の特定の地域への石油の供給が不足する事態が生ずる等の場合において当該地域への石油の安定的な供給を確保するための当該特定石油精製業者等相互間の連携に関する災害時石油供給連携計画を作成し、経済産業大臣に届け出なければならないこととするともに、当該計画の変更及び実施に係る勧告その他の必要な規定を設ける。
- 4 経済産業大臣が指定する特定石油ガス輸入業者等は、共同して、我が国における災害の発生により国内の特定の地域への石油ガスの供給が不足する事態が生ずる等の場合において当該地域への石油ガスの安定的な供給を確保するための当該特定石油ガス輸入業者等相互間の連携に関する災害時石油ガス供給連携計画を作成し、経済産業大臣に届け出なければならないこととするともに、当該計画の変更及び実施に係る勧告その他の必要な規定を設ける。
- 5 経済産業大臣は、災害時石油供給連携計画等の届出を受理したときは、その届出に係る災害時石油供給連携計画等の写しを公正取引委員会に送付するものとし、公正取引委員会は、必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、当該送付を受けた災害時石油供給連携計画等について意見を述べるものとする。
- 6 自動車に直接給油する事業を行う営業所(給油設備の規模が一定の規模以上であること等の要件に該当するものに限る。)を有する石油販売業者は、あらかじめ、当該営業所の給油設備の規模を経済産業大臣に届け出なければならないものとする。
- 7 経済産業大臣は、国家備蓄石油(指定石油製品に限る。)の管理については石油精製業者等に委託することができるものとする。
- 8 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構は、特定石油精製業者等による災害時石油供給連携計画の実施等に関し、必要な人的及び技術的援助を行うことができるものとする。

二、石油需給適正化法の一部改正

法律の目的に、我が国における災害の発生により国内の石油の大幅な供給不足が生ずる場合において、石油の適正な供給を確保するための措置を講ずること等を追加する。

三、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部改正

- 1 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が現在実施している石炭資源及び地熱資源の開発を促進するために必要な業務及び石炭経過業務を独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構へ移管する。
- 2 特定石油精製業者等による災害時石油供給連携計画の実施等に関する援助業務を規定する。
- 3 財政投融资特別会計の投資勘定の資金を、天然ガス等の資源開発への出資等の業務に対して活用することに伴い、経理の区分を変更する。

四、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

経済社会課題対応事業の促進に関する法律案(閣法第28号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、最近における経済社会情勢の変化に伴い、エネルギーの利用の制約への適応又はその緩和、就業者数の増加又は維持その他我が国の経済社会の持続的な発展のための新たな課題に対応することの必要性が高まっている中で、その重要性が増大している経済社会課題対応事業を促進するため、経済社会課題対応事業の実施に必要な資金の調達円滑化に関する措置並びに経済社会課題対応事業に係る製品及び役務の需要の開拓を図るための措置を講じようとするものである。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第29号)

(衆議院 審議未了)

【要旨】

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、航空自衛隊の航空総隊及び航空支援集団の改編、防衛医科大学校の保健師及び看護師を養成する課程の新設、日豪物品役務相互提供協定等の実施に係る規定の整備等を講ずるものである。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第30号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の一層の促進を図るため、利用料金を自らの収入として収受する公共施設等の整備等に関する事業を実施する民間事業者に対する金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給その他の支援を行うことにより、我が国において特定事業を推進することを目的とする株式会社民間資金等活用事業推進機構に関し、その設立、業務の範囲、財政上の措置等を定めようとするものである。

内閣府設置法等の一部を改正する法律案(閣法第31号)

(衆議院 24.6.15修正議決 参議院 6.19内閣委員会付託 6.20本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、内閣府に次の所掌事務を追加する。

- 1 宇宙の開発及び利用(以下「宇宙開発利用」という。)の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務

- 2 宇宙開発利用に関する関係行政機関の事務の調整に関する事務
- 3 宇宙開発利用の推進に関する事務(他省の所掌に属するものを除く。)
- 4 多様な分野において公共の用又は公用に供される人工衛星等で政令で定めるもの及びその運用に必要な施設又は設備の整備及び管理に関する事務
- 5 2から4に掲げるもののほか、宇宙開発利用に関する施策に関する事務(他省の所掌に属するものを除く。)

二、内閣府に、他省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣及び他省の大臣政務官の職を占める者をもって充てられる大臣政務官を置くことができる。

三、内閣府に宇宙政策委員会を置き、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 宇宙政策委員会は、内閣総理大臣等の諮問に応じて、宇宙開発利用に関する政策及び関係行政機関の宇宙開発利用に関する経費の見積りの方針等に関する重要事項並びに人工衛星及びその打上げ用ロケットの打上げの安全の確保又は宇宙の環境の保全に関する重要事項を調査審議する。
- 2 宇宙政策委員会は、1に掲げる重要事項に関し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができ、また、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係各大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

四、文部科学省の所掌事務として、宇宙の利用の推進に関する事務のうち科学技術の水準の向上を図るためのものに関することを規定するとともに、宇宙開発委員会を廃止する。

五、独立行政法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という。)は、人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用等の業務を、宇宙基本法第2条の宇宙の平和的利用に関する基本理念にのっとり、総合的かつ計画的に行う。

六、機構の業務として、人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用等の業務に関し、民間事業者の求めに応じて援助及び助言を行うことを追加する。

七、機構の主務大臣は、中期目標(航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発等に係る部分を除く。)を定め、又は変更するに当たっては、宇宙基本計画に基づかなければならない。

八、機構の主務大臣は、関係行政機関の要請を受けて、我が国の国際協力の推進若しくは国際的な平和及び安全の維持のため特に必要があると認めるとき又は緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、必要な措置をとることを求めることができる。

九、機構に次の主務大臣を追加する。

- 1 人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用等に関する業務(宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。)であって宇宙の利用の推進に関するもの並びにこれらに関連する成果の普及及び施設設備の供用に関する事項については、文部科学大臣、内閣総理大臣及び総務大臣
- 2 人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用等に関する業務(宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。)であって政令で定める人工衛星等又は施設若しくは設備に関する事項並びにこれらに関連する成果の普及及び施設設備の供用に関する事項については、文部科学大臣、総務大臣及び政令で定める大臣
- 3 2の政令で定める人工衛星等又は施設若しくは設備に関する事項(宇宙の利用の推進に関するものに限る。)並びにこれらに関連する成果の普及及び施設設備の供用に関する事項については、文部科学大臣、内閣総理大臣、総務大臣及び政令で定める大臣
- 4 六に関する事項については、文部科学大臣、内閣総理大臣、総務大臣及び経済産業大臣

十、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案の法律としての施行期日が経過したことに伴い、所要の規定の整理を行うことを内容とする修正が行われた。

【附帯決議】(24.6.20内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一、独立行政法人宇宙航空研究開発機構の業務を推進するに当たっては、宇宙基本法第2条に規定する宇宙の平和的利用に関する基本理念から逸脱することのないようにすること。
 - 二、内閣府に兼職の副大臣又は大臣政務官を置くに当たっては、権限と責任を明確にするとともに、他省の業務と内閣府の業務が連携して円滑に遂行されるようその方針の下に、万全を期すこと。
 - 三、厳しい財政状況の中で、毎年多額の予算を投じている衛星関係を含む宇宙関係予算については、より多くの国民の理解が得られるよう、その成果等の情報公開に一層努めること。
- 右決議する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案(閣法第32号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行う国民が、手続の簡素化による負担の軽減及び本人確認の簡易な手段を得られるようにするために必要な事項を定めようとするものである。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第33号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の規定の整備等を行おうとするものである。

消費者安全法の一部を改正する法律案(閣法第34号)

(衆議院 24. 8. 2修正議決 参議院 8. 2消費者問題に関する特別委員会付託 8. 29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、生命又は身体の被害に係る消費者事故等の原因を究明し、その再発又は拡大の防止を図るため、消費者庁に消費者安全調査委員会を設置し、生命又は身体の被害に係る消費者事故等の原因についての調査等を行うために必要な権限等について定めるとともに、消費者の財産に対する重大な被害の発生又は拡大の防止を図るため、内閣総理大臣による事業者に対する勧告等の措置について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、生命又は身体の被害に係る消費者事故等の調査

- 1 消費者庁に、消費者安全調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置く。調査委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - イ 生命身体事故等(運輸安全委員会の調査対象である航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等を除く。)の原因及び生命身体事故等による被害の原因を究明するための調査を行うこと。
 - ロ 他の行政機関(運輸安全委員会を除く。)又は地方公共団体による生命身体事故等についての調査又は検査の結果の評価を行うこと。
 - ハ イ又はロ(以下「事故等原因調査等」という。)の結果に基づき、生命身体事故等による被害の拡大又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等の発生の防止のため講ずべき施策又は措置について内閣総理大臣に対し勧告すること。
- 二 生命身体事故等による被害の拡大又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等の発生の防止のため講ずべき施策又は措置について内閣総理大臣又は関係行政機関の

長に意見を述べること。

ホ イからニに掲げる事務を行うために必要な基礎的な調査及び研究を行うこと。

- 2 調査委員会は、委員7人以内で組織する。委員は任期2年、非常勤とし、調査委員会の所掌事務の遂行につき科学的かつ公正な判断を行うことができると認められる者のうちから、内閣総理大臣が任命する。委員は、独立してその職権を行う。
- 3 調査委員会は、1のイの調査を行うため必要な限度において、立入検査等の処分をすることができる。
- 4 何人も、生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るために事故等原因調査等が必要であると思料するときは、調査委員会に対し、その旨を申し出て、事故等原因調査等を行うよう求めることができる。調査委員会は、申出があったときは、検討の上、必要があると認めるときは、事故等原因調査等を行わなければならない。
- 5 調査委員会は、事故等原因調査等の実施に当たっては、被害者及びその家族又は遺族の心情に十分配慮し、これらの者に対し、当該事故等原因調査等に関する情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供するものとする。

二、重大な財産被害に係る措置等

- 1 取引の分野についての消費者事故等のうち、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、事業者が示す内容が実際のもものと著しく異なる取引等が行われることにより、多数の消費者の財産に被害を生じ、又は生じさせるおそれのあるものを「多数消費者財産被害事態」と定義する。
- 2 内閣総理大臣は、消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために相当であると認めるときは、関係行政機関の長等に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を提供することができる。
- 3 内閣総理大臣は、多数消費者財産被害事態が発生した場合において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るために必要があると認めるときは、当該多数消費者財産被害事態を発生させた事業者に対し、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引の取りやめその他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。事業者が正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかった場合は、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

三、施行期日等

- 1 一の改正規定は平成24年10月1日から、二の改正規定は平成25年4月1日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

なお、本法律案は、衆議院において、重大事故に関し被害者等から一の4の申出があった場合に事故等原因調査等を行わないこととしたときはその理由を通知すること、事故等原因調査等の申出をしたことを理由とする不利益取扱いを禁止すること、附則において、この法律の施行前に発生した生命身体事故等も事故等原因調査等の対象となる旨を明記することを主な内容とする修正が行われた。

【附帯決議】(24.8.28消費者問題に関する特別委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一、消費者安全調査委員会は、必要な調査等が漏れなく行われるよう、生命身体事故等の中からその対象を選定するため、「公共性」「単一事故の規模」「多発性」「消費者自身による回避可能性」「被害の程度」等の観点を踏まえ、指針を策定すること。
- 二、消費者安全調査委員会が、事故等原因調査に必要な事故現場の検証や生命身体事故等関係者からの事情聴取について、刑事手続との関係で制約されることなく十分に実施することができるよう、必要な措置を講ずること。この場合、警察等の捜査機関にあっては、消費者の利益の確保と再発防止を図る観点から、積極的に資料提供に協力すること。

- 三、消費者安全調査委員会は、事故等原因調査等を完了した後に、究明した事故等の原因(事故については、事故に伴い発生した被害の原因を含む。)に変更を生じる可能性のある新たな証拠又は知見が利用可能となった場合において、生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るため当該生命身体事故等に係る事故等原因を再度究明することが必要であると認めるときは、事故等原因調査等を改めて行うこと。
- 四、事故等原因調査の報告書の作成に当たっては、被害者等が報告書を閲覧することに留意するとともに、その内容が生命身体被害の発生又は拡大の防止に資することを踏まえ、記述はできるだけ平易な表現で具体的に行うなど、消費者に理解しやすいものとなるよう十分配慮すること。
- 五、消費者庁は、多種多様な生命身体事故等に係る事故等原因調査等や、申出制度・情報提供等における被害者支援を消費者安全調査委員会が十全に行えるよう、その事務局機能を含めた体制の充実強化を図ること。また、消費者安全調査委員会の委員の一部を常勤とすることを検討すること。
- 六、消費者安全調査委員会による事故等原因調査等の実施に当たっては、独立行政法人国民生活センターが商品テスト等において果たしてきた役割に鑑み、その技術やノウハウ等必要な機能の維持・充実により、実効性の向上を図ること。
- 七、消費者庁は、消費者の財産被害の発生又は拡大の防止を図るため、消費者安全法に基づく消費者への注意喚起、各大臣に対する措置要求の権限とともに、関係行政機関の長等に対する情報提供、多数消費者財産被害事態に係る事業者に対する勧告及び命令の権限を、積極的かつ実効的に活用すること。
- 八、消費者庁は、多数消費者財産被害事態を発生させた事業者に対し、必要な調査等を迅速かつ十分に行うことができるよう、体制の整備に努めること。
- 九、消費者庁は、財産分野における消費者被害の更なる救済等を図るため、集団的消費者被害回復に係る訴訟制度、行政による経済的不利益賦課制度及び財産の隠匿・散逸防止策の検討を早急に進めること。
- 右決議する。

地方公共団体情報システム機構法案(閣法第35号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳法、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うこと等を目的とする地方公共団体情報システム機構を設立することとし、その組織、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものである。

農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案(閣法第36号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進することにより農山漁村の活性化を図るため、主務大臣による基本方針の策定、市町村による基本計画の作成及び設備整備計画の認定、当該認定を受けた設備整備計画に従って行う事業についての農地法、森林法、漁港漁場整備法等の特例並びに農林地所有権移転等促進事業について定めようとするものである。

不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第37号)

(衆議院 24. 3. 23可決 参議院 3. 27内閣委員会付託 3. 30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近年における不正アクセス行為の手口の変化に対応し、その禁止の実効性を確保するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、識別符号の不正流通の防止

- 1 不正アクセス行為の用に供する目的で、他人の識別符号を取得する行為及び不正に取得された他人の識別符号を保管する行為を禁止するとともに、その違反者を処罰する。
- 2 不正アクセス助長行為として禁止されている他人の識別符号の提供行為の範囲を、どの特定電子計算機の特定利用に係るものであるかが明らかでない識別符号を提供する行為に拡張するとともに、その違反者を処罰する。
- 3 アクセス管理者になりすまし、その他アクセス管理者であると誤認させて、アクセス管理者が利用権者に対し識別符号を特定電子計算機に入力することを求める旨の情報を、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く行為及び電子メールにより利用権者に送信する行為を禁止するとともに、その違反者を処罰する。

二、都道府県公安委員会による啓発及び知識の普及

不正アクセス行為からの防御に関する啓発及び知識の普及に努める者に都道府県公安委員会を加える。

三、アクセス管理者による防御措置を支援する団体に対する援助

国家公安委員会、総務大臣及び経済産業大臣は、アクセス管理者によるアクセス制御機能の高度化等の措置を支援することを目的として組織する団体であつて、当該支援を適正かつ効果的に行うことができると認められるものに対し、必要な情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならないこととする。

四、不正アクセス行為等に係る罰則の法定刑の引上げ

不正アクセス行為をした者及び相手方に不正アクセス行為の用に供する目的があることの情を知って他人の識別符号を提供した者に係る罰則の法定刑を引き上げる。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第38号)(先議)

(参議院 24. 4. 16環境委員会付託 6. 20本会議可決 衆議院 8. 10可決)

【要旨】

本法律案は、平成25年3月31日までに特定支障除去等事業を完了させることが困難な事案や、新たに都道府県等が特定支障除去等事業として実施することを希望している事案がある状況に鑑み、平成10年6月16日以前に不法投棄等が行われた特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を引き続き計画的かつ着実に推進していくため、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の有効期限を平成35年3月31日まで延長する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律の有効期限を平成35年3月31日まで延長することとする。
- 二、環境大臣は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成34年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本的な方針を定めなければならないこととする。
- 三、都道府県等は特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計画を定めようとするときは、平成25年3月31日までに環境大臣に協議しなければならないこととする。
- 四、この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(24. 6. 18環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、これまで行われてきた特定支障除去等事業について総点検を行った上で、本法の有効期限であ

- る平成34年度末までに特定支障除去等事業が完了するよう、都道府県等に対し計画的かつ着実な実行を求めるとともに、事業の進捗状況を把握し、助言、技術的支援等を十分に講ずること。
- 二、特定産業廃棄物に係る支障の除去等に当たっては、不適正処分の行為者や排出事業者等に対する責任追及及び費用求償を強化・徹底して行うよう都道府県等に求めること。
- 三、都道府県等による実施計画の策定に当たっては、不適正処分の行為者や排出事業者等に対する措置について第三者等による検証を行い、その結果を明らかにするとともに、再発防止策を含め、当該都道府県等の責任を明確にするよう求めること。
- また、地域住民の不安解消を図るため、特定支障除去等事業の完了に至るまで地域住民とのリスクコミュニケーションが十分に行われるよう必要な措置を講ずること。
- 四、特定支障除去等事業の実施に当たっては、新たな生活環境保全上の支障が生じないよう安全性の確保に万全を期すこと。
- 五、1,4-ジオキサン等の化学物質による環境汚染に係る除去処理技術に関する情報収集及び提供を行うとともに、有害物質による環境汚染の未然防止を図るため、環境汚染が懸念される化学物質のリスクに関する科学的知見の集積及び周知を行うこと。
- 六、産業廃棄物の適正処理の確保を図るため、電子マニフェストの普及拡大に向けて、普及率50パーセント以上の数値目標を設定し、その早期達成に積極的に取り組むこと。
- 七、本法が対象としない平成10年6月以降の不適正処分事案に係る支障の除去等について、産業廃棄物適正処理推進センターの基金の造成に対し、平成25年度以降も引き続き事業者等の協力が得られるよう努めること。
- 八、産業廃棄物の適正処理の確保を図るとともに産業廃棄物処理業界への信頼の醸成に資するため、当該業界に対し公益通報者保護制度についての周知に努めること。
- 九、産業廃棄物処理業界の健全な発展及び従事者の福利厚生の上昇を図るため、当該業界における厚生年金基金の運用が適切になされるよう注視すること。
- 十、循環型社会の形成に向けて、資源の安定的な調達を図る観点からも、産業廃棄物の再資源化を一層促進するためEPRの強化等を含めた総合的な施策を講ずること。
- 十一、平成22年改正廃棄物処理法により規定された排出事業者による産業廃棄物の処理状況確認の努力義務について、産業廃棄物の適正な処理の確保が図られるよう、廃棄物処理業者の財務状況を含めた処理状況確認に関するガイドライン等を作成すること。
- 右決議する。

海上運送法の一部を改正する法律案(閣法第39号)(先議)

(参議院 24. 7. 23国土交通委員会付託 7. 27本会議可決 衆議院 9. 6可決)

【要旨】

本法律案は、我が国の対外船舶運航事業者による安定的な国際海上輸送の確保を一層推進するため、あらかじめ、航海命令に際して日本船舶として確実かつ速やかに航行することが可能となる一定の要件を満たす外国船舶を準日本船舶として認定し、当該準日本船舶が日本船舶に国籍を変更するために必要となる測度に関する手続の特例を設ける等の所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 準日本船舶に関する措置の基本方針への位置づけ

国土交通大臣が定める基本方針に、二の四の準日本船舶の確保並びにこれに乗り組む船員の育成及び確保に関する施策について定めることができることを明確化するものとする。

二 準日本船舶の認定制度の創設

- 1 対外船舶運航事業を営む者(以下「対外船舶運航事業者」という。)は、日本船舶以外の船舶であって、その子会社が所有し、かつ、自らが運航するものについて、次のいずれにも適合していることにつき、国土交通大臣の認定を申請することができるものとする。

イ 対外船舶運航事業者が、その子会社との間で、当該対外船舶運航事業者に対し航海命令が

発せられた場合において当該船舶を当該命令による航海に従事させる必要があるときに、当該子会社が当該対外船舶運航事業者に譲渡することを内容とする契約を締結していること。

ロ 当該船舶に関する事項及び当該船舶の運航に従事する船員に関する事項が、航海命令による航海に確実かつ速やかに従事させるため必要な一定の要件に該当すること。

2 対外船舶運航事業者は、認定の申請をしようとするときは、あらかじめ、当該申請に係る船舶について国土交通大臣が行う測度を受けなければならないものとする。

3 国土交通大臣は、認定の申請があった場合において、当該申請に係る船舶が要件に適合すると認めるときは、その認定をし、当該船舶の名称、総トン数等その他の事項を記載した認定証を交付するものとする。

4 3の認定を受けた対外船舶運航事業者(以下「認定対外船舶運航事業者」という。)は、当該認定に係る船舶(以下「準日本船舶」という。)について、名称、総トン数等、1のイの契約の内容等に変更があったとき又は航海命令による航海に確実かつ速やかに従事させることができなくなるおそれがある事由が生じたときは、国土交通大臣にその旨を届け出なければならないこととするとともに、当該変更に係る事項が認定証の記載事項に該当するときは、認定証の書換えを申請しなければならないものとする。

5 認定対外船舶運航事業者は、認定証の書換えの申請(総トン数等の変更に係るものに限る。)をしようとするときは、あらかじめ、当該準日本船舶について国土交通大臣が行う総トン数等の測度を受けなければならないものとする。

6 認定対外船舶運航事業者は、準日本船舶を譲り受けたとき等には、国土交通大臣にその旨を届け出なければならないものとする。

7 国土交通大臣は、6の届出があったときは、当該認定を取り消すものとする。

8 国土交通大臣は、準日本船舶が1のイ若しくはロの要件に適合しなくなったと認めるとき、又は認定対外船舶運航事業者が4若しくは6の規定に違反したと認めるときは当該準日本船舶に係る認定を取り消すことができるものとする。

三 船舶法及び船舶のトン数の測度に関する法律の特例

認定対外船舶運航事業者がその子会社の所有する準日本船舶を譲り受けた旨の届出をした場合において、国土交通大臣が、当該届出に係る船舶の認定証に記載された総トン数等に変更がないことの確認を行ったときは、当該船舶の総トン数の測度の申請及び総トン数の測度が行われ、かつ、国際総トン数及び純トン数の測度が行われたものとみなすものとする。

四 日本船舶及び準日本船舶の確保に関する事項の公表

国土交通大臣は、毎年度、日本船舶及び準日本船舶の確保に関する事項を公表するものとする。

五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

【海上運送法の一部を改正する法律案、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案及び船員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議】(24.7.26国土交通委員会議決)

政府は、これらの法律の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 東日本大震災及び原発事故の教訓を踏まえ、災害など非常時における安定的海上輸送の確保を図ることは喫緊の課題である。このため、準日本船舶の認定を促進する観点から、準日本船舶の認定要件及び海上運送法の改正等を前提に拡充が予定されているトン数標準税制については、日本船舶の増加のインセンティブにも配慮しつつ、関係事業者の実情や他の海運国との均衡を十分に踏まえたものとする。

二 2013年以降に建造契約を結ぶ船舶に係る二酸化炭素放出規制の導入を踏まえ、先駆的な省エネ・環境技術の研究開発の促進及びその成果の普及を図るとともに、造船業の受注力強化・販路拡大を始めとする海事産業強化に向けた取組を、官民一体となって戦略的に推進すること。

三 改正船員法により制度化される事項が確実に実施され、船員の労働条件や労働環境の改善につながるよう、船舶所有者、船員その他の関係者に対し、その内容の周知徹底を図るとともに、労使の取組状況を把握し助言等必要な支援を行うこと。また、法定検査及び寄港国検査が適切に実施されるよう、登録検査機関を含めた検査実施体制の充実に努めること。

四 海上輸送に多くを依存している我が国にとって、資質の高い船員の確保が重要な課題である。このため、海事産業の魅力についての海事広報活動に努めるとともに、特に、優秀な若者が海事関係の進路を選択するよう船員養成機関や海事産業界が学校教育の現場と連携して行う取組を支援すること。

右決議する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第40号)(先議)

(参議院 24.7.23国土交通委員会付託 7.27本会議可決 衆議院 9.6可決)

【要旨】

本法律案は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書等の国際基準に適確に対応しつつ、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する対策の一層の強化等を図るため、一定の船舶に対する二酸化炭素放出抑制航行手引書の作成及び備置き等の義務付け、独立行政法人海上災害防止センターの解散に伴う指定法人に関する制度の創設、海洋汚染等防止証書等の有効期間の特例の見直し等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 船舶からの二酸化炭素の放出の規制

- 1 日本の排他的経済水域を越えて航行する一定の新造船に対して、設計上における二酸化炭素排出量が適切に算定され、当該排出量が一定の基準に適合していることについて、国土交通大臣の確認を受けることを義務付ける。
- 2 日本の排他的経済水域を越えて航行する一定の新造船及び現存船に対して、二酸化炭素の排出削減のための航行上の措置を定めた二酸化炭素放出抑制航行手引書を作成し、当該手引書について国土交通大臣の承認を受けるとともに、これを備え置くことを義務付ける。
- 3 国土交通大臣は、外国船舶が国内の港にある間、二酸化炭素排出量に係る基準等に関し、条約の要件に適合しているかどうかについて、必要な監督を行うこととする。

二 指定海上防災機関に関する制度の創設

排出油等の防除等を行う独立行政法人海上災害防止センターを解散し、指定海上防災機関に関する制度を創設する。

三 海洋汚染等防止証書等の有効期間の延長

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等に基づいて交付される証書について、定期検査に合格した際に新たな証書の交付を受けるまでの間において、検査終了後直ちに船舶が航行できるよう、従前の証書の有効期間を延長することができることとする。

四 この法律は、一部の規定を除き、平成25年1月1日から施行する。ただし、二の規定については平成25年10月1日から施行する。

【附帯決議】(24.7.26国土交通委員会議決)

海上運送法の一部を改正する法律案(閣法第39号)と同一内容の附帯決議が行われている。

船員法の一部を改正する法律案(閣法第41号)(先議)

(参議院 24.7.23国土交通委員会付託 7.27本会議修正議決 衆議院 9.6可決)

【要旨】

本法律案は、二千六年の海上の労働に関する条約(以下「条約」という。)の締結に伴い、船員の労働時間に関する規制を船長にも適用する等の船員の労働条件等に関する規定の整備、国際航海に

従事する一定の日本船舶及び我が国に寄港する一定の外国船舶に対する船員の労働条件等についての検査に関する制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 船員の労働条件の改善

1 雇入契約の締結前及び成立時の書面の交付

船舶所有者は、雇入契約を締結しようとするときは、雇入契約の相手方に対し、労働条件に関する事項について書面を交付して説明し、雇入契約が成立したときは、これらの事項を書面に記載して交付しなければならないものとする。

2 船内苦情処理手続

船舶所有者は、船員が航海中に申し出た苦情を処理するための手続を定めるとともに、当該手続を記載した書面を船員の雇入契約時に交付しなければならないものとする。また、苦情の申出を受けた船舶所有者は、当該手続にのっとり苦情処理を行うとともに、船員に対して苦情の申出を理由とした不利益な取扱いを行ってはならないものとする。

3 その他、条約に対応し、所要の規定の整備を行う。

二 船員の労働条件についての検査

1 法定検査(旗国による検査)

国際航海に従事する一定の日本船舶の船舶所有者に対し、船員の労働条件について、法定検査(旗国による検査)を受けることを義務付ける。検査の結果、条約の要件に適合すると認めるときは、国土交通大臣は、海上労働証書を交付するものとする。

2 寄港国検査(ポートステートコントロール)

国土交通大臣は、外国船舶が国内の港にある間、船員の労働条件に関し、条約に定める要件に適合しているかどうかについて、その職員に検査を行わせることができるものとする。検査の結果、条約の要件に適合していないと認めるときは、国土交通大臣は、当該船舶の船長に対して、航行の停止命令等を行うことができるものとする。

三 附則

1 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、二に関する規定については条約が日本国について効力を生ずる日(以下「発効日」という。)から、三の2で定める発効日前の船員の労働条件等の検査に関する規定については発効日前の政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定める。

【修正要旨】

附則第24条において改正の対象となる国土交通省設置法の規定を「第四条第九十八号」から「第四条第九十九号」に改めるものである。

【附帯決議】(24.7.26国土交通委員会議決)

海上運送法の一部を改正する法律案(閣法第39号)と同一内容の附帯決議が行われている。

競馬法の一部を改正する法律案(閣法第42号)

(衆議院 24.3.27可決 参議院 6.18農林水産委員会付託 6.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近年、競馬の売上げが継続して減少しており、特に地域の活性化に重要な役割を果たしている地方競馬の事業収支が大変厳しい状況にあることに鑑み、競馬の振興を図るため、地方競馬主催者に対する必要な支援の延長の措置を講ずるとともに、払戻金の算出方法を改めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地方競馬全国協会が地方競馬の活性化や競走馬の生産振興のために行う補助業務に必要な資金を確保するため、日本中央競馬会から資金を交付する措置等の期限を5年間延長すること。また、競馬の事業の収支が著しく不均衡な状況にある地方競馬主催者に対し、競馬場の改修等の収支改

善措置に要した費用に充てるため、当該主催者が地方競馬全国協会に交付した金額の一部を還付する措置の期限を5年間延長すること。

二、払戻金を、勝馬投票法の種類ごとに、売得金の額に100分の70以上農林水産大臣が定める率以下の範囲内で、日本中央競馬会又は地方競馬主催者が定める率を乗じて得た金額を、的中した勝馬投票券に按分した金額に改めること。

三、この法律は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、一については、公布の日から施行すること。

【附帯決議】(24.6.19農林水産委員会議決)

近年、中央競馬及び地方競馬の勝馬投票券の売上げが減少する中で、特に地方競馬においては厳しい経営状況が続いている。地方競馬がこれまで畜産振興や地域経済等に重要な役割を果たしてきたことに鑑み、その事業収支を改善し、競馬の健全な発展を図る必要がある。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 競馬の活性化を図るため、競馬主催者において、広報活動の更なる充実、ファンサービスの向上、生産・育成から競争にわたる強い馬づくりの推進等について、より効果的な手法が検討されるよう指導すること。また、地方競馬において老朽化した施設の適切な整備等が講じられるよう指導すること。

二 競馬主催者に対して、払戻金の算出方法の変更は主催者自身が経営判断として払戻率を工夫して設定できるようにするものであることを周知徹底するとともに、勝馬投票券の魅力を高めて売上げの向上と収益の確保を図るよう指導すること。

三 地方競馬主催者の事業収支の改善を図るため、地方競馬主催者相互の連携及び日本中央競馬会との連携がより一層推進されるよう指導するとともに、インターネットを活用した勝馬投票券の発売及び払戻については、システムの効率的な運営等について検討するよう指導すること。

四 競走馬の持続的な生産基盤を確保するため、経営改善に取り組む軽種馬生産農家に対する支援策を充実させるとともに、競走馬の生産・育成において、高度な専門技術を持つ人材の育成を支援すること。

五 中国における競走馬需要の増加等に鑑み、日本産競走馬の輸出増加に向けた環境整備に努めること。

右決議する。

都市の低炭素化の促進に関する法律案(閣法第43号)

(衆議院 24.7.31可決 参議院 8.1国土交通委員会付託 8.29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、社会経済活動その他の活動に伴って発生する二酸化炭素の相当部分が都市において発生しているものに鑑み、都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、市町村による低炭素まちづくり計画の作成及びこれに基づく特別な措置並びに低炭素建築物の普及の促進のための措置を講ずることにより、地球温暖化対策の推進に関する法律と相まって、都市の低炭素化の促進を図り、もって都市の健全な発展に寄与することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 国土交通大臣、環境大臣及び経済産業大臣は、都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針(二において「基本方針」という。)を定め、これを公表しなければならないものとする。

二 市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき、当該市町村の市街化区域等のうち都市の低炭素化の促進に関する施策を総合的に推進することが効果的であると認められる区域について、低炭素まちづくり計画を作成することができるものとする。

三 市町村は、低炭素まちづくり計画の作成に関する協議及び低炭素まちづくり計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会を組織することができるものとする。

四 低炭素まちづくり計画に係る計画区域内において、病院、共同住宅その他の多数の者が利用す

る建築物及びその敷地の整備等に関する事業であって都市機能の集約を図るための拠点の形成に資するもの(集約都市開発事業)を施行しようとする者は、集約都市開発事業に関する計画(集約都市開発事業計画)を作成し、市町村長の認定を申請することができるものとする。また、地方公共団体は、当該認定を受けた計画に係る集約都市開発事業の費用の一部を補助することができるものとする。

五 低炭素まちづくり計画に駐車機能集約区域(駐車場整備地区、商業地域等内の区域であってその区域における駐車施設の機能を集約すべきもの)並びに集約駐車施設の位置及び規模に関する事項が記載されているときは、駐車機能集約区域内で建築物の新築、増築等しようとする者に対し、条例で、集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨等を定めることができるものとする。

六 低炭素まちづくり計画に記載された鉄道利便増進事業等を実施しようとする者は、当該事業を実施するための計画を作成し、これに基づき当該事業を実施するものとするとともに、当該計画について国土交通大臣の認定を受けた場合には、鉄道事業法等による当該事業に係る許可、特許若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなすものとする。

七 低炭素まちづくり計画に樹木保全推進区域(樹木が相当数存在し、これらを保全することにより都市の低炭素化が効果的に促進されることが見込まれる区域)及び保全樹木等基準(当該区域において保全すべき樹木等の基準)が記載されているときは、市町村又は緑地管理機構は、当該樹木等を保全するため、その所有者等と樹木等管理協定を締結して、その管理を行うことができるものとする。

八 低炭素まちづくり計画に記載された下水熱利用のための設備を有する熱供給施設の整備及び管理に関する事業の実施主体は、公共下水道管理者等の許可を受けて、公共下水道等の排水施設からの下水の取水等を行うことができるものとする。

九 市街化区域等内において、低炭素化のための建築物の新築等しようとする者は、低炭素建築物新築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができるものとする。また、建築基準法に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、低炭素建築物の床面積のうち、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

十 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案(閣法第44号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、不動産特定共同事業の活用を一層推進するため、一定の要件を満たす者が届出により特定の不動産特定共同事業を営むことを可能とするとともに、その業務の委託を受ける不動産特定共同事業者について必要な規制を行う等の措置を講じようとするものである。

海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第45号)

(衆議院 24. 8. 10可決 参議院 8. 27国土交通委員会付託 8. 29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国周辺海域における情勢の変化等に対応して、海上保安官等が一定の離島における犯罪に対処できることとするとともに、領海等において停留等を伴う航行を行うやむを得ない理由がないことが明らかであると認められる外国船舶に対し、立入検査を行わずに勧告及び退去命令を行うことができることとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 海上保安庁法の一部改正

1 任務及び所掌事務の整理

海上保安庁の任務に、海上における船舶の航行の秩序の維持を追加し、また、所掌事務に、海上における船舶の航行の秩序の維持に関すること並びに海上における犯罪の予防及び鎮圧に関することを追加するものとする。

2 質問権の対象範囲の拡大

海上保安官は、船舶の所有者若しくは賃借人又は用船者その他海上の安全及び治安の確保を図るため重要と認める事項について知っていると思われる者に対してもその職務を行うために必要な質問をすることができるものとする。

3 遠方離島における犯罪対処

ア 海上保安官及び海上保安官補は、警察官が速やかに犯罪に対処することが困難であるものとして海上保安庁長官及び警察庁長官が告示する離島において、海上保安庁長官が警察庁長官に協議して定めるところにより、当該離島における犯罪に対処することができるものとする。

イ 職務質問等、犯罪の予防及び制止並びに立入に関する警察官職務執行法の規定は、アの場合における海上保安官及び海上保安官補が行う職務の執行について準用するものとする。

ウ 海上保安官及び海上保安官補は、アの場合において、離島における犯罪について、海上保安庁長官が警察庁長官に協議して定めるところにより、刑事訴訟法の規定による司法警察職員として職務を行うものとする。

二 領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部改正

1 外国船舶に対する勧告

海上保安官は、領海等において現に停留等を伴う航行を行っている外国船舶と認められる船舶があり、当該船舶の外観等から合理的に判断して、当該停留等に係るやむを得ない理由がないことが明らかであると認められるときは、当該船舶の船長等に対し、領海等において当該船舶に停留等を伴わない航行をさせるべきことを勧告することができるものとする。

2 外国船舶に対する退去命令

海上保安庁長官は、1の勧告を受けた船長等が当該勧告に従わない場合であって、領海等における外国船舶の航行の秩序を維持するために必要があると認めるときは、当該船長等に対し、当該船舶を領海等から退去させるべきことを命ずることができるものとする。

三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行するものとする。

【附帯決議】(24.8.28国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 近年の我が国の周辺海域をめぐる警備情勢は厳しさを増していることから、海上保安庁の執行体制を強化するため、海上保安庁の組織・人員、巡視船艇・航空機等について所要の体制整備を行い、海上における主権と安全の確保に万全を期すること。

二 特に、近隣諸国等の海洋活動が活発化しており、今後、不測の事態の発生も懸念される周辺海域については、海上保安庁において、警備情勢に応じて大型巡視船を重点配備する等、現場における監視・警戒体制を強化するとともに、関係省庁と連携して、領海警備に万全を期すること。また、我が国の海洋権益確保の観点から、排他的経済水域における広域的な監視・警戒体制の整備に努めること。

三 海上保安業務の遂行に当たっては、周辺諸国等と、現場レベルを含む各レベルでの協力を密にすること。

四 海上保安官等が犯罪に対処することができることとなる遠方離島については、変化する治安情勢を踏まえ、遠方離島における犯罪への対処が迅速かつ適切になされることとなるよう、その範囲や警察との連携方策等について、時宜に応じた所要の見直しを行うこと。

右決議する。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第46号)(先議)

(参議院 24. 6. 14内閣委員会付託 6. 20本会議可決 衆議院 7. 26可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、対立抗争による危険を防止するための措置に関する規定の整備

- 1 指定暴力団等の相互間に対立抗争が発生した場合において、当該対立抗争に係る凶器を使用した暴力行為が人の生命又は身体に重大な危害を加える方法によるものであり、かつ、当該対立抗争に係る暴力行為により更に人の生命又は身体に重大な危害が加えられるおそれがあると認めるときは、都道府県公安委員会は3月以内の期間及び警戒区域を定めて、当該対立抗争に係る指定暴力団等を特定抗争指定暴力団等として指定するものとする。
- 2 特定抗争指定暴力団等の指定暴力団員は、警戒区域において、当該特定抗争指定暴力団等の事務所を新たに設置すること等をしてはならず、特定抗争指定暴力団等の指定暴力団員等は、警戒区域内に在る当該特定抗争指定暴力団等の事務所に立ち入り、又はとどまってはならない。

二、暴力的要求行為等に伴う暴力行為による危険を防止するための措置に関する規定の整備

- 1 指定暴力団員又はその要求若しくは依頼を受けた者が暴力的要求行為等に関連して凶器を使用して人の生命等に重大な危害を加える方法による暴力行為を行ったと認められ、かつ、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の指定暴力団員又はその要求若しくは依頼を受けた者が更に反復して同様の暴力行為を行うおそれがあると認めるときは、都道府県公安委員会は、1年を超えない範囲内の期間及び警戒区域を定めて、当該指定暴力団等を特定危険指定暴力団等として指定するものとする。
- 2 特定危険指定暴力団等の指定暴力団員は、暴力的要求行為を行う目的で、警戒区域において又は警戒区域における人の生活若しくは業務の遂行に関して、相手方に面会を要求すること等をしてはならない。
- 3 都道府県公安委員会は、警戒区域内に在る特定危険指定暴力団等の事務所が、多数の指定暴力団員の集合の用等に供されており、又は供されるおそれがあると認めるときは、当該事務所に係る管理者又は当該事務所を現に使用している指定暴力団員に対し、3月以内の期間を定めて、当該事務所をこれらの用等に供してはならない旨を命ずることができる。

三、都道府県暴力追放運動推進センターによる事務所使用差止請求制度の導入

国家公安委員会の認定を受けた都道府県暴力追放運動推進センターは、指定暴力団等の事務所の使用により付近住民等の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止するための事業を行う場合において、当該付近住民等で、当該事務所の使用及びこれに付随する行為の差止めの請求をしようとするものから委託を受けたときは、当該請求に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

四、暴力的要求行為及び準暴力的要求行為の規制の強化等

- 1 宅地建物取引業者に対する不動産取引要求、暴力団の示威行為の用に供されるおそれのある施設に対する施設利用要求等、指定暴力団員が所属する指定暴力団等の威力を示してする行為及び指定暴力団等の威力を示して人に対して国等が行う売買等の契約に係る入札に参加しないこと等をみだりに要求する行為を暴力的要求行為として規制する行為に追加する。
- 2 指定暴力団員は、人が当該指定暴力団員が所属する指定暴力団等に係る準暴力的要求行為をすることを助けてはならない。
- 3 指定暴力団等の威力を示すことを常習とする者で当該指定暴力団等の指定暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者等を準暴力的要求行為が禁止される者に追加する。
- 4 指定暴力団員は、その者の所属する指定暴力団等の指定暴力団員の縄張内で営業を営む者の

ために、用心棒の役務を提供すること等の行為をし、又は当該行為をすることをその営業を営む者等と約束してはならない。営業を営む者等は、指定暴力団員に対し、用心棒の役務を提供すること等を要求し、依頼し、若しくは唆し、又は約束の相手方となってはならない。

5 暴力的要求行為に対する中止命令違反等に係る罰則を強化する。

五、暴力団員による不当な行為の防止等に関する国等の責務及び民間活動の促進に関する規定の整備

国及び地方公共団体は、指定暴力団員等を入札に参加させないようにするための措置を講ずるほか、その事務又は事業に関する暴力団員による不当な行為の防止及びこれにより当該事務又は事業に生じた不当な影響の排除に努めなければならない。事業者は、不当要求による被害を防止するために必要な措置を講じ、その事業活動を通じて暴力団員に不当な利益を得させることがないよう努めなければならない。

六、施行期日

本法律は、三の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(24.6.20内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一、指定暴力団等による対立抗争及び暴力的要求行為等によって住民の平穏な生活が危険にさらされることのないよう、本法を効果的に運用すること。

なお、本法の規定に基づく職権を運用するに当たっては、恣意的にならないよう十分留意すること。

二、各都道府県に置かれた暴力追放運動推進センターが、暴力団事務所の周辺住民の委託を受けて行う当該事務所の使用差止請求関係業務を含めた事業を適切に行えるよう、財政状況の改善など環境整備のための方策を検討すること。

三、暴力団との関係の遮断を図る企業及び市民等に対する危害行為が相次いでいることに鑑み、保護対象者の指定及び身辺警護等の保護対策を講ずるに当たっては、遺漏なきを期すること。

四、暴力団から離脱する意志を表明する者に対しては、その意志を確認した上で十分な援護措置を講ずること。

また、暴力団から離脱した者についても社会から孤立することのないよう、都道府県暴力追放運動推進センター等と連携して十分な援護措置を講ずること。

五、暴力団事務所の使用差止請求等にかかる裁判においては、証言を行う者が暴力団等から精神的な圧迫や危害を受けることがないよう、十分な配慮が望まれる。

右決議する。

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案(閣法第47号)

(衆議院 24.3.23修正議決 参議院 3.27財政金融委員会付託 3.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近の経済金融情勢及び金融機関の金融の円滑化への対応状況に鑑み、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の有効期限を延長することに伴い、過大な債務を負っている事業者の事業の再生を支援するため、株式会社企業再生支援機構(以下「機構」という。)が支援決定を行うことができる期限の延長等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、支援決定期限の延長

機構が支援決定を行うことができる期限(機構の成立の日(平成21年10月14日)から2年以内)を、平成25年3月31日まで延長する。

二、対象事業者に対する再生支援の完了期限の延長

機構があらかじめ主務大臣の認可を受けた事業者に対し支援決定を行った場合に当該支援決定

に係る全ての再生支援を完了するよう努めなければならない期限(機構の成立の日から5年以内)を、平成28年3月31日まで延長する。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、機構に対して再生支援の申込みをすることができる事業者から、政令で定める大規模な事業者を除く(ただし、事業の再生が図られなければ、地域経済の再建等に甚大な影響を及ぼすおそれがあると主務大臣が認める事業者については、再生支援の申込みをすることができる)こととする等の修正が行われた。

【附帯決議】(24.3.29財政金融委員会議決)

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第4号)と同一内容の附帯決議が行われている。

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第48号)(先議)

(参議院 24.4.10消費者問題に関する特別委員会付託 6.20本会議修正議決 衆議院 8.10可決)

【要旨】

本法律案は、相手方を訪問して物品を購入する取引に伴う被害が増加している状況に鑑み、その取引を公正なものとし、取引の相手方の利益の保護を図るため、物品の訪問購入を行う購入業者について、不当な勧誘行為の禁止等の規制を設けるとともに、取引の相手方による契約の申込みの撤回を認める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、目的の変更

特定商取引の対象に訪問購入を追加する。

二、訪問購入

1 定義

- (一) 「訪問購入」とは、物品の購入を業として営む者(以下「購入業者」という。)が営業所等以外の場所において、売買契約の申込みを受け、又は売買契約を締結して行う指定物品の購入をいう。
- (二) 「指定物品」とは、購入業者による取引の対象となる物品であって政令で定めるものをいう。

2 氏名等の明示及び契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘の禁止等

購入業者は、訪問購入をしようとするときは、その勧誘に先立って、その相手方に対し、購入業者の氏名等を明らかにしなければならない。また、購入業者は、訪問購入に係る売買契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、当該売買契約の締結について勧誘をしてはならない。

3 書面の交付

購入業者は、営業所等以外の場所において指定物品につき売買契約の申込みを受けたとき又はその契約を締結したとき等は、その申込みの内容を記載した書面又はその売買契約の内容を明らかにする書面を交付しなければならない。

4 物品の引渡しの拒絶に関する告知

購入業者は、訪問購入に係る売買契約の相手方から直接物品の引渡しを受ける時は、その売買契約の相手方に対し、3の書面が受領された日から起算して8日を経過した場合を除き、当該物品の引渡しを拒むことができる旨を告げなければならない。

5 禁止行為

購入業者は、訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘をするに際し、又は訪問購入に係る売買契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、物品の種類及びその性能等につき、不実のことを告げる行為等をしてはならない。

6 第三者への物品の引渡しについての通知

購入業者は、売買契約の相手方が指定物品を購入業者に引き渡した後に、その売買契約を8の規定により解除した場合には、その売買契約の相手方の求めに応じて、第三者に当該指定物品を引き渡したときはその旨及びその引渡しに関する事項を、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、通知しなければならない。

7 指示及び業務の停止等

主務大臣は、購入業者が2から6までの規定に違反した場合等において、訪問購入に係る取引の公正及び売買契約の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その購入業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるとともに、指示に従わないとき等は、1年以内の期間を限り、訪問購入に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

8 契約の申込みの撤回等

購入業者が営業所等以外の場所において指定物品につき売買契約の申込みを受けた場合におけるその申込みをした者又は購入業者が営業所等以外の場所において指定物品につき売買契約を締結した場合におけるその売買契約の相手方は、3の書面を受領した日から起算して8日を経過した場合を除き、書面によりその売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができる。

9 物品の引渡しの拒絶

売買契約の相手方は、3の書面を受領した日から8日を経過した場合を除き、訪問購入に係る物品の引渡しを拒むことができる。

三、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の特定商取引に関する法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【修正要旨】

一、訪問購入の規制対象物品の非限定化

訪問購入の規制の対象となる物品を、政令で定める「指定物品」から全ての「物品」とする。ただし、訪問購入に係る売買契約の相手方の利益を損なうおそれがないと認められる物品等であって、政令で定めるものを訪問購入の規制の対象から除く。

二、勧誘の要請をしていない者に対する勧誘の禁止等

- 1 購入業者は、訪問購入に係る売買契約の締結についての勧誘の要請をしていない者に対し、営業所等以外の場所において、当該売買契約の締結について勧誘をし、又は勧誘を受ける意思の有無を確認してはならない。
- 2 購入業者は、訪問購入をしようとするときは、その勧誘に先立って、その相手方に対し、勧誘を受ける意思があることを確認することをしないで勧誘をしてはならない。
- 3 購入業者がその営業所等以外の場所において物品につき売買契約の申込み等を行うことが通例であり、かつ、通常売買契約の相手方の利益を損なうおそれがないと認められる取引の態様で政令で定めるものに該当する訪問購入等については、1を適用しない。

三、第三者への物品の引渡しについての相手方に対する通知

購入業者は、訪問購入に係る売買契約の相手方から物品の引渡しを受けた後に、第三者に当該物品を引き渡したときは、契約の申込みの撤回等(以下「クーリング・オフ」という。)の規定の期間を経過した場合を除き、その旨及びその引渡しに関する事項として主務省令で定める事項を、遅滞なく、その売買契約の相手方に通知しなければならない。

四、物品の引渡しを受ける第三者に対する通知

購入業者は、訪問購入に係る売買契約の相手方から物品の引渡しを受けた後に、クーリング・オフの規定の期間中に第三者に当該物品を引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、クー

リング・オフの規定により当該物品の売買契約が解除されることがある等の旨を、その第三者に対し通知しなければならない。

五、検討事項の明確化及び検討の時期の繰上げ

1 政府は、訪問購入に係る売買契約の申込者等がクーリング・オフの規定による売買契約の解除をした場合において当該申込者等が訪問購入に係る物品の占有を確実に回復し又は保持することができるようにするための制度について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府による1のほかこの法律による改正後の特定商取引に関する法律の規定の施行の状況に係る検討の時期を、この法律の施行後「5年」から「3年」とする。

【附帯決議】(24.6.20消費者問題に関する特別委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、本改正の趣旨及び内容について、消費者及び事業者等に対し十分な周知徹底を図ること。特に、訪問購入に係るトラブルの相談件数の多い高齢者に対し、分かりやすいガイドラインの作成、説明会の実施等周知、啓発活動を行い、消費者被害の未然防止に万全を期すこと。

二、本改正の実効性を確保するため、必要な体制の整備を行うとともに、不招請勧誘の禁止及び物品の引渡し拒絶等の規定の内容を通達等により明確化すること。また、関係省庁、地方自治体、警察及び消費者団体等の一層の連携強化を図り、購入業者に対する業務の是正又は改善の指示等の措置を厳正かつ機動的に講ずること。

三、消費者被害の未然防止のためには住民に身近な地方消費者行政の充実が必要であることに鑑み、都道府県における本法の執行体制の強化を始めとした地方消費者行政に対する国の支援を早急に講ずること。また、本法に基づく差止請求訴訟を担う適格消費者団体への支援についても適切な措置を講ずること。

四、訪問購入に係る規制の対象とならない物品及び不招請勧誘の禁止の規定の適用除外となる取引の態様を政令で定めるに当たっては、規制の隙間が生じないようにするとともに、消費者委員会の意見を十分に尊重すること。また、本法の施行状況を十分に踏まえ、適宜適切な見直しを行うこと。

五、訪問購入に係るトラブルの相談件数のうち、電話勧誘によるものが一定割合を占める状況に鑑み、本法の施行状況の検討と併せて、訪問購入に係る不招請の電話勧誘を禁止することの要否について検討を行い、必要な措置を講ずること。

六、商品、役務及び取引形態等の多様化及び複雑化に伴い、今後も規制の隙間を狙う新しい商法による消費者被害が発生するおそれがあることを踏まえ、消費者被害の未然防止のための制度全般にわたり、点検及び必要な見直しを行うこと。

右決議する。

消防法の一部を改正する法律案(閣法第49号)(先議)

(参議院 24.4.16総務委員会付託 4.20本会議可決 衆議院 6.19可決)

【要旨】

本法律案は、最近における火災の実態等に鑑み、火災被害の軽減に向けて火災予防対策の実効性の向上を図る等のため、高層建築物等における防火管理体制の拡充を図るとともに、検定に合格していない消防用機械器具等に係る回収命令の制度を創設する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、共同防火管理制度及び共同防災管理制度の整備

1 高層建築物等で管理権原が分かれているものについては、その管理権原を有する者に、当該建築物全体の防火管理業務を行う統括防火管理者を協議して定めることを義務付け、統括防火管理者に当該建築物全体の消防計画の作成、避難訓練の実施、廊下等の共有部分の管理等を行わせる。

- 2 高層建築物等のうち多数の者が出入する一定の大規模な建築物については、その管理権原を有する者に、当該建築物全体の防災管理業務を行う統括防災管理者を協議して定めることを義務付け、統括防災管理者に当該建築物全体の防災に係る消防計画の作成、避難訓練の実施等の防災管理業務を行わせる。
- 二、消防用機械器具等の違法な流通を防止するための措置の拡充
検定に合格していない消防用機械器具等に係る総務大臣による回収命令制度を創設するほか、罰則の引上げ等を行う。
 - 三、火災の調査に関する制度の整備
火災の原因調査のため、消防機関は、火災の原因であると疑われる製品の製造業者等に対して資料提出等を命ずることができる。
 - 四、その他
 - 1 個別検定に関する規定を明確化する。
 - 2 消防用機械器具等の検定を行う登録検定機関の試験設備の保有要件を緩和する。
 - 3 この法律は、一部を除き、平成25年4月1日から施行する。
 - 4 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

【附帯決議】 (24.4.19総務委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、統括防火管理者等の選任及びその防火管理業務等の遂行が円滑に行われるよう配慮するとともに、統括防火管理者等が選任された場合においても、消防機関による各管理権原者及び防火管理者等に対する行政指導が適切に行われるようにすること。
- 二、東日本大震災における大規模建築物等の防災管理に係る教訓について、管理権原者等への情報提供や防災管理講習への反映等を行うことにより、様々な災害事象を想定した訓練の実施、各事業所等の円滑な相互連携等、実効的な防災管理体制が構築されるようにすること。
- 三、製品火災に係る火災原因調査の結果について、消防機関とその他の関係機関との情報共有等を強化することにより、消費者の安心・安全の確保や製品火災の再発防止に有効活用されるようにすること。
- 四、消防用機械器具等に係る品質を確保するため、自主表示対象機械器具等の規格適合性に係る検査の方法を製造業者等に周知徹底するとともに、消防用機械器具等の違法な市場流通の早期発見に努めること。また、消防用機械器具等の普及状況や防火対策上の重要性の変化等を勘案して、検定及び自主表示の対象品目を適宜見直すこと。
- 五、近年、比較的小規模な福祉施設において多数の人的被害を伴う火災が発生していることに鑑み、福祉施設に対して求められる防火・防災上の対策が、福祉施設の運用実態に応じたものとなるよう、法的手当も含め検討すること。
- 六、小規模雑居ビル等の複合用途建築物において火災による人的被害が多数発生しており、その予防に当たっては査察及び防火管理者の選任等の防火管理体制の確立が必須であるにもかかわらず、これに携わる消防職員の充足率は「消防力の整備指針」に照らして不十分であることから、その充足に努めること。

右決議する。

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律案(閣法第50号)(先議)

(参議院 24.4.10農林水産委員会付託 4.16本会議可決 衆議院 6.21可決)

【要旨】

本法律案は、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るため、国有林野事業について、国有

林と民有林の一体的な整備及び保全を図るための仕組みを創設するとともに、特別会計により企業的に運営する事業から一般会計で実施する事業に見直す等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国有林野の管理経営に関する法律の一部改正

1 定義の追加

「国有林野事業」とは、国有林野の管理経営（国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全であって、国が行うものを含む。）の事業をいうこととする。

2 管理経営基本計画の記載事項の見直し等

農林水産大臣が定める管理経営基本計画等の記載事項として、国有林野と民有林野の一体的な整備及び保全に関する事項を追加するとともに、管理経営基本計画等は、森林における生物の多様性の保全、国民の需要に即した林産物の供給、効率的かつ安定的な林業経営を担うべき人材の育成・確保その他国有林野事業と民有林野に係る施策の一体的推進に配慮して定めることとする。

3 分収林制度の見直し

農林水産大臣は、分収造林及び分収育林の制度について、長伐期施業を推進するため、分収造林については1回ごとに80年を超えない範囲内で、また、分収育林については1回ごとに60年を超えない範囲内で、契約の存続期間を延長できることとする。

4 共用林野の設定用途の拡充

共用林野を設定することができる用途として、エネルギー源として共同の利用に供するための林産物の採取を追加することとする。

二、森林法の一部改正

森林管理局长は、国有林と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林の森林所有者等と公益的機能維持増進協定を締結し、森林の整備及び保全を行うことができることとする。

三、特別会計に関する法律の一部改正

1 国有林野事業特別会計を廃止し、平成25年度から国有林野事業を一般会計の事業とすることとする。

2 現在の国有林野事業特別会計の債務を国民の負担とせず、国有林野の林産物収入等によって処理することを明確にするため、その処理を経理するための暫定的な特別会計を設置することとする。

四、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の一部改正等

国有林野事業について企業的運営を廃止することに伴い、国有林野事業に係る労働関係や給与に関する特例等を廃止することとする。

五、施行期日

この法律は、平成25年4月1日から施行することとする。ただし、管理経営基本計画等に関する経過措置については、公布の日から施行することとする。

【附帯決議】（24.4.12農林水産委員会議決）

森林の有する多面的機能を確保するとともに、厳しい状況に置かれている林業を活性化することは、我が国の森林・林業にとって喫緊の課題である。また、我が国森林面積の3割を占める国有林を一般会計において管理経営するに当たっては、国有林の有する公益的機能の発揮を積極的に推進するとともに、森林・林業の再生、そして東日本大震災からの復興に一層寄与することが求められている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

一 東日本大震災の被災地復興に向け、海岸防災林の再生、復興需要に応じた木材の安定供給、地域雇用の創出、森林の除染等について、国有林野事業の組織・技術・資源の積極的な活用に努めること。

- 二 地球温暖化防止のための間伐等の森林吸収源対策や再生可能エネルギーの導入拡大に向けた木材・木質バイオマスの利用拡大を着実に推進するため、必要な安定財源を確保するとともに、間伐材の活用や公共建築物における木材利用の促進など国産材の需要拡大に全力を挙げる。
 - 三 森林・林業の再生に当たっては、森林施業の集約化、高性能林業機械の導入、効率的な路網整備、これらを担う人材の育成等について、国と地方公共団体・森林組合・林業事業体・森林所有者等が相互の連携を深めながら、着実な推進を図ること。
 - 四 森林の有する多面的機能を確保するため、水源林の保全や森林の整備を推進するとともに、そのために必要な地籍調査への取組を強化すること。
 - 五 最近の山地災害の頻発やその被害の増加を踏まえ、治山事業の確実な実施に努めるとともに、必要な予算の確保を図ること。
 - 六 スギ花粉症が都市部を中心に社会的な問題となっていることを踏まえ、少花粉スギ等の開発・普及、苗木供給体制の整備、広葉樹林化等の花粉発生源対策の充実・強化を図ること。
 - 七 国有林野事業債務管理特別会計が承継する債務の円滑な償還を図るため、間伐等の森林整備を着実に実施するとともに、国有林野事業の一層効率的な運営に取り組むこと。
 - 八 地域ごとの木材価格や需給動向を把握・分析し、価格安定に向けて供給調整を図ること。
 - 九 国有林野事業の一般会計への円滑な移行に当たっては、地域の森林・林業への支援及び国有林の有する公益的機能の維持・増進のため、必要な財政上の措置を講じるとともに、現場管理の実情を踏まえた適正な定員規模等の確保・組織体制の構築、人材の確保、技術の継承に努めること。
- 右決議する。

中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第51号)(先議)

(参議院 24. 4. 16経済産業委員会付託 4. 20本会議可決 衆議院 6. 21可決)

【要旨】

本法律案は、近年の中小企業をめぐる経済環境の変化に鑑み、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等を図るため、中小企業がその海外の関係人と共同して行う事業の実施に関し、中小企業信用保険法、株式会社日本政策金融公庫法、貿易保険法等の特例措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正

1 経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進に関する支援措置の追加

イ 経営革新計画及び異分野連携新事業分野開拓計画の拡充

経営革新計画に、中小企業者等がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営革新を行おうとする場合にあっては当該中小企業者等が当該外国関係法人等と共同で行う経営革新に関するものを含むとともに、異分野連携新事業分野開拓計画についても同様の措置を講じる。

ロ 中小企業信用保険法の特例の追加

中小企業信用保険法に規定する海外投資関係保険の保険関係であって、承認経営革新計画又は認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる事業に必要な資金に係る債務の保証に係るものについて、保険の付保限度額の増額の措置を講じる。

ハ 株式会社日本政策金融公庫法の特例の追加

株式会社日本政策金融公庫は、承認経営革新計画又は認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って海外において経営革新のための事業又は異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行うため必要な資金の外国の銀行等からの借入れに係る債務の保証を行うことができる。

ニ 貿易保険法の特例

承認経営革新計画に従って中小企業者等がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で海外において経営革新のための事業を行う場合又は認定異分野連携新事業分野開拓計画に従っ

て複数の中小企業者がそれぞれの中小企業者の外国関係法人等の全部又は一部と共同で海外において異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う場合において、銀行等又は外国金融機関による当該外国関係法人等に対する当該事業に必要な短期資金に充てられる短期貸付金に係る債権の取得は、貿易保険法第2条第17項に規定する海外事業資金貸付とみなす。

2 支援体制の整備

イ 認定経営革新等支援機関

主務大臣は、経営革新又は異分野連携新事業分野開拓を行おうとする中小企業の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況の分析等を行う者であつて、基本方針に適合すると認められるものを、その申請により、経営革新等支援業務を行う者として認定することができる。

ロ 中小企業信用保険法の特例

イの認定を受けた一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人であつて、経営革新等支援業務の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第3条第1項又は第3条の2第1項に規定する債務の保証を受けたものについては、同法第2条第1項の中小企業者とみなして、同法第3条、第3条の2及び第4条から第8条までの普通保険及び無担保保険に係る規定を適用する。

ハ 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う認定経営革新等支援機関協力業務

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定経営革新等支援機関の依頼に応じて、専門家の派遣その他経営革新等支援業務の実施に関し必要な協力の業務を行う。

3 経営基盤強化計画を廃止する。

4 中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備に必要な施策の総合的推進

国は、中小企業の新たな事業活動を担う人材の育成、中小企業の有する知的財産の適切な保護、中小企業の対外取引に係る貿易保険制度の充実その他中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備に必要な施策を総合的に推進するよう努める。

二、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正

地域産業資源活用事業（需要の開拓に係るものに限る。）に関し、一1と同様の措置を講じる。

三、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の一部改正

農商工等連携事業に関し、一1と同様の措置を講じる。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第52号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、法律事務の国際化、専門化及び複雑多様化により的確に対応するため、外国法事務弁護士が社員となり外国法に関する法律事務を行うことを目的とする法人の制度を創設しようとするものである。

国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案(閣法第53号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全を確保するため、受荷主等、本邦発荷主、運送取次事業者、運送事業者等に対し、これを積載する貨物自動車の運転者に至るまでの一連のコンテナ情報の伝達を義務付けるとともに、不適切状態にある輸入海陸一貫運送コンテナを発見し、及びこれを是正するための措置、貨物自動車運送事業者等及び運転者が国際海陸一貫運送コ

ンテナの自動車運送に関し遵守すべき事項等について定めようとするものである。

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案(閣法第54号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、民間の能力を活用した空港の運営等を推進するため、国土交通大臣がその基本方針を定めることとするとともに、国土交通大臣又は地方公共団体が管理する空港について公共施設等運営権を設定して運営等が行われる場合における関係法律の特例を設ける等の所要の措置を講じようとするものである。

少年院法案(閣法第55号)(先議)

(参議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、少年院の適正な管理運営を図るとともに、少年院に収容される在院者の人権を尊重しつつ、その特性に応じた適切な矯正教育その他の在院者の健全な育成に資する処遇を行うため、少年院の管理運営に関する事項を定めるとともに、矯正教育の基本となる事項、在院者の権利義務の範囲、その生活及び行動を制限する場合の要件及び手続等を定めるほか、在院者による不服申立ての制度を整備しようとするものである。

少年鑑別所法案(閣法第56号)(先議)

(参議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、少年鑑別所の適正な管理運営を図るとともに、鑑別対象者の鑑別を適切に行うほか、少年鑑別所に収容される在所者の人権を尊重しつつ、その者の状況に応じた適切な観護処遇を行い、並びに非行及び犯罪の防止に関する援助を適切に行うため、少年鑑別所の管理運営に関する事項を定めるとともに、鑑別の実施方法を定めるほか、在所者の権利義務の範囲、その生活及び行動を制限する場合の要件及び手続等を定め、在所者による不服申立ての制度を整備しようとするものである。

少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第57号)(先議)

(参議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴い、旧少年院法を廃止するほか、関係法律の規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

新型インフルエンザ等対策特別措置法案(閣法第58号)

(衆議院 24. 3. 30可決 参議院 4. 9内閣委員会付託 4. 27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国、地方公共団体等の責務

新型インフルエンザ等が発生したときは、国は、国全体として万全の態勢を整備する責務を有

し、地方公共団体は、その区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施する等の責務を有する。医療機関、電気、ガス、輸送、通信等各事業者の指定公共機関等は、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防及び対策への協力に努めなければならない。事業者は、新型インフルエンザ等の影響を考慮し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

二、基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものでなければならない。

三、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画等

政府は、新型インフルエンザ等の発生に備えて政府行動計画を定め、都道府県知事は、都道府県行動計画を、市町村長は、市町村行動計画を、指定公共機関等は、業務計画を作成する。指定行政機関の長等は、必要な物資等を備蓄、整備、点検し、必要なその管理に属する施設等を整備、点検しなければならない。

四、新型インフルエンザ等の発生時における措置

- 1 新型インフルエンザ等が発生したときは、内閣総理大臣を長とする政府対策本部を設置する。政府対策本部は、基本的対処方針を定め、新型インフルエンザ等対策の総合調整を行う。政府対策本部が設置されたときは、直ちに、都道府県知事を長とする都道府県対策本部を設置しなければならない。
- 2 政府対策本部長は、緊急の必要があると認めるときは、医療関係者等に臨時の予防接種(特定接種)を行うことを厚生労働大臣に指示することができる。
- 3 厚生労働大臣は、外国において新型インフルエンザ等が発生した場合には、特定検疫港等を定めることができる。政府対策本部長は、緊急の必要があると認めるときは、特定船舶等の運航を行う事業者に対し、特定船舶等の来航の制限を要請することができる。
- 4 厚生労働大臣及び都道府県知事は、必要があると認めるときは、医療関係者に対し、患者等に対する医療又は特定接種の実施に関する必要な協力を要請することができる。

五、新型インフルエンザ等緊急事態措置

- 1 政府対策本部長は、発生した新型インフルエンザ等が国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるときは、新型インフルエンザ等緊急事態宣言をし、その旨及び緊急事態の概要等を国会に報告する。新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、直ちに、市町村長を長とする市町村対策本部を設置しなければならない。
- 2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、住民に対し、みだりに外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請し、学校、興行場等の施設管理者等に対し、施設の使用及び催物の開催の制限等を要請することができる。
- 3 政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、緊急の必要があると認めるときは、臨時の予防接種の対象者及び期間を定める。
- 4 指定公共機関等は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な措置を講じなければならない。
- 5 指定行政機関の長等は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関等に対し、緊急物資の運送を要請することができる。
- 6 特定都道府県知事等は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、特定物資の所有者に対し、売渡しを要請することができ、また、緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産者等に対し、特定物資の保管を命ずることができる。
- 7 特定都道府県知事は、埋葬又は火葬を行おうとする者が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合において、公衆衛生上緊急の必要があると認めるときは、埋葬又は火葬を行わなければならない。
- 8 指定行政機関の長等は、新型インフルエンザ等緊急事態において、生活関連物資等の価格の

安定等の適切な措置を講じなければならない。

六、施行期日

本法律は、公布の日から1年を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(24.4.24内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

- 一、本法の新型インフルエンザ等対策等が円滑に実施されるよう、地方公共団体、指定公共機関等、事業者及び国民に対し、本法の内容を周知徹底すること。
- 二、新型インフルエンザ等が周期的に発生することに鑑み、政府対策本部、都道府県対策本部及び市町村対策本部においては、新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表すること。特に、新型インフルエンザ等緊急事態宣言の決定に至る記録については、会議録等の経過記録と科学的根拠となるデータは完全に保存し、国民への説明責任を果たすとともに、次代への教訓として活用できるようにすること。
- 三、政府行動計画を策定する際の根拠となる被害想定については、最新の科学的知見を踏まえ、いたずらに過大なものとするのしないようにすること。
- 四、政府行動計画、都道府県行動計画及び市町村行動計画の策定に当たっては、新型インフルエンザウイルスの特徴、感染力、病原性に応じて、適切な措置が可能となるよう、いくつかのシナリオを想定して多様な施策の選択肢を確保するとともに、基本的対処方針に基づく施策の実施に当たっては、状況に応じて施策の切り替えが柔軟に行える方式にすること。
- 五、国民への情報提供に当たっては、情報提供の内容、方法、表現等につき、あらかじめ検討しておき、新型インフルエンザ等発生時には、患者等のプライバシーに配慮し、また、風評被害が生じないよう留意し、迅速かつ正確に情報提供ができる体制をとること。
- 六、放送事業者である指定公共機関等が実施する新型インフルエンザ等対策については、放送の自律を保障することにより、言論その他表現の自由が確保されるよう特段の配慮を行うこと。
- 七、抗インフルエンザウイルス薬については、適時に、必要な患者に、必要な量の供給が可能となるように、国、地方公共団体、医療機関等による備蓄、配分、流通調整を行うこと。
- 八、政府対策本部、都道府県対策本部及び市町村対策本部については、医療関係等の専門家を配置する等してその意見を適時適切に聴取するとともに、現場の医療従事者等からの情報・意見を迅速に収集して施策の実施に的確に反映できる体制とすること。また、収集した情報については関係機関で共有できるようにするとともに、指定公共機関等であるか否かに関わらず、医師会、医学会等医療関係者の諸団体と適切な連携を図ること。
- 九、先行接種するプレパンデミックワクチンの製造備蓄を万全なものとするとともに、特定接種の対象者及び優先順位の在り方を明示すること。
- 十、本法に基づき医療関係者に医療を行うことを要請・指示するに際しては、感染症の専門家及び現場の医療関係者等の意見を十分踏まえること。
- 十一、患者等に対する医療等の実施に関する医療関係者の協力については、医療関係者の理解が得られるよう、各種の安全対策や実費弁償、損害補償の枠組みを十分に説明すること。
- 十二、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施は広範な人権の制約につながることに鑑み、法第32条における新型インフルエンザ等の要件を政令で定めるに当たっては、新型インフルエンザ等に起因する症状等を具体的に示すとともに、新型インフルエンザ等緊急事態の要件を政令で定めるに当たっては、新型インフルエンザ等が国民生活及び国民経済に甚大な影響を与えるおそれの判断基準である感染者の状況、感染地域の広がり方等を明確にすること。その際、新型インフルエンザ等の毒性、感染力等を過大に評価することのないよう専門家の意見を幅広く聴取するとともに、透明性の確保された手続によって行うこと。

そして、新型インフルエンザ等緊急事態宣言については、ウイルスの病原性、感染力等の科学的知見に基づき、感染者の状況、感染地域を考慮し、慎重に行い、その際、医学・公衆衛生等の専門家の意見を十分踏まえること。

- 十三、法第45条における施設利用等の制限要請等を行う政令については、消毒液の設置、人数制限等のより人権制約の度合いの小さい措置が可能であることを明示し、集会の自由等の人権が過度に制約されることがないようにすること。その際、感染症の専門家及び現場の意見を十分踏まえること。
- 十四、全国民分のパンデミックワクチンをより短期間に製造するための研究開発を推進・支援するとともに、接種の優先順位の在り方を明示すること。
- 十五、平時から新型インフルエンザ発生に対応できるよう、医療体制の整備を図るとともに、特に患者が急増するまん延期においては、一般の医療機関も含め、入退院措置など適切な措置により医療提供体制の維持を図ること。
- 十六、独居世帯を含めた在宅患者への薬剤処方等の在り方を明示し、周知徹底を図るとともに、在宅の一人暮らしの高齢者や障害者など社会的弱者に対しては、市町村と協力し、見回り、介護、訪問診療、食事提供、搬送等の適切な支援を図ること。
- 十七、新型インフルエンザ等対策に係る不服申立て又は訴訟その他国民の権利利益の救済に関する制度については、本法施行後3年を目途として検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。
- 十八、国外の在留邦人保護のための方策について検討するとともに、在留邦人の感染国からの出国手段等の確保に万全を尽くすこと。
- 十九、新型インフルエンザ等対策等については引き続き国際的な連携を図るとともに、特に発展途上国での医療体制や公衆衛生の向上に積極的に貢献すること。
- 右決議する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第59号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体に対する義務付けを規定している関係法律を改正する等の措置を講じようとするものである。

地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第60号)

(衆議院 24. 8. 10修正議決 参議院 8. 27総務委員会付託 8. 29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地方公共団体の議会及び長による適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治の更なる充実を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、議会制度の見直しに関する事項

- 1 普通地方公共団体の議会は、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会の区分を設けず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。
- 2 議長等による臨時会の招集請求があった日から20日以内に普通地方公共団体の長が臨時会を招集しない場合には、議長が、臨時会を招集する。
- 3 委員会の委員の選任等に関する規定を削除し、条例で定めるものとする。

二、議会と長との関係に関する制度の見直しに関する事項

- 1 現在条例又は予算に関する議決について異議があるときにできることとされている再議について、その対象を全ての議決に拡大する。
- 2 専決処分の対象から副知事又は副市町村長の選任の同意を除外するとともに、条例又は予算に関する専決処分について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない。

三、直接請求制度の見直しに関する事項

選挙権を有する者の総数が80万を超える普通地方公共団体について、議会の解散並びに議員、長及び主要公務員の解職請求に必要な署名数に係る要件を緩和する。

四、国等による違法確認訴訟制度の創設に関する事項

是正の要求又は是正の指示を行った各大臣又は都道府県の執行機関は、当該是正の要求又は是正の指示を受けた普通地方公共団体の長その他の執行機関が、国地方係争処理委員会等に対する審査の申出をせず、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は是正の指示に係る措置を講じないとき等に、高等裁判所に対し、訴えをもって当該普通地方公共団体の不作為の違法の確認を求めることができる。

五、一部事務組合及び広域連合等の制度の見直しに関する事項

- 1 協議会、機関等の共同設置又は一部事務組合の関係地方公共団体は、脱退する日の2年前までに他の全ての関係地方公共団体に予告をすることにより、当該協議会等から脱退することができる。
- 2 一部事務組合は、当該一部事務組合の議会を構成団体の議会をもって組織することができる。
- 3 広域連合には、執行機関として、長に代えて理事をもって組織する理事会を置くことができる。

六、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、一の3及び三から五の改正は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、百条調査に係る関係人の出頭及び証言並びに記録の提出の請求の要件の明確化、政務調査費の名称の変更等、普通地方公共団体の長及び委員長等の議場出席についての配慮規定の追加等の修正が行われた。

【附帯決議】(24.8.28総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、本法による改正事項には地方側から意見が寄せられたものも多いことを踏まえ、改正内容の周知と適切な助言に努めるとともに、適宜その運用状況を把握し、必要に応じ、制度の見直し等適切な対応を図ること。
- 二、いわゆる百条調査権は、議会に付与された極めて強力な権限であることから、その運用状況について必要な調査を行い、その状況を踏まえ、百条調査権の在り方について総合的な検討を行うこと。
- 三、政務調査費制度の見直しについては、議員活動の活性化を図るためにこれを行うものであることを踏まえ、その運用につき国民の批判を招くことのないよう、改正趣旨の周知徹底と併せ、使途の透明性の向上を図られるよう、特段の配慮を行うこと。
- 四、通年会期制を導入することによって長等の執行機関や職員の円滑な事務処理に支障を及ぼすことを防ぐため、通年会期制を選択する地方公共団体において、本会議や委員会の開催等により執行機関や職員に過度の負担が生じることのないよう議会運営に十分配慮することについて、周知徹底を図ること。
- 五、第三十次地方制度調査会の地方自治法改正案に関する意見を踏まえ本法による改正から除外された、地方税等に関する事項の条例制定・改廃請求の対象化及び大規模な公の施設の設置に係る住民投票制度の導入について検討を行う場合には、同意見に示された考え方を踏まえるとともに、国と地方の協議の場等を通じて地方側と十分な協議を行うこと。
- 六、地方議会の議員に求められる役割及び在り方等を踏まえ、その位置付け等を法律上明らかにすることについて検討すること。

右決議する。

電波法の一部を改正する法律案(閣法第61号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、電波の公平かつ能率的な利用の促進を図るため、一定の要件を満たす電気通信業務用基地局について、その免許の申請を行うことができる者を入札又は競りにより決定する制度を創設しようとするものである。

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案(閣法第62号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、不法な連れ去り又は不法な留置がされた場合において子をその常居所を有していた国に返還すること等を定めた国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結に伴い、その的確な実施を確保するため、我が国における中央当局を指定し、その権限等を定めるとともに、子をその常居所を有していた国に迅速に返還するために必要な裁判手続等を定めようとするものである。

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第63号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、全ての特別会計を対象として一般会計と区分して経理する必要性並びに事務及び事業の経理の在り方について不断の見直しを行うことの重要性に鑑み、その一環として、平成25年4月1日において、社会資本整備事業特別会計の廃止、食料安定供給特別会計、農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の統合その他の特別会計の改革のための措置を講じようとするものである。

著作権法の一部を改正する法律案(閣法第64号)

(衆議院 24. 6. 15修正議決 参議院 6. 18文教科学委員会付託 6. 20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近年のデジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、著作物等の利用態様の多様化等が進む一方、著作物等の違法利用・違法流通が広がっていることから、著作物等の利用の円滑化を図るとともに、著作権等の適切な保護を図るため、必要な措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、著作権者等の利益を不当に害しないような著作物等の利用であっても形式的には違法となるものについて、著作権等の侵害とならないことを明確にすることにより、著作物等の利用の円滑化を図るため、写真の撮影等の対象として写り込んだ著作物等の利用、著作権者の許諾を得るための検討等の過程で必要と認められる利用、技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用及び情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用について、権利者の許諾なく行えるようにするための措置を講ずるものとする。
- 二、国立国会図書館が、絶版等資料を公立図書館等に対して自動公衆送信することのほか、公立図書館等において、利用者の求めに応じて、自動公衆送信された絶版等資料の複製物を一部提供することについて、権利者の許諾なく行えるようにするための措置を講ずるものとする。
- 三、国立公文書館等の長が公文書等の永久保存や写しの交付等を行うに当たっての著作物等の利用について、権利者の許諾なく行えるようにするための措置を講ずるものとする。
- 四、著作権等の技術的保護手段の対象となる保護技術に、DVD等に用いられる暗号型技術を加えるとともに、技術的保護手段の回避に係る罰則規定等について整備を行うものとする。
- 五、この法律は、平成25年1月1日から施行すること。ただし、三及び四については、平成24年10月1日から施行すること。

なお、本法律案は、衆議院において、違法に配信されているものであることを知りながら、有償の音楽又は映像を私的使用目的で複製する行為について罰則を設け、平成24年10月1日から施行するとともに、国民に対する啓発、関係事業者の措置等に関する規定を設けること等を内容とする修正が行われた。

【附帯決議】 (24. 6. 20文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、障害者の情報アクセスを保障し、情報格差を是正する観点から、録音図書等の作成を行うボランティア活動がこれまでに果たしてきた役割に鑑み、ボランティア団体が法人格の有無にかかわらず円滑にその活動に取り組めるよう努めること。
- 二、視覚障害者等への情報提供の充実に資するため、作成された録音図書等が有効活用できるよう、視覚障害者等のために情報を提供する事業者を行う者のネットワークの構築に努めること。
- 三、違法なインターネット配信等による音楽・映像を違法と知りながら録音・録画することの防止の重要性に対する理解を深めるための啓発等の措置を講ずるに当たって、国及び地方公共団体は、有償著作物等を公衆に提供し、又は提示する事業者と連携協力を図り、より効果的な方法により啓発等を進めること。
- 四、有償著作物等を公衆に提供し、又は提示する事業者は、インターネット利用者が違法なインターネット配信等から音楽・映像を違法と知りながら録音・録画することを防止するための措置を講ずるように努めること。
- 五、著作権法の運用に当たっては、犯罪構成要件に該当しない者が不当な不利益を被らないようにすることが肝要であり、とりわけ第119条第3項の規定の運用に当たっては、警察の捜査権の濫用やインターネットを利用した行為の不当な制限につながらないよう配慮すること。
- 六、付随対象著作物の利用に係る規定である第30条の2、検討の過程における利用に係る規定である第30条の3、技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用に係る規定である第30条の4及び情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用に係る規定である第47条の9については、関係者からその具体的な内容が条文からだけでは分かりにくいとの意見等があることを踏まえ、これらの規定の対象となる具体的な行為の内容を明示するなど、その趣旨及び内容の周知を図ること。
- 七、国立国会図書館による図書館資料の自動公衆送信等に係る規定の運用に当たっては、出版市場、とりわけ今後の発展が期待されている電子書籍市場等に不当な影響を与えないよう留意すること。
- 八、デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、情報化が急速に進展する中、著作権に関する知識が多く国民にとって必要不可欠のものになっていることに鑑み、学校等における著作権教育の充実や国民に対する普及啓発活動に努めること。

右決議する。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第65号)

(衆議院 24. 8. 2修正議決 参議院 8. 27厚生労働委員会付託 8. 29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、急速な高齢化の進展等に対応し、高年齢者の安定した雇用の確保等を図るため、継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止、継続雇用での雇用確保先の対象拡大等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 高年齢者等職業安定対策基本方針

高年齢者等職業安定対策基本方針に定めるべき高年齢者の雇用の機会の増大の目標に関する事項について、対象となる高年齢者を65歳未満に限定していることを削除する。

二 高年齢者雇用確保措置

- 1 事業者が、労使協定により継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準

に基づく制度を導入したときは、継続雇用制度を導入したものとみなすものとしている規定(以下「対象者基準に係る規定」という。)を削除する。

- 2 継続雇用制度には、対象となる高年齢者が、定年後に子会社や関連会社など特殊な関係にある事業主に引き続き雇用される場合も含まれるものとする。

三 公表等

厚生労働大臣は、事業主に対し高年齢者雇用確保措置を講ずべきことを勧告した場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

四 施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き平成25年4月1日から施行する。
- 2 対象者基準に係る規定により継続雇用制度を導入したものとみなされる事業主については、対象者基準に係る規定は、平成37年3月31日までの間は、なおその効力を有するものとし、対象者の年齢を段階的に引き上げる。

なお、衆議院において、厚生労働大臣は、事業主が講ずべき高年齢者雇用確保措置の実施及び運用(心身の故障のため業務の遂行に堪えない者等の継続雇用制度における取扱いを含む。)に関する指針を定めるものとする等の修正が行われた。

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案(閣法第66号)

(衆議院 24.7.31可決 参議院 7.31環境委員会付託 8.3本会議可決)

【要旨】

本法律案は、循環型社会の構築が喫緊の課題となっている中で、使用済小型電子機器等の相当部分が一般廃棄物として処分され、鉄やアルミ等一部の金属しか回収できず、金や銅などの有用金属は埋立処分されている状況を踏まえて、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関し基本的な事項を定めるとともに、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本方針の策定

環境大臣及び経済産業大臣は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針を定めることとする。

二、再資源化事業計画の認定

使用済小型電子機器等の再資源化のための事業を行おうとする者は、当該事業の実施に関する計画を作成し、環境大臣及び経済産業大臣の認定を受けることができることとする。

三、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例

再資源化事業計画の認定を受けた者が使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可は不要とすることとする。

四、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の特例

再資源化事業計画の認定を受けた者については、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律に基づき産業廃棄物処理事業振興財団が行う債務保証等の対象とすることとする。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(24.8.2環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、国民からの使用済小型電子機器等の収集に当たっては、現状において市町村の回収がその大半を占めることから、市町村が主体となった回収体制の構築のため、国は制度の立ち上げ時等に必要な支援を行うこと。

- 二、認定事業者等の情報の公開など制度全体の透明性の確保に努めるとともに、使用済小型電子機器等の収集運搬に当たって違法、脱法行為が行われないよう、本法及び廃棄物処理法に基づき、国及び地方公共団体が連携して認定事業者及び認定事業者から委託を受けた者に対して適切な指導監督を行う必要があることから、そのための対策を強化すること。
 - 三、地域に根付いた回収業者の有効活用を図るなど、安定的かつ効率的なリサイクルシステムの構築に資する諸施策を充実すること。
 - 四、使用済小型電子機器等のリサイクルの実効性確保のためには、多数の市町村の参加が不可欠であることから、制度の趣旨や望ましい再資源化の在り方を明確に示した上で十分に周知を図り、地域の偏りのないように市町村の参加を得るよう努めること。
 - 五、金属市況の影響等によりリサイクル事業が中断することがないように、都市鉱山ビジネスとしての採算性確保の観点からも、再資源化事業計画の認定に当たっては十分に検討を行うこと。
 - 六、回収量を確保するためには、使用済小型電子機器等の適正な排出が必要であることから、制度の内容や必要性について国民に十分な普及啓発を行うこと。また、適正な排出を促すため、市町村が回収した使用済小型電子機器等の引渡先である認定事業者や処理状況の見える化を図るとともに、国民が安心して排出できるよう、個人情報保護対策を徹底すること。
 - 七、リサイクルの実施に当たっては、有害な物質の環境経由の暴露や労働者への暴露を防止するため、認定事業者による適切な環境対策等を講ずること。
 - 八、小型電子機器等の製造業者に対しては、環境配慮設計や再資源化された資源の積極的利用の推進を図るとともに、より環境負荷の少ない代替材料開発を推進すること。また、小型電子機器等に含まれる鉱種等に係る情報の関係者による共有に積極的に取り組むこと。
 - 九、効果的なリサイクルを実現するため、本法と資源有効利用促進法におけるリサイクルや携帯電話等の既存のリサイクルの取組との連携に努めること。また、レアメタルのリサイクル技術は開発途上のものが多いことから、技術開発を促進するとともに、幅広い再資源化を実現するため、その技術の普及を図ること。
 - 十、廃棄物等のリサイクル・処理を担う静脈産業は、循環型社会を支える重要な役割を果たしており、環境配慮を通じた成長にもつながるよう、金融支援も含め、静脈産業育成のための施策を推進すること。
 - 十一、アジアを始めとする海外における不適正な処理を防止するため、バーゼル法や廃棄物処理法の適正な運用を強化するとともに、不用品回収業者対策についても万全を期すこと。また、海外における環境保全や資源循環確保のため、アジア3R推進フォーラムや日中韓3カ国環境大臣会合などを通じて、我が国のリサイクル制度や技術の国際的展開を図るとともに、海外では適正にリサイクルできないが我が国ではリサイクル可能なものは輸入を促進するなど、制度の充実や技術の向上に積極的に貢献すること。
- 右決議する。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案(閣法第67号)(先議)

(参議院 24.6.19財政金融委員会付託 7.27本会議可決 衆議院 9.6可決)

【要旨】

本法律案は、資本市場を取り巻く環境の変化を踏まえ、我が国市場の国際競争力の強化並びに金融商品の取引の公正性及び透明性の確保を図るため、商品先物取引法上の一定の商品を金融商品として他の多様な金融商品とともに取り扱うことのできる総合的な取引所の実現に向けた制度の整備を行うとともに、一定の店頭デリバティブ取引についての電子情報処理組織の利用の義務付け、企業の組織再編に係るインサイダー取引規制の見直し、課徴金制度の見直し等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、総合的な取引所の実現に向けた制度整備

- 1 商品(当面、コメ等を除く。)に係る市場デリバティブ取引を金融商品取引所において取り扱

うことができることとし、証券・金融と商品を横断的に一括して取り扱う総合的な取引所については、金融商品取引法に基づき、内閣総理大臣(金融庁)が一元的に監督する。

2 総合的な取引所における商品デリバティブ取引に係る業務を第一種金融商品取引業に追加するなど、取引業者、清算機関等についても、証券・金融と商品を横断して取り扱うことができる制度を整備する。

3 総合的な取引所における商品デリバティブ取引に係る一定の監督権限の行使について、農林水産大臣及び経済産業大臣との事前協議等の規定を整備する。

二、店頭デリバティブ取引等の公正性・透明性の向上

金融商品取引業者等に対し、一定の店頭デリバティブ取引を行うに当たり、金融商品取引業者等が提供する電子情報処理組織(電子取引システム)を使用することを義務付ける。

三、適切な不公正取引規制の確保

外部協力者が、発行者等による虚偽開示書類の提出に加担する行為等を課徴金の対象に追加するなど課徴金制度の見直しを行うほか、事業譲渡による保有株式の承継について、当該株式の承継資産に占める割合が特に低い場合等をインサイダー取引規制の適用除外とする。

四、施行期日

一については公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において、二については公布の日から起算して3年を超えない範囲内において、三については公布の日から起算して1年を超えない範囲内において、それぞれ政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(24.7.26財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 実体経済を支えつつ、成長産業として経済をリードするという我が国金融業が果たすべき役割を踏まえ、取引の公平性・公正性の確保に留意しつつ、市場インフラの整備及び向上を通じて、我が国金融資本市場の国際的な魅力を高め、アジアを中心に、国内外の資金を引き寄せていくための取組を推進すること。

一 東京証券取引所と大阪証券取引所の経営統合に当たっては、我が国取引所の国際金融センターとしてのプレゼンス向上の観点から、上場会社において取締役である独立役員が十分に確保されるよう、国際的に遜色のないコーポレートガバナンスの水準を担保する取引所規則等の整備に注力すること。

一 証券・金融、商品の垣根を取り払った総合的な取引所を早期に実現し、利用者利便の向上、取引の活性化、国際競争力の強化を図るため、金融庁、農林水産省、経済産業省が連携して、取引所等の関係者に対し、総合的な取引所創設に向けた取組を促すとともに、口座・税制の一元化等の課題に取り組むこと。

一 A I J 投資顧問による年金資産運用問題をめぐっては、投資一任業者の違法行為により多額の年金資金が失われたことに鑑み、他に問題となるような事案がないか、検査・監督において迅速かつ適切に対応するとともに、投資一任業者等の違法行為に係る罰則の強化を始め、金融実務を踏まえた実効性ある再発防止策を速やかに策定し、その実現を図ること。

一 今般、証券取引等監視委員会により公募増資に関連したインサイダー取引規制の違反事案が続けて摘発されたことを踏まえ、これらの事案が、我が国市場の透明性、公正性に対する信頼を揺るがすものであることに鑑み、市場の活力や公募増資の実務にも十分配慮しつつ、情報漏えい事案に対する規制強化や罰則・課徴金強化を含め、インサイダー取引規制の抜本的見直しを行うこと。

一 金融資本市場を取り巻く環境が大きく変化する中、近時における投資一任業者による違法行為、公募増資インサイダー事案への証券会社及び運用会社の関与なども踏まえ、市場監視機能の強化を図り、その実効性を確保する観点から、情報収集・分析のための体制整備など投資一任業者、証券会社その他の金融機関に対する検査・監督を強化すること。その際、任期付外部登用の活用等による優秀な人材の確保と職員の専門性の向上に十分努めること。あわせて、インサイダー取引規制や相場操縦規制の実効性の確保に資する市場監視機能の強化に当たっては、金融商品取引

所における取引調査機能の一層の充実等にも留意すること。
右決議する。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案(閣法第68号)

(衆議院 24. 4. 26修正議決 参議院 6. 18厚生労働委員会付託 6. 20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるため、基本理念を定めるほか、障害者及び障害児の定義の見直し、地域生活支援事業の拡充等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。
- 二 基本理念として、障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、社会参加の機会の確保や地域社会での共生、社会的障壁の除去に資するものとなるよう総合的かつ計画的に行わなければならないことを定める。
- 三 この法律に規定する「障害者」等に、治療方法が確立していない疾病等により障害がある者を加える。
- 四 重度訪問介護の対象となる者の拡大、共同生活介護の共同生活援助への一元化を行う。
- 五 市町村が行う地域生活支援事業として、障害者等に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業、意思疎通支援(衆議院修正)を行う者を養成する事業等を加える。
- 六 基本指針に定める事項に、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項を加え、厚生労働大臣は、障害者等の意見を基本指針へ反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 七 障害福祉計画に定める事項に、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項等を加え(衆議院修正)、市町村及び都道府県は、定期的に、障害福祉計画について調査、分析及び評価を行い、必要な措置を講ずるものとする。
- 八 政府は、障害者等の支援に係る施策を段階的に講ずるため、施行後3年を目途として、障害福祉サービスの在り方、障害支援区分(衆議院修正)の認定を含めた支給決定の在り方、障害者の意思決定支援の在り方(衆議院修正)、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方等について、障害者等の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で検討を加え、所要の措置を講ずるものとする。
- 九 この法律は、平成25年4月1日から施行する。ただし、四は、平成26年4月1日から施行する。

【附帯決議】(24. 6. 19厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一、意思疎通支援を行う者の派遣及び養成については、利用者が支援を受けやすくする観点から、窓口は市町村を基本としつつ、適切な役割分担がなされるよう市町村及び都道府県の行う事業を具体的に定めるなど、地域生活支援事業について、市町村及び都道府県に対し、必要なサービスが十分に提供されるための支援を行うこと。また、意思疎通支援を行う者の派遣については、個人利用にとどまらず、複数市町村の居住者が集まる会議での利用など、障害者のニーズに適切に対応できるよう、派遣を行う市町村等への必要な支援を行うこと。
- 二、障害福祉計画の策定に当たっては、中長期的なビジョンを持ちつつ、障害者の地域生活に対する総合的な支援が計画的に行われるよう配慮すること。
- 三、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援を更に推進

する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住の支援等の在り方について、早急に検討を行うこと。

四、難病患者に対する医療、保健、研究、福祉、就労等の総合的な支援施策について、法整備も含め早急に検討し確立すること。

五、精神障害者の地域生活を支えるため、住まいの場の整備、医療、福祉を包括したサービスの在り方、精神障害者やその家族が行う相談の在り方等の支援施策について、早急に検討を行うこと。

六、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方の検討と併せて、成年被後見人の政治参加の在り方について、検討を行うこと。

七、障害者の就労の支援の在り方については、障害者の一般就労を更に促進するため、就労移行だけでなく就労定着への支援を着実に実行できるようなサービスの在り方について検討するとともに、一般就労する障害者を受け入れる企業への雇用率達成に向けた厳正な指導を引き続き行うこと。

八、障害児・者に対する福祉サービスに係る地方税や都市計画制度の取扱いについて、社会福祉事業の円滑で安定的な運営に資するべく所要の配慮が行われるよう、地方自治体に対し周知する等の措置を講ずること。

九、常時介護を要する障害者等に対する支援その他の障害福祉サービスの在り方等の検討に当たっては、国と地方公共団体との役割分担も考慮しつつ、重度訪問介護等、長時間サービスを必要とする者に対して適切な支給決定がなされるよう、市町村に対する支援等の在り方についても、十分に検討を行い、その結果に基づいて、所要の措置を講ずること。

十、障害者政策委員会の運営に当たっては、関係行政機関の間で十分調整するとともに、障害者政策を幅広い国民の理解を得ながら進めていくという観点から、広く国民各層の声を障害者政策に反映できるよう、公平・中立を旨とすること。

右決議する。

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第69号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、長期的なエネルギーの需給の安定化の必要性が高まっていることに鑑み、工場等において電気を使用して事業を行う者による電気の需要の平準化に資する措置の実施が円滑に行われるようにするため、当該措置に関する指針を定め、指導及び助言を行うことができるようにするとともに、民生部門におけるエネルギーの使用の合理化を一層推進するため、熱の損失の防止の用に供される建築材料の性能の向上について判断の基準となるべき事項を定め、製造事業者等を勧告の対象とする等の措置を講じようとするものである。

ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法案(閣法第70号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、ダム事業の廃止等に伴い水没しないこととなる土地の区域及びその周辺の地域のうち、生活環境及び産業基盤の整備等が他の地域に比較して低位にあり、当該ダム事業の廃止等に伴い振興を図る必要がある地域について、国土交通大臣による特定地域振興基本方針の策定、都道府県による特定地域振興計画の作成及びこれに基づく特別の措置等について定めようとするものである。

労働契約法の一部を改正する法律案(閣法第71号)

(衆議院 24.7.26可決 参議院 7.30厚生労働委員会付託 8.3本会議可決)

【要旨】

本法律案は、有期労働契約について、その締結及び更新が適正に行われるようにするため、有期

労働契約が一定の要件を満たす場合に、労働者の申込みにより無期労働契約に転換させる仕組みを設ける等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 有期労働契約の無期労働契約への転換

- 1 有期労働契約が通算5年を超えて反復更新された場合、労働者が無期労働契約の締結の申込みをしたときは、使用者は、別段の定めがない限り従前と同一の労働条件で、当該申込みを承諾したものとみなす。
- 2 有期労働契約の契約期間が満了した日とその次の有期労働契約の契約期間の初日との間に空白期間が6月以上あるとき等は、当該空白期間前に満了した有期労働契約の契約期間は通算しない。

二 有期労働契約の更新等

有期労働契約の反復更新により、当該有期労働契約を更新しないことが無期労働契約を締結している労働者を解雇することと社会通念上同視できると認められる等の有期労働契約であって、労働者が更新等の申込みをした場合には、使用者が当該申込みを拒絶することが、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、使用者は当該申込みを承諾したものとみなす。

三 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止

有期労働契約を締結している労働者の労働条件が、期間の定めがあることにより、同一の使用人と無期労働契約を締結している労働者の労働条件と相違する場合においては、当該相違は、職務の内容、配置等の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。

四 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、一、三及び五は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

五 検討規定

政府は、一の施行後8年を経過した場合において、一について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案(閣法第72号)

(衆議院 24. 6. 26修正議決 参議院 7. 13社会保障と税の一体改革に関する特別委員会付託 8. 10本会議可決)

【要旨】

本法律案は、世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することが我が国の直面する重要な課題であることに鑑み、社会保障制度の改革とともに不断に行政改革を推進することに一段と注力しつつ経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、消費税法について所要の改正を行うほか、その他の税制の抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

なお、衆議院において、法律の題名を「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」と変更するほか、趣旨の修正、所得税法、相続税法及び租税特別措置法の一部改正に係る規定の削除、税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置に係る規定の修正等、所要の修正が行われた。

一、消費税

- 1 現行4%の消費税率(地方消費税と合わせて5%)を、平成26年4月1日から6.3%(同8%)に、平成27年10月1日から7.8%(同10%)に引き上げる。
- 2 消費税の収入については、地方交付税法に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

に充てる。

- 3 課税の適正化の観点から、事業者免税点制度について新設法人の免税事業者要件を見直すとともに、中間申告制度について任意の中間申告を可能とする制度を導入する。

二、税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置

税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置について、政府は平成24年2月17日に閣議決定した社会保障・税一体改革大綱に示された基本的方向性に沿って具体化に向けて検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。なお、これらの措置に関して、消費税率の引上げに当たっては、低所得者に配慮する観点から、給付付き税額控除や複数税率の導入等について総合的に検討することとし、扶養控除、成年扶養控除、配偶者控除に関する規定を削除する等の衆議院修正が行われた。

三、附則

- 1 この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成26年4月1日から施行する。
- 2 消費税率の引上げに当たり、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて必要な措置を講ずる。
- 3 消費税率の引上げに当たっての措置に関し、税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する(衆議院修正により追加)。
- 4 消費税率の引上げ前に、種々の経済指標を確認し、2及び3(政府原案は2)の措置を踏まえて、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。
- 5 所得税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、最高税率の引上げ等による累進性の強化に係る具体的な措置について検討を加え、その結果に基づき、平成24年度中に必要な法制上の措置を講ずる(衆議院修正により追加)。
- 6 資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点からの相続税の課税ベース、税率構造等の見直し及び高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費拡大を通じた経済活性化を図る観点からの贈与税の見直しについて検討を加え、その結果に基づき、平成24年度中に必要な法制上の措置を講ずる(衆議院修正により追加)。

なお、本法律施行に伴う平年度の租税増収見込額は、約10兆3千億円である。

【附帯決議】(24.8.10社会保障と税の一体改革に関する特別委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一、社会保障制度に対する国民からの信頼と納得を得るため、社会保険と税との関係及び国の財政と地方財政との関係を含め、社会保障に関する総合的な収支を区分して管理するとともに、社会保障給付の内容ごとに受益と負担の関係を国民に対して透明性をもって明確に開示するための取組を行うこと。

右決議する。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案(閣法第73号)

(衆議院 24.6.26修正議決 参議院 7.13社会保障と税の一体改革に関する特別委員会付託 8.10本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方税法の改正

- 1 地方消費税の税率を平成26年4月1日から消費税額の63分の17(消費税率換算1.7%)に、平成27年10月1日から消費税額の78分の22(消費税率換算2.2%)に引き上げる。

- 2 地方消費税のうち引上げ分に相当する額に係る市町村交付金については、各市町村の人口で按分して交付する。
- 3 道府県は地方消費税のうち引上げ分に相当する額から市町村に交付した額を控除した額を、市町村は当該引上げ分に相当する額として道府県から交付を受けた額を、それぞれ制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費その他社会保障施策に要する経費に充てる。

二、地方交付税法の改正

消費税の収入額に対する地方交付税の率を平成26年度は22.3%(消費税率換算1.4%)に、平成27年度は20.8%(消費税率換算1.47%)に、平成28年度以降は19.5%(消費税率換算1.52%)に変更する。

三、その他

- 1 地方消費税率の引上げに当たり、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて必要な措置を講ずる。
- 2 地方消費税率の引上げに当たっての措置に関し、税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、地方消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する。
- 3 地方消費税率の引上げ前に、種々の経済指標を確認し、1及び2の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。

なお、本法律案については、衆議院において、三の2の規定を追加する等の修正が行われた。

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案(閣法第74号)

(衆議院 24.6.26修正議決 参議院 7.11社会保障と税の一体改革に関する特別委員会付託 8.10本会議可決)

【要旨】

本法律案は、公的年金制度の最低保障機能の強化のため、受給資格期間の短縮を行うとともに、産前産後休業期間中の厚生年金保険の保険料免除、短時間労働者への厚生年金保険の適用拡大等の措置を講ずるほか、基礎年金の国庫負担割合を2分の1とするための安定した財源の確保が図られる年度を定める等の所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 国民年金法の一部改正

- 一 老齢基礎年金の受給資格期間を25年から10年に短縮する。
- 二 遺族基礎年金の支給対象を拡大し、被保険者等の子のある配偶者又は子に支給する。

第二 厚生年金保険法及び健康保険法の一部改正

- 一 1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、報酬の月額が8万8千円以上(衆議院修正)である等の一定の要件に該当する短時間労働者は、従業員が常時5百人以下の事業所に使用される者を除き、厚生年金保険及び健康保険の被保険者とする。
- 二 老齢厚生年金の受給資格期間の短縮について、第一の一に準じた改正を行う。
- 三 産前産後休業期間について、申出により、事業主及び被保険者の保険料を免除する。

第三 国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号)の一部改正

基礎年金の国庫負担割合2分の1を維持するための所要の安定した財源の確保が図られる年度を平成26年度とする。

第四 施行期日等

- 一 この法律は、一部を除き、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第1条第2号(衆議院修正)に掲げる規定の施行の日から施行する。

二 国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法等について、所要の改正を行う。

なお、衆議院において、低所得である高齢者等の老齢基礎年金等の額の加算、高額所得による老齢基礎年金の支給停止及び年金交付国債の償還に関する規定を削除するとともに、低所得である高齢者等に対する福祉的措置としての給付を実施するための法制上の措置に関する規定を追加する等の修正が行われた。

子ども・子育て支援法案(閣法第75号)

(衆議院 24. 6. 26修正議決 参議院 7. 11社会保障と税の一体改革に関する特別委員会付託 8. 10本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、総則

- 1 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと等の責務を有する。国及び都道府県は、当該給付及び当該事業が適正かつ円滑に行われるよう必要な各般の措置を講じなければならない。
- 2 この法律において、「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいい、「教育・保育施設」とは、認定こども園、幼稚園及び保育所をいう。

二、子ども・子育て支援給付

子ども・子育て支援給付は、子どものための現金給付及び子どものための教育・保育給付とし、子どものための現金給付は児童手当の支給と、子どものための教育・保育給付は施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給とし、子どものための教育・保育給付を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、市町村に対し、当該給付を受け資格を有すること及びその小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

三、地域子ども・子育て支援事業

市町村は、当該市町村の定める子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業等を行うものとする。

四、子ども・子育て支援事業計画

- 1 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。
- 2 市町村及び都道府県は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

五、費用

子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業に要する費用は、市町村が支弁することを基本とし、国及び都道府県は、都道府県及び市町村以外の者が設置し、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設に係る施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担するとともに、市町村に対し、地域子ども・子育て支援事業に要する費用に充てるため、交付金を交付することができる。

六、子ども・子育て会議等

- 1 内閣府に、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する等のため、子ども・子育て会議を置く。
- 2 市町村及び都道府県は、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況を調査審議する等のため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

七、施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の4月1日までの間において政令で定める日から施行する。
- 2 政府は、出産及び育児休業に係る給付を子ども・子育て支援給付とすること、幼稚園教諭等の処遇の改善に資するための施策の在り方及び子ども・子育て支援に係る人材確保のための方策並びにこの法律の公布後2年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとするとともに、次世代育成支援対策推進法の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、2に定める事項のほか、この法律の施行後5年を目途として、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、所要の措置を講ずるものとする。

なお、本法律案は、衆議院において、教育・保育施設の定義及び当該施設の確認に関する規定の整備、施設型給付費等の支給に関する規定の整備、地域子ども・子育て支援事業の追加、市町村及び都道府県における合議制の機関の設置を努力義務とすること、附則の検討規定の追加を主な内容とする修正が行われた。

【子ども・子育て支援法案、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案及び子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議】（24.8.10社会保障と税の一体改革に関する特別委員会議決）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一、施設型給付等については、幼保間の公平性、整合性の確保を図るとともに、受け入れる子どもの数にかかわらず施設が存続していく上で欠かせない固定経費等への配慮が不可欠であることにも十分留意して、定員規模や地域の状況など、施設の置かれている状況を反映し得る機関補助的な要素を加味したものとし、その制度設計の詳細については関係者も含めた場において丁寧に検討すること。
- 二、施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の普及に努めること。
- 三、施設型給付、地域型保育給付等の設定に当たっては、3歳児を中心とした職員配置等の見直し、保育士・教員等の待遇改善等、幼稚園・小規模保育の0から2歳保育への参入促進など、幼児教育・保育の質の改善を十分考慮するとともに、幼稚園や保育所から幼保連携型認定こども園への移行が進むよう、特段の配慮を行うものとする。
- 四、施設整備に対する交付金による支援については、現行児童福祉法第56条の2の規定に基づく安心こども基金からの施設整備補助（新設、修理、改造、拡張又は整備に要する費用の4分の3以内。耐震化その他の老朽化した施設の改築を含む。）の水準の維持を基本とすること。また、給付費・委託費による長期に平準化された支援との適切な組合せにより、それぞれの地域における保育の体制の維持、発展に努めること。
- 五、保育を必要とする子どもに関する施設型給付、地域型保育給付等の保育単価の設定に当たっては、施設・事業者が、短時間利用の認定を受けた子どもを受け入れる場合であっても、安定的、継続的に運営していくことが可能となるよう、特段の配慮を行うものとする。
- 六、大都市部を中心に待機児童が多数存在することを踏まえるとともに、地方自治体独自の認定制

- 度が待機児童対策として大きな役割を果たしていることを考慮し、大都市部の保育所等の認可に当たっては、幼児教育・保育の質を確保しつつ、地方自治体が特例的かつ臨時的な対応ができるよう、特段の配慮をすること。
- 七、市町村による地域の学校教育・保育の需要把握や、都道府県等による認定こども園の認可・認定について、国として指針や基準を明確に示すことにより、地方公共団体における運用の適正を確保すること。
- 八、新たな幼保連携型認定こども園の基準は、幼児期の学校教育・保育の質を確保し、向上させるものとする。
- 九、現行の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園からの新たな幼保連携型認定こども園への移行の円滑化及び支援に配慮すること。
- 十、特別支援教育のための人材の確保と育成により幼児期の特別支援教育の充実を図ること。
- 十一、安心こども基金については、その期限の延長、要件の緩和、基金の拡充等を図り、新制度施行までの間の実効性を伴った活用しやすい支援措置となるよう改善すること。その際には、現行の幼稚園型や保育所型の認定こども園における認可外部分に対して、安心こども基金が十分に活用されるよう、特に留意すること。
- 十二、新制度により待機児童を解消し、すべての子どもに質の高い学校教育・保育を提供できる体制を確保しつつ、幼児教育・保育の無償化について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。当面、幼児教育に係る利用者負担について、その軽減に努めること。
- 十三、施設型給付、地域型保育給付等の利用者負担は、保護者の所得に応じた応能負担とし、具体的な水準の設定に当たっては、現行の幼稚園と保育所の利用者負担の水準を基に、両者の整合性の確保に十分配慮するものとする。
- 十四、施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとする。
- 十五、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において、財源の確保に最大限努力するものとする。
- 十六、放課後児童健全育成事業をはじめとする地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組に応じて、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとする。
- 十七、放課後児童健全育成事業の対象として、保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知すること。
- 十八、妊婦健診の安定的な制度運営の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。
- 十九、ワーク・ライフ・バランスの観点から、親が子どもとともに家族で過ごす時間や地域で過ごす時間を確保できるよう国民の働き方を見直し、家族力や地域力の再生と向上に取り組むこと。
- 右決議する。

総合こども園法案(閣法第76号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で幼児期の教育及び保育が重要であることに鑑み、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育ての支援の総合的な提供を図るため、満3歳以上の子どもに対する教育及び保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達

を助長すること等を目的とする総合こども園に関する制度を創設しようとするものである。

子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第77号)

(衆議院 24. 6. 26修正議決 参議院 7. 11社会保障と税の一体改革に関する特別委員会付託 8. 10本会議可決)

【要旨】

本法律案は、子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の廃止及び児童福祉法その他の関係法律の規定の整備等を行おうとするものであったが、衆議院において次の内容に全面修正された。

一、法律名の修正

法律名を「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」とする。

二、児童福祉法の一部改正

- 1 小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業を定義する。
- 2 市町村は、保育を必要とする児童を保育所において保育しなければならないとともに、当該児童に対し、認定こども園又は家庭的保育事業等により、必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合には、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用について調整及び要請を行うものとする。
- 3 市町村は、優先的に保育を行う必要がある児童がいる場合には、その保護者に対し、保育所若しくは幼保連携型認定こども園において保育を受けること又は家庭的保育事業等による保育を受けることの申込みを勧奨し、及び保育を受けることができるよう支援しなければならない。当該勧奨及び支援を行っても、なおやむを得ない事由により保育を受けることが著しく困難である場合には、当該児童を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行わなければならない。
- 4 市町村は、3に定めるほか、保育を必要とする乳児・幼児が、あつせん又は要請その他市町村による支援等を受けたにもかかわらず、なおやむを得ない事由により保育を受けることが著しく困難である場合には、当該乳児・幼児を当該市町村の設置する保育所又は幼保連携型認定こども園に入所させて保育を行うこと、当該乳児・幼児に対して当該市町村が行う家庭的保育事業等による保育を行うこと等の措置を採ることができる。
- 5 保育所の設置者等が、乳児又は幼児の保護者から、善良な管理者と同一の注意をもって、当該保護者が当該保育所等に支払うべき金額に相当する金額の支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお当該保護者が当該金額の全部又は一部を支払わない場合において、当該保育所等における保育に支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、市町村が当該保育所等における保育を確保するため必要であると認めるときは、市町村は、当該設置者等の請求に基づき、地方税の滞納処分等の例によりこれを処分することができる。
- 6 市町村は、保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために必要があると認めるときは、当該市町村における保育所等の整備に関する計画を作成することができる。

三、教育職員免許法の一部改正

幼保連携型認定こども園の教員の免許に関する規定を整備する。

四、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

- 1 地方公共団体の長の職務権限に、幼保連携型認定こども園に関することを追加する。
- 2 地方公共団体の長による幼保連携型認定こども園に関する教育委員会からの意見の聴取等、

教育委員会に関する規定を整備する。

五、内閣府設置法の一部改正

- 1 子ども・子育て支援法の定めるところにより、内閣府に審議会等として、子ども・子育て会議を置く。
- 2 内閣府の所掌事務に、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援をするための基本的な政策並びに少子化の進展への対処に関する事項等を規定する。
- 3 2の事務を所掌する特命担当大臣を置く。
- 4 内閣府に特別の機関として、2の事務をつかさどる子ども・子育て本部を置く。

六、関係法律の規定の整備等

二から五のほか、関係法律について所要の改正を行うとともに、所要の経過措置を定める。

七、施行期日

この法律は、一部を除き、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

【附帯決議】(24.8.10社会保障と税の一体改革に関する特別委員会議決)

子ども・子育て支援法案(閣法第75号)と同一内容の附帯決議が行われている。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(閣法第78号)

(衆議院 24.6.26修正議決 参議院 7.11社会保障と税の一体改革に関する特別委員会付託 8.10本会議可決)

【要旨】

本法律案は、今後の被用者年金制度の成熟化、少子高齢化の一層の進展等に備え、公的年金制度の一元化を展望しつつ、制度の安定性を高めるとともに、民間被用者及び公務員を通じ、将来に向けて、保険料負担及び保険給付の公平性を確保するため、公務員及び私立学校教職員(以下「公務員等」という。)についても厚生年金保険制度を適用する措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 厚生年金保険法の一部改正

- 一 厚生年金保険の被保険者資格について、公務員等に係る適用除外規定を削除する。
- 二 厚生年金事務の実施機関は、厚生労働大臣、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団等とする。
- 三 積立金の管理運用の基本的な指針の策定や管理運用状況の評価・公表については、厚生労働大臣が案を作成し、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣と協議の上、各大臣が共同して行う。

第二 国家公務員共済組合法及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正等

- 一 公務員等に係る遺族給付の転給制度、職域加算額等を廃止する。
- 二 追加費用対象期間を有する者の退職共済年金等の額について、一定の配慮措置を講じた上で、その年金額が控除調整下限額を超えるときは、100分の27に相当する額を控除した金額とする。
- 三 保険料率については段階的に引き上げ、公務員については平成30年、私立学校教職員については平成39年に、厚生年金の保険料率の上限である1000分の183に統一する。

第三 施行期日等

- 一 この法律は、一部を除き、平成27年10月1日から施行する。
- 二 公務員等の職域加算額の廃止と同時に新たな年金制度を設けることとし、その在り方について、平成24年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、本法律案は、衆議院において、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案等の修正に伴い所要の規定の整備を行う修正が行われた。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(閣法第79号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、独立行政法人について、公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって国が自ら主体として行う必要のないものが、その特性に応じた国の適切な関与の下に国以外の法人によつて的確に行われることとなるよう、国の関与の在り方を見直し、中期目標行政法人及び行政執行法人に区分するとともに、その名称を行政法人とする等の所要の措置を講じようとするものである。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第80号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、各府省に置かれる独立行政法人評価委員会に関する規定を削除する等、関係法律の規定の整備を行おうとするものである。

災害対策基本法の一部を改正する法律案(閣法第81号)

(衆議院 24. 6. 19修正議決 参議院 6. 19災害対策特別委員会付託 6. 20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災から得られた教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、防災に関する組織を充実し、地方公共団体間の応援に関する措置を拡充するとともに、広域にわたる被災住民の受入れ並びに災害対策に必要な物資等の供給及び運送に関する措置等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 市町村が被害状況の報告ができなくなった場合に都道府県が自ら情報収集のための必要な措置を講ずべきものとし、国・地方公共団体等が情報を共有し相互に連携して対策の実施に努めなければならないものとする。
- 二 被災した地方公共団体への支援を強化するため、地方公共団体相互間の応援の対象を緊急性の極めて高い応急措置から災害応急対策一般に拡大するとともに、都道府県知事は応援の要求等のみによっては応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対し、他の都道府県知事に対し災害が発生した都道府県の知事等を応援することを求めるよう求めることができるものとするなど都道府県・国による調整規定の拡充、新設を行うものとする。
- 三 他の主体との相互応援が円滑に行われるよう、国・地方公共団体、民間事業者も含めた各防災機関は、あらかじめ、地域防災計画等において相互応援や広域での被災住民の受入れを想定する等の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。
- 四 都道府県知事は指定行政機関の長等に対し、市町村長は都道府県知事に対し、災害応急対策の実施に必要な物資等の供給について必要な措置を講ずるよう要請等することができるものとするとともに、指定行政機関の長等又は都道府県知事は、緊急を要するときは、要請等を待たず自らの判断で必要な措置を講ずることができるものとする。また、指定行政機関の長等又は都道府県知事は、緊急の必要があるときは、運送事業者である指定公共機関等に対し、指示等することができるものとする。
- 五 広域での被災住民の受入れが円滑に行われるよう、市町村長は、被災住民の居住の場所を確保することが困難な場合等において、被災住民の受入れについて他の市町村長に協議できるものとするとともに、市町村長からの要求に基づき、都道府県知事は、被災住民の受入れについて他の都道府県知事と協議しなければならないものとする。また、都道府県知事又は内閣総理大臣は、市町村長又は都道府県知事から求められたときは、協議の相手方その他広域一時滞在に関する事項について助言しなければならないものとする。
- 六 国民の防災意識の向上を図るため、住民の責務として、災害教訓を伝承することを明記すると

ともに、国・地方公共団体、民間事業者も含めた各防災機関において防災教育の実施に努めなければならないものとする。

七 災害対応は災害対策本部が担うことを明確化する一方で、地方防災会議の所掌事務に、地方公共団体の長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること等を追加するとともに、多様な主体の意見が反映されるよう、自主防災組織を構成する者又は学識経験者を会議の委員として追加すること等の見直しを行うものとする。

八 今後の政府の取組方針を明らかにするために、東日本大震災から得られた教訓を今後に生かすため、東日本大震災に対してとられた措置の実施の状況を引き続き検証し、防災に関する制度の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

九 この法律は、公布の日から施行するものとする。

なお、本法律案については、衆議院において、災害の定義に竜巻を追加し、本法律案の検討条項の対象に防災上の配慮を要する者に係る個人情報の取扱いの在り方及び災害からの復興の枠組みを含める等の修正が行われた。

【附帯決議】 (24. 6. 20災害対策特別委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 過去の災害からの教訓の伝承及び防災に関する教育の実施については、多様な主体による取組を推進するため、国による財政上の措置を含め、可能な限りの支援を行うこと。特に学校教育においては、災害発生時に児童・生徒が自ら適切な行動を取れるよう、自然災害、避難等に関する正しい知識の習得や訓練の実施等に関し配慮すること。

二 地理空間情報の活用については、都道府県及び市町村が十分に活用できるものとするため、情報の内容、共有、利用方法等に留意してシステムを構築するなど、真に災害対策に有用な、実効性のあるものとするとともに、NPOやボランティアなど、災害に関与する団体及び個人を含め、広く国民に対する情報提供にも活用すること。

三 地方公共団体の対応能力を超えるような大規模災害時において、内閣総理大臣による応援要求等被災地に対して的確な災害応急対策を実施することができるよう、関係省庁の情報収集体制の整備を図るとともに、内閣の情報集約機能の強化を図ること。

四 応援の要求、広域一時滞在、物資・資材の供給など、国及び都道府県による関与が充実強化されたものについては、適時適切な応援、被災住民の受入れ及び物資等の供給がなされるよう、その仕組みを十全に機能させること。また、広域的な災害応急対策等の応援等の実効性を高めるため、知事会、市長会や町村会との連携を進めること。

五 円滑な応援の受入れ及び他者への応援については、災害発生時の初動対応において極めて重要であることから、都道府県及び市町村による広域的な協定の締結、訓練の実施等が促進されるよう、国としても積極的に取り組むこと。

六 救援物資等を被災地に確実に供給するためには、現在の国及び地方の指定公共機関である運送事業者だけでは運送の対象となる物資が限定されるなど、不十分なことが懸念されることから、陸上のみならず海・空にわたる輸送に関する事業者の指定の在り方について検討すること。さらに、国及び地方の指定公共機関については、今後の防災対策推進検討会議における検討等も踏まえ、医療機関等も含め指定公共機関の更なる拡充について検討すること。

七 国、都道府県及び市町村の防災会議の委員の任命については、女性、障がい者、高齢者など、社会及び地域の実情に応じて多様な主体の参画が確保されるよう、今後とも制度及び運用の改善に努めること。

八 今回の改正では、災害応急対策責任者や災害予防責任者など、国や地方の公的立場にある者の役割が強化されたが、東日本大震災では、NPOやボランティアなどが大きな役割を果たしたことから、災害の予防、災害からの復旧及び復興など、災害全般においてかかる主体の果たす役割についても、引き続き検討を進めること。

九 これからの災害対策基本法改正に向けて、避難や減災など災害に対する基本的考え方をはじめ、防災会議や災害対策本部など組織・権限の在り方、大規模災害発生時の災害緊急事態の布告の内容やその手続、さらに災害からの復興の進め方に至るまで、現行法のあらゆる問題点について迅速に検討を進め、必要な法案を策定し、提出すること。

右決議する。

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法案(閣法第82号)

(衆議院 24. 6. 15可決 参議院 6. 18国土交通委員会付託 6. 20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、欧州連合により講じられるイラン産原油を輸送するタンカーに係る保険契約についての再保険の引受けを禁止する措置により、特定タンカーについて船舶油濁損害賠償保障法(以下「油賠法」という。)第13条第1項に規定する保障契約の締結等が困難となることに対応して、特定タンカー所有者との間で特定賠償義務履行担保契約を締結する者に対し、当該特定賠償義務履行担保契約の義務の履行として支払われる金銭の額に相当する金額の交付金を政府が交付する制度を設ける等の特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 特定保険者交付金交付契約

- 1 政府は、特定タンカー所有者で特定賠償義務履行担保契約を締結しているものを相手方として、特定タンカーごとに、特定保険者が当該特定賠償義務履行担保契約に基づく義務の履行としての金銭の支払をする場合に、政府が当該特定保険者に対し当該特定保険者が支払う金銭(2及び5において「交付対象金銭」という。)の額に相当する金額の交付金(2及び5において「特定保険者交付金」という。)を交付することを約し、特定タンカー所有者が納付金を納付することを約する契約(以下「特定保険者交付金交付契約」という。)を締結することができるものとする。
- 2 政府が特定保険者交付金交付契約により同一の事故から生じた特定損害のうち、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第7条又は油賠法第6条の規定による責任制限の対象となるものに係る交付対象金銭についての特定保険者交付金を交付する場合において、当該交付対象金銭の額がこれらの法律に規定する責任の限度額を超えるときは、当該責任の限度額から特定損害保険契約により填補される金額に相当する金額を控除した金額を当該交付対象金銭の額として、1の規定を適用するものとする。
- 3 特定保険者交付金交付契約の期間は、その締結の時からその時の属する会計年度の末日までとする。
- 4 納付金の金額は、1年当たり、タンカーに係る保険契約の保険料の金額の国際的な水準を勘案して政令で定める金額とする。
- 5 政府が特定保険者交付金交付契約により交付する特定保険者交付金の金額は、当該特定保険者交付金交付契約の期間内における特定運航に伴って生ずる特定損害等に係る交付対象金銭について担保上限金額を限度とする。
- 6 政府は、1会計年度内に締結する特定保険者交付金交付契約に係る担保上限金額の合計額が会計年度ごとに国会の議決を経た金額を超えない範囲内で、特定保険者交付金交付契約を締結するものとする。
- 7 その他特定保険者交付金交付契約に係る所要の規定を設ける。

二 船主相互保険組合法の特例

船主相互保険組合法第2条第3項に規定する船主責任相互保険組合は、同法第4条第5項の規定にかかわらず、特定賠償義務履行担保契約に関する業務に係る事業を行うことができるものとする。

三 附則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、欧州連合により講じられるイラン産原油を輸送するタン

カーに係る保険契約についての再保険の引受けを禁止する措置により当該再保険の引受けが行われなくなると認められる日として内閣総理大臣、外務大臣及び国土交通大臣が告示する日以後に生ずる特定損害等について適用するものとする。

- 2 この法律は、イランをめぐる国際情勢その他の情勢の変化により、特定タンカーについて、特定タンカー所有者損害を填補するための保険契約であってその保険金額が政令で定める金額以上のものの締結が可能であると認められるに至ったとき等には、速やかに、廃止するものとする。
- 3 平成24年度において政府が特定保険者交付金交付契約を締結する場合には、その担保上限金額の合計額が一定額を超えない範囲内において、これをするものとする（一の6の国会の議決がなされた場合を除く。）。
- 4 国土交通省設置法について所要の改正を行う。

年金生活者支援給付金の支給に関する法律案(閣法第83号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、高齢者や障害者等の生活を支援するため、公的年金等の収入金額と一定の所得との合計額が一定の基準以下の老齢年金の受給者に国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間を基礎とした老齢年金生活者支援給付金又は保険料納付済期間を基礎とした補足的老齢年金生活者支援給付金を、所得の額が一定の基準以下の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者に障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金を支給しようとするものである。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第49号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、独占禁止法違反に対する排除措置命令等について、審判制度を廃止するとともに、意見聴取のための手続の整備等の措置を講じようとするものである。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第60号)

(衆議院 24. 3. 8修正議決 参議院 3. 23厚生労働委員会付託 3. 28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近年における労働者派遣事業をめぐる情勢に鑑み、派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置の充実を図る等、労働者派遣事業に係る制度の見直しを行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 日雇労働者についての労働者派遣の禁止

派遣元事業主は、日々又は30日以内(衆議院修正)の期間を定めて雇用する労働者について、適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合又は雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を行うために必要であると認められる場合その他の場合で政令で定める場合(衆議院修正)を除き、労働者派遣を行ってはならない。

二 均衡を考慮した待遇の確保及び労働者派遣事業の業務の内容に係る情報提供義務の創設

派遣元事業主は、派遣労働者の賃金等について、派遣労働者と同種の業務に従事する派遣先労働者との均衡に配慮するとともに、労働者派遣に関する料金の平均額と派遣労働者の賃金の平均額の差額が労働者派遣に関する料金の平均額に占める割合等の情報の提供を行わなければならない。

三 労働契約申込みみなし制度等の創設

派遣先が、無許可派遣元事業主等から労働者派遣の役務の提供を受ける等違法行為を行った場合、その時点において、派遣先から派遣労働者に対し、労働契約の申込みをしたものとみなす。

四 検討

政府は、この法律施行後、施行の状況等を勘案し、常時雇用する労働者でない者についての労働者派遣の在り方、物の製造の業務についての労働者派遣の在り方及び特定労働者派遣事業の在り方について、速やかに検討を行うものとする(衆議院修正)。

五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、三については、この法律の施行日から3年を経過した日から施行する(衆議院修正)。

【附帯決議】(24.3.27厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、登録型派遣の在り方、製造業務派遣の在り方及び特定労働者派遣事業の在り方については、本法の施行後1年を目途として、東日本大震災による雇用状況、デフレ・円高等の産業に与える影響及び派遣労働者の就労機会の確保等も勘案して論点を整理し、労働政策審議会での議論を開始すること。
- 二、いわゆる専門26業務に該当するかどうかによって派遣期間の取扱いが大きく変わる現行制度について、派遣労働者や派遣元・派遣先事業主に分かりやすい制度となるよう、速やかに見直しの検討を開始すること。検討の結論が出るまでの間、期間制限違反の指導監督については、労働契約申込みみなし制度が創設されること等も踏まえ、丁寧・適切に、必要な限度においてのみ実施するよう徹底すること。また、労働契約申込みみなし規定の適用に当たっては、事業主及び労働者に対し、期間制限違反に該当するかどうか等の助言を丁寧に行うこと。
- 三、いわゆる偽装請負の指導監督については、労働契約申込みみなし制度が創設されること等も踏まえ、丁寧・適切に実施するよう徹底すること。また、労働契約申込みみなし規定が適用される「偽装する意図を持っているケース」を、具体的に明確化すること。併せて、事業主及び労働者に対し、偽装請負に該当するかどうかの助言を丁寧に行うとともに、労働者派遣と請負の区分基準を更に明確化すること。
- 四、労働契約申込みみなし制度の創設に当たり、派遣労働者の就業機会が縮小することのないよう、周知と意見聴取を徹底するよう努めること。
- 五、派遣労働者に対する労働・社会保険適用を一層促進するため、現行の派遣元指針及び派遣先指針に記載されている労働・社会保険適用の促進策の法定化を含む抜本強化について検討すること。
- 六、優良な派遣元事業主が育成されるよう、法令遵守の一層の徹底、派遣労働者の労働条件の改善等、労働者派遣事業適正運営協力員制度の活用も含めた適切な指導、助言等を行うこと。
- 七、派遣労働者の職業能力の開発を図るため、派遣元事業主は派遣労働者に対し教育訓練の機会を確保し、労働者派遣業界が派遣労働者の雇用の安定等に必要な職業能力開発に取り組む恒久的な仕組みを検討すること。
- 八、本法施行に当たっては、あらかじめ、派遣労働者、派遣元・派遣先事業主等に対し、日雇派遣の原則禁止、派遣労働者の無期雇用への転換推進、均衡待遇の確保、「マージン率」の情報公開など今回の改正内容について、十分な広報・情報提供を行い、周知徹底するよう万全を期すこと。
右決議する。

郵政改革法案(第176回国会閣法第1号)

(衆議院 24.3.30撤回)

【要旨】

本法律案は、郵政改革について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、

郵政事業の実施主体の再編成、当該再編成後の実施主体に関して講ずる措置その他郵政改革の実施に必要な事項を定めようとするものである。

日本郵政株式会社法案(第176回国会閣法第2号)

(衆議院 24. 3. 30撤回)

【要旨】

本法律案は、郵政改革を実施するため、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるよう、日本郵政株式会社の目的及び業務の範囲を改め、郵便局の設置について定める等の措置を講じようとするものである。

郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第176回国会閣法第3号)

(衆議院 24. 3. 30撤回)

【要旨】

本法律案は、郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴い、郵政民営化法、郵便事業株式会社法、郵便局株式会社法等を廃止するとともに、関係法律の規定の整備を行おうとするものである。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(第176回国会閣法第4号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、最近における公務員給与の改定、物価の変動等の実情を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定しようとするものである。

地球温暖化対策基本法案(第176回国会閣法第5号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策に関し、基本原則と各主体の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出の量の削減に関する中長期的な目標を設定し、地球温暖化対策の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、地球温暖化対策の基本原則として、豊かな国民生活と産業の国際競争力が確保された経済の持続的な成長を実現しつつ行うべきこと、国際的協調の下に積極的に推進することのほか、研究開発とその成果の普及、温暖化の防止等に資する産業の発展及び就業機会の増大、雇用の安定、エネルギー政策との連携、事業者及び国民の理解を得ること等について規定する。また、基本原則を踏まえ、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を定める。
- 二、我が国の温室効果ガスの排出量削減に関する中期的な目標について、すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的な枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提として、平成32年までに平成2年比で25%削減の達成を目指すこととする。また、長期的な目標について平成62年までに平成2年比で80%削減の達成を目指すこととする。さらに、再生可能エネルギーの供給量に関する中期的な目標について、平成32年までに一次エネルギー供給量の10%に達することを目標とするものとする。
- 三、政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を定めることとする。
- 四、国が講ずべき基本的施策として、国内排出量取引制度を創設することとし、必要な法制上の措

置について、法施行後1年以内に成案を得ることとする。また、地球温暖化対策のための税について、平成23年度の実施に向けた成案を得よう、検討を行うこととする。さらに、再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度を創設することとする。このほか、原子力に係る施策、エネルギー使用の合理化の促進、交通に係る施策、革新的な技術開発の促進、教育・学習の振興等の施策を行うこととする。

五、この法律は、公布の日から施行する。ただし、温室効果ガスの排出量削減に関する中期的な目標に関する規定については、すべての主要国が公平かつ実効性ある国際的な枠組みを構築するとともに、意欲的な目標について合意をしたと認められる日以後の政令で定める日から施行する。

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案(第177回国会閣法第26号)

(衆議院 24. 4. 26可決 参議院 6. 18経済産業委員会付託 7. 27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化等に伴い、我が国がアジア地域その他の地域における国際的な経済活動の拠点となることが重要となっていることに鑑み、我が国において新たに研究開発事業及び統括事業を行おうとする特定多国籍企業の活動を促進するための特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

- 1 「特定多国籍企業」とは、法人の本店又は主たる事務所が所在する国又は地域(以下「国等」という。)以外の国等に子法人等を設立している法人であって、国際的規模で事業活動を行っており、かつ、高度な知識又は技術を有すると認められるものとして主務省令で定める法人をいう。
- 2 「国内関係会社」とは、特定多国籍企業が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の特定多国籍企業と密接な関係を有する国内の会社として主務省令で定める会社をいう。
- 3 「研究開発事業」とは、技術革新の進展に即応した高度な産業技術の研究開発を行う事業のうち、新たな事業の創出及び就業の機会の増大をもたらすことが見込まれるものとして主務省令で定めるものをいう。
- 4 「統括事業」とは、2以上の法人のそれぞれの総株主等の議決権の過半数を取得し、又は保有することにより、当該2以上の法人が行う事業の方針を策定するとともに、当該2以上の法人に対する出資その他の当該方針の実施を確保する事業その他の当該2以上の法人が行う事業を統括する事業のうち、新たな事業の創出及び就業の機会の増大をもたらすことが見込まれるものとして主務省令で定めるものをいう。

二、基本方針

主務大臣は、特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進に関する基本方針を定め、公表する。

三、事業計画の認定

我が国において新たに研究開発事業又は統括事業を行う国内関係会社を設立しようとする特定多国籍企業は、研究開発事業計画又は統括事業計画を作成し、主務大臣に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。

四、特例措置

- 1 認定研究開発事業計画又は認定統括事業計画に従って行う国内関係会社の株式等の取得について、外国為替及び外国貿易法に規定される事前届出後の不作為期間を30日から2週間とする。
- 2 中小企業投資育成株式会社は、研究開発事業計画が適当である旨の認定を受けた者(以下「認定研究開発事業者」という。)又は統括事業計画が適当である旨の認定を受けた者(以下「認定統括事業者」という。)である中小企業者が当該計画に従って事業を行うために資本金の額が3億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け等を行うことができる。

- 3 特許庁長官は、認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る特許発明について、当該事業を行う中小企業者が一定の要件を満たす者であるときは、特許料及び出願審査請求料の軽減、免除等を行うことができる。
- 4 認定研究開発事業者又は認定統括事業者が当該計画に従って行う事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用がある。
- 5 認定研究開発事業者又は認定統括事業者が当該計画に従って設立した国内関係会社の取締役等が、当該会社を子会社等とする外国法人から与えられた新株予約権の行使により株式の取得をした場合における経済的利益については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用がある。

五、国、地方公共団体の責務等

- 1 国、地方公共団体及び独立行政法人日本貿易振興機構は、特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業を促進するため、当該研究開発事業及び統括事業の円滑な実施のための事業環境の整備その他必要な施策を総合的に推進するよう努める。
- 2 国は、認定研究開発事業者又は認定統括事業者に対し、当該計画に従って行われる事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行う。

六、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(24.7.26経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 関係各府省庁等は、特定多国籍企業誘致の実現に向け各般の施策の実施に当たって緊密に連携するとともに、激化する国際的な企業誘致競争に打ち勝つため、必要な予算の確保や税制上の更なる対応を始め、一層の優遇措置の拡大等に努めること。
 - 二 外国企業の誘致に当たっては、総合特区の活用を始め、国際競争力の強化に資する他の関連制度との窓口をワンストップ化するなど利便性を高め、関係行政機関等の積極的な対応を確保することにより、関連制度間の緊密な連携による相乗効果を生み出しつつ効果的な実施に努めること。
 - 三 事業計画の認定に当たっては、我が国事業者の特許発明、技術等が国外へみだりに流出することのないよう必要な措置を講ずるとともに、地域経済を支える我が国事業者の健全な発展を阻害するなど地域経済の疲弊につながることを十分に配慮すること。
 - 四 本法の施行により特定多国籍企業の誘致を進めるとともに、我が国の産業空洞化に歯止めをかけ、地域経済や雇用への悪影響を回避するため、円高・デフレの解消に一層の努力を払い、電力システム改革等を通じてエネルギーコストの上昇を極力圧縮し、種々の規制の見直しを進めるなど、産業競争力の回復、強化に向けて総合的な政策対応を早急に講ずること。
- 右決議する。

交通基本法案(第177回国会閣法第33号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、交通が、国民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活発な地域間交流及び国際交流並びに物資の円滑な流通を実現する機能を有するものであり、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図るために欠くことのできないものであることに鑑み、交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国、地方公共団体、交通関連事業者、交通施設管理者及び国民の責務を明らかにすることにより、交通安全対策基本法と相まって、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進する等の措置を講じようとするものである。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案(第177回国会閣法

第60号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、国の行政機関及び独立行政法人等に関する情報公開制度を充実した内容のものとするため、開示情報の拡大、開示決定等の期限の短縮、内閣総理大臣の勧告制度の導入、事後救済制度の強化等の所要の措置を講じようとするものである。

国家公務員法等の一部を改正する法律案(第177回国会閣法第74号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、国家公務員制度改革基本法に基づき内閣による人事管理機能の強化等を図るため幹部人事の一元管理等に係る所要の措置を講ずるとともに、国家公務員の退職管理の一層の適正化を図るため再就職等規制違反行為の監視機能を強化する等の措置を講じ、併せて、自律的労使関係制度の措置に伴う人事院勧告制度の廃止、人事行政の公正の確保を図るための人事公正委員会の設置等の所要の措置を講じようとするものである。

国家公務員の労働関係に関する法律案(第177回国会閣法第75号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、国家公務員制度改革基本法第12条に基づき自律的労使関係制度を措置するため、非現業国家公務員に協約締結権を付与するとともに、これに伴い、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定めようとするものである。

公務員庁設置法案(第177回国会閣法第76号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、国家公務員制度改革基本法に基づき自律的労使関係制度を措置するため、国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を担う公務員庁を設置しようとするものである。

国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第177回国会閣法第77号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、国家公務員法等の一部を改正する法律、国家公務員の労働関係に関する法律及び公務員庁設置法の施行に伴い、人事官弾劾の訴追に関する法律を廃止するとともに、関係法律の規定の整備を行おうとするものである。

国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案(第177回国会閣法第78号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠であることから、国家公務員の人件費を削減するため、国家公務員に対する給与の支給に当たって、平成26年3月31日までの間減額して支給する措置を講じようとするものである。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(第177回国会閣法第79号)

(衆議院 24. 2. 23修正議決 参議院 2. 23法務委員会付託 2. 29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与に関する臨時特例が定められることに伴い、裁判官の報酬に関する臨時特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

なお、衆議院において、法律の題名を「裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律」に改めるとともに、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の変更に伴うこととするほか、支給減額率及び施行期日等について、修正が行われた。

一 報酬月額の変更に伴うこととする

一般の政府職員の給与改定(民間の賃金水準に合わせた給与月額の変更に伴うこととする)に伴い、裁判官の報酬月額を引き下げる。(衆議院修正)

二 報酬の減額支給措置

一般の政府職員の給与の支給に当たって、平成26年3月31日までの間減額支給措置が講じられることに伴い、裁判官の報酬の支給に当たって、同日までの間減額支給措置を講ずる。

三 施行期日

公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、二に係る部分は、平成24年4月1日から施行する。(衆議院修正)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(第177回国会閣法第80号)

(衆議院 24. 2. 23修正議決 参議院 2. 23法務委員会付託 2. 29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与に関する臨時特例が定められることに伴い、検察官の俸給に関する臨時特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

なお、衆議院において、法律の題名を「検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律」に改めるとともに、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の変更に伴うこととするほか、支給減額率及び施行期日等について、修正が行われた。

一 俸給月額の変更に伴うこととする

一般の政府職員の給与改定(民間の賃金水準に合わせた給与月額の変更に伴うこととする)に伴い、検察官の俸給月額を引き下げる。(衆議院修正)

二 俸給の減額支給措置

一般の政府職員の給与の支給に当たって、平成26年3月31日までの間減額支給措置が講じられることに伴い、検察官の俸給の支給に当たって、同日までの間減額支給措置を講ずる。

三 施行期日

公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、二に係る部分は、平成24年4月1日から施行する。(衆議院修正)

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案(第179回国会閣法第9号)

(衆議院 24. 6. 8可決 参議院 6. 13総務委員会付託 6. 20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災の発生後における合併市町村の実情に鑑み、合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う公共的施設の整備事業等に要する経費に充てるための地方債を起すことができる期間を延長しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、平成23年度において旧合併特例法第11条の2第1項の規定により地方債を起すことができる合併市町村に対する同項の規定の適用については、同項中「十年度」とあるのは、「十五年度(合併市町村が東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項に

規定する特定被災地方公共団体である場合又は同条第3項に規定する特定被災区域をその区域とする市町村である場合にあつては、二十年度)」とする。

二、この法律は、公布の日から施行する。

裁判所法の一部を改正する法律案(第179回国会閣法第12号)

(衆議院 24. 6. 8修正議決 参議院 6. 19法務委員会付託 7. 27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、司法修習生がその修習に専念することを確保するための修習資金を国が貸与する制度について、修習資金を返還することが経済的に困難である場合における措置を講じようとするものであったが、衆議院において次の内容に全面修正された。

第一 法律名

法律名を「裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律」とする。

第二 裁判所法の一部改正

一 修習資金の返還猶予事由の追加

最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者について、修習資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。

二 法曹の養成に関する制度の見直しにおける貸与制の検討

修習資金の貸与については、第三の法曹の養成に関する制度についての検討において、司法修習生に対する適切な経済的支援を行う観点から、法曹の養成における司法修習生の修習の位置付けを踏まえつつ、検討が行われるべきものとする。

第三 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正

政府は、法科大学院における教育、司法試験及び司法修習生の修習の実施状況等を勘案し、国民の信頼に足る法曹の養成に関する制度について、学識経験を有する者等により構成される合議制の組織の意見等を踏まえつつ、この法律の施行後1年以内に検討を加えて一定の結論を得た上、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

第四 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二の一は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

刑法等の一部を改正する法律案(第179回国会閣法第13号)(先議)

(参議院 第179回国会23. 12. 2本会議可決 衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、近年、犯罪者の再犯防止が重要な課題となっていることに鑑み、犯罪者が再び犯罪をすることを防ぐため、前に禁錮以上の実刑に処せられたことがない者等について、刑の一部の執行を猶予することを可能とする制度を導入するとともに、保護観察等の充実強化を図るため、地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を行うことを保護観察の特別遵守事項に加える等の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 刑法の一部改正

一 刑の一部の執行猶予

1 次に掲げる者が3年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受けた場合に、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるときは、1年以上5年以下の期間、その刑の一部の執行を猶予することができる。

ア 前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

イ 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、その刑の全部の執行を猶予された者
ウ 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、その執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から5年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

2 刑の一部の執行猶予が言い渡された場合においては、そのうち執行が猶予されなかった部分の期間を執行し、当該部分の期間の執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から、その猶予の期間を起算する。

二 保護観察

刑の一部の執行猶予が言い渡された場合においては、猶予の期間中保護観察に付することができる。

三 刑の一部の執行猶予の取消し

刑の一部の執行猶予の言渡しの取消事由についての規定を設ける。

四 刑の一部の執行猶予の猶予期間経過の効果

刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑を執行が猶予されなかった期間を刑期とする懲役又は禁錮の刑に減輕するとともに、この場合においては、当該部分の期間の執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日において、刑の執行を受け終わったものとする。

第二 恩赦法の一部改正

刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者に対する減刑及び刑の執行の免除についての規定を整備する。

第三 更生保護法の一部改正

一 特別遵守事項の一部改正

特別遵守事項の類型に、地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を一定の時間行うことを加える。

二 特別遵守事項の特則

薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第4条第1項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受けた者に対する特別遵守事項の特則についての規定を整備する。

三 規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に関する特則

規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に対する保護観察は、その依存の改善に資する医療又は援助を行う病院、公共の衛生福祉に関する機関等との緊密な連携を確保しつつ実施しなければならない。

四 住居の特定

地方更生保護委員会は、保護観察付一部猶予者について、猶予の期間の開始の時までに、生活環境の調整による住居の調整の結果に基づき、法務省令で定めるところにより、決定をもって、その者が居住すべき住居を特定することができる。

第四 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三の一の規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行う。

薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案(第179回国会閣法第14号)(先議)

(参議院 第179回国会23.12.2本会議可決 衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、近年、薬物使用等の罪を犯した者の再犯防止が重要な課題となっていることに鑑み、刑事施設における処遇に引き続き保護観察処遇を実施することにより、薬物使用等の罪を犯した者が再び犯罪をすることを防ぐため、これらの者に対する刑の一部の執行猶予に関し、その言渡しをすることができる者の範囲及び猶予の期間中の保護観察等について刑法の特則を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 趣旨

この法律は、薬物使用等の罪を犯した者が再び犯罪をすることを防ぐため、刑事施設における処遇に引き続き社会内における処遇を実施することにより規制薬物等に対する依存を改善することが有用であることに鑑み、薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関し、その言渡しをすることができる者の範囲及び猶予の期間中の保護観察その他の事項について、刑法の特則を定める。

二 刑の一部の執行猶予の特則

薬物使用等の罪を犯した者が、その罪又はその罪及び他の罪について3年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受けた場合において、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、刑事施設における処遇に引き続き社会内においても規制薬物等に対する依存の改善に資する処遇を実施することが、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるときは、1年以上5年以下の期間、その刑の一部の執行を猶予することができる。

三 刑の一部の執行猶予中の保護観察の特則

二の者に刑の一部の執行猶予の言渡しをするときは、猶予の期間中保護観察に付するものとする。

四 施行期日等

- 1 この法律は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
- 2 この法律の規定は、この法律の施行前にした行為についても、適用する。

国民年金法の一部を改正する法律案(第179回国会閣法第15号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、国民年金の第3号被保険者に関する記録の不整合に対処するため、届出の行われた不整合期間について、老齢基礎年金等の受給資格期間に算入することができる期間とみなすほか、本人の希望により当該不整合期間に係る特定保険料を納付することを可能とする等の措置を講じようとするものである。

労働安全衛生法の一部を改正する法律案(第179回国会閣法第16号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、最近における経済社会情勢の変化及び労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康の一層の確保を図るため、労働者の精神的健康の保持増進のための措置を充実するとともに、職場における受動喫煙の防止のために必要な措置を強化する等の措置を講じようとするものである。

本院議員提出法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第1号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国会議員の歳費月額及び期末手当の額を、当分の間、それぞれ3割及び5割削減しようとするものである。

国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削減に関する法律案(参第2号)

(参議院 24. 2. 23総務委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国の厳しい財政状況に対処する必要性に鑑み、当分の間の措置として国家公務員の給与の減額措置を定めるとともに、国家公務員の人件費の総額を100分の20以上削減するため、退職手当制度、給与制度等に関し政府が講ずべき措置について定めようとするものである。

沖縄における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法案(参第3号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄の特殊事情に鑑み、沖縄の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造に資するため、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別の措置を講じようとするものである。

地方自治法の一部を改正する法律案(参第4号)

(参議院 24. 7. 30撤回)

【要旨】

本法律案は、道府県内の市町村を廃止してその区域に特別区を設置し、及び当該道府県を都とする処分に関する手続の規定の整備を行うとともに、都及び特別区が処理する事務の範囲等に関する事項につき国が講ずべき新たな措置に関し内閣に提案する手続の規定の整備を行おうとするものである。

違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律案(参第5号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、違法な国庫金の支出等について、会計検査院に対し監査を求め必要な措置を講ずべきことを請求するとともに、監査の結果に不服がある等の場合には訴訟を提起することができる制度を設けようとするものである。

会計検査院法の一部を改正する法律案(参第6号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、会計検査院が検査の結果国の会計事務を処理する職員に職務上の犯罪があると認めるときについて、会計検査院が検察庁に通告する制度に代えて、会計検査院が告発する制度を設けようとするものである。

国家賠償法の一部を改正する法律案(参第7号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は重大な過失によって違法に他人に損害を加えたとき、その公務員にこれを賠償する責任を負わせようとするものである。

平成二十三年東京電力原子力事故による被害からの子どもの保護の推進に関する法律案(参第8号)

(参議院 24.3.29東日本大震災復興特別委員会付託 6.14撤回)

【要旨】

平成23年東京電力原子力事故による被害から子どもを保護するための施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成23年東京電力原子力事故による被害から子どもを保護するための施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、平成23年東京電力原子力事故による被害から子どもを保護するための施策の基本となる事項を定めようとするものである。

歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案(参第9号)

(参議院 24.9.6内閣委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収等に関する業務の効率化並びにこれらの納付を行う者の利便性の向上を推進し、あわせてこれらの納付の状況の改善に資するため、国税庁が所掌している内国税の賦課及び徴収に関する事務等並びに厚生労働省が所掌している労働保険料の徴収等に関する事務並びに日本年金機構が行っている年金保険料等の徴収等に関する業務を一元的に行う歳入庁の設置等に関する基本的な事項について定めようとするものである。

特定原子力被災地域の土地等の利用に関する施策及びこれに関連して必要となる地域住民等の生活再建等の促進に資する施策の国の取組による推進に関する法律案(参第10号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電施設の事故により放出された放射性物質による著しい汚染が相当範囲にわたって生じており、当該汚染の除去が容易でない土地等の存在が見込まれること等に鑑み、当該汚染に係る対策に関する国の社会的な責任と果たすべき役割を踏まえ、特定原子力被災地域における今後の土地等の利用に関する施策及びこれに関連して必要となる地域住民その他の関係者の生活再建等の促進に資する施策について、国の積極的な取組による推進に関する事項を定めようとするものである。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(参第11号)

(参議院 24.3.22農林水産委員長提出 3.23本会議可決 衆議院 3.27可決)

【要旨】

本法律案は、鳥獣による農林水産業・農山漁村への被害が深刻化する一方で、鳥獣の駆除の担い手である狩猟者の減少・高齢化が進んでいる現状に鑑み、市町村が行う被害防止施策のみによっては被害を十分に防止することが困難である場合における市町村長による都道府県知事に対する要請、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等に関わる人材の確保等に関する規定

の整備を行うことにより、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する施策の効果的な推進に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、被害防止計画において定める事項等

被害防止計画において定める事項として、対象鳥獣による住民の生命等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項を加えることとする。また、鳥獣被害対策実施隊員の職務として、市町村長の指示を受け、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等で住民の生命等に係る被害を防止するため緊急に行う必要があるものに従事することを明記することとする。

二、都道府県知事に対する要請等

市町村長は、市町村が行う被害防止施策のみによっては被害を十分に防止することが困難であると認めるときは、都道府県知事に対して必要な措置を講ずるよう要請することができるとともに、要請を受けた都道府県知事は、必要な調査を行い、その調査の結果に基づき特定鳥獣保護管理計画の作成等の措置等を講ずるよう努めることとする。

三、財政上の措置等

国及び都道府県が講ずる財政上の措置として、対象鳥獣の捕獲等に要する費用に対する補助その他被害防止施策の実施に要する費用に対する補助を明記することとする。また、国及び地方公共団体は、被害防止施策を講ずるために必要な予算の確保に努めるほか、都道府県は、狩猟税の収入につき課税目的を踏まえた適切かつ効果的な活用に配慮することとする。

四、捕獲した対象鳥獣の食品としての利用等

捕獲した鳥獣を無駄にせず、国産の貴重な食材として有効活用を図ることを通じ、新たな特産物や産業の掘り起こしなどにつなげるため、国及び地方公共団体が講ずる措置として、食品としての利用等を図るため必要な施設の整備充実、食品としての利用に係る技術の普及、加工品の流通の円滑化等を明記することとする。

五、捕獲等に関わる人材の確保に資するための措置

国及び地方公共団体は、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等に関わる人材の確保に資するため、狩猟免許及び猟銃所持許可等を受けようとする者の利便の増進に係る措置を講ずるよう努めるとともに、当該捕獲等への貢献に対する報償金の交付、射撃場の整備等の措置を講ずるよう努めることとする。

六、猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る特例

鳥獣被害対策実施隊員については当分の間、それ以外の被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者については平成26年12月3日までの間に、銃砲刀剣類所持等取締法の猟銃所持許可の更新等の申請をした場合には、同法の技能講習に係る規定の適用を除外することとする。

七、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、六については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

放射線業務従事者の被ばく線量の管理に関する法律案(参第12号)

(参議院 24. 8. 23撤回)

【要旨】

放射線業務従事者の安全と健康を確保することの重要性に鑑み、放射線業務従事者の放射線による障害を防止することに資するため、放射線障害防止関係法令の規定に基づき測定され又は記録された放射線業務従事者の業務上受けた放射線の線量に関する情報を適正に管理することにより、放射線業務従事者の被ばく線量の把握を容易にしようとするものである。

東京電力原子力事故の被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案(参第13号)

(参議院 24.3.29東日本大震災復興特別委員会付託 6.14撤回)

【要旨】

本法律案は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質が広く拡散していること、当該放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないこと等のため、一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住し、又は居住していた者及び政府による避難に係る指示により避難を余儀なくされている者並びにこれらの者に準ずる者が、健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられており、その支援の必要性が生じていることに鑑み、これらの者の生活支援等に関する施策を推進し、当該者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与するため、当該施策の基本となる事項を定めようとするものである。

道州制への移行のための改革基本法案(参第14号)

(参議院 24.9.6内閣委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、我が国の国のかたちを新たなものに転換することが喫緊の課題となっていることに鑑み、道州制への移行のための改革について、その基本理念及び基本方針、その実施の目標時期その他の基本となる事項を定めるとともに、道州制への移行のための改革推進本部を設置することにより、これを総合的に推進しようとするものである。

平成二十三年東京電力原子力事故に係る健康調査等事業の実施等に関する法律案(参第15号)

(参議院 24.9.6東日本大震災復興特別委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、平成23年東京電力原子力事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質による被ばくに関し、周辺住民等の不安の解消及び継続的な健康管理を図り、あわせて放射線が人の健康に与える影響に関する科学的知見の充実及び活用を図るため、健康調査等事業を実施するとともに、健康調査の結果の施策への反映等について定めようとするものである。

日本銀行法の一部を改正する法律案(参第16号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、最近の厳しい経済情勢等を踏まえ、日本銀行が行う通貨及び金融の調節の理念とされる国民経済の健全な発展に雇用の安定が含まれることを明記し、政府が指示する物価の変動に係る目標に基づき日本銀行の果たすべき機能及び責務等に関する日本銀行と政府との間での協定の締結並びに日本銀行の当該目標の達成状況及び当該協定の実施状況についての政府及び国会に対する説明に関する規定を定め、日本銀行の役員解任に関する規定を整備し、日本銀行による資産の買入れ等を行うための当分の間における基金の設立及び当該基金に関する日本銀行と政府との間での協定の締結に関する規定を整備しようとするものである。

内閣総理大臣の指名に係る国民投票制度の創設に関する法律案(参第17号)

(参議院 24.9.6政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、内閣総理大臣の辞職が頻繁に行われることに伴い我が国が直面する内外の諸問題への対処に支障を来している状況において、内閣総理大臣の指名の在り方についての国民の関心が高まっていることを踏まえ、主権者である国民が内閣総理大臣にふさわしいと考える者についての投票を行うことによって示される国民世論が内閣総理大臣の安定的な政治指導力の発揮に重要な影響

を及ぼすものであることに鑑み、内閣総理大臣の指名に係る国民投票制度を創設することとし、そのために必要となる事項について定めようとするものである。

国の財政運営における不要資産の活用、透明性の向上等に関する法律案(参第18号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国民の税負担の増加を抑制しつつ、国の規律ある財政運営を確保するため、国の財政運営に係る基本方針、これに基づく財政運営の目標の策定、予定財務書類及び決定財務書類の作成及び国会への提出、当該基本方針の遵守の状況に関する国会への報告等について定めることにより、国等の不要資産の活用、国の財政運営の透明性の向上及び財政会計制度改革の推進を図ろうとするものである。

地方教育行政改革の推進に関する法律案(参第19号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

地方公共団体において地域の実情に応じた教育行政が行われるようにすることが喫緊の課題となっていることに鑑み、地方教育行政改革を集中的に推進するため、地方教育行政改革につき、基本理念を定め、及びその推進についての国の責務を明らかにするとともに、政府が講ずべき法制上の措置その他の措置に関する基本的な方針を定めようとするものである。

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律案(参第20号)

(参議院 24.8.27撤回)

【要旨】

本法律案は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図り、もって造血幹細胞移植の円滑かつ適正な実施に資するため、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する施策の基本となる事項について定めるとともに、骨髓・末梢血幹細胞提供あっせん事業及び臍帯血供給事業について必要な規制及び助成を行う等の措置を講じようとするものである。

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律案(参第21号)

(参議院 24.6.14文教科学委員長提出 6.15本会議可決 衆議院 6.21可決)

【要旨】

本法律案は、文化芸術振興基本法(平成13年法律第148号)の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、劇場、音楽堂等の関係者並びに国及び地方公共団体の役割を明らかにし、これらの関係者等は、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとするとともに、国及び地方公共団体は、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 二、基本的施策として、国際的に高い水準の実演芸術の振興等、国際的な交流の促進、地域における実演芸術の振興、人材の養成及び確保等、国民の関心と理解の増進並びに学校教育との連携について必要な施策を講ずるものとする。
- 三、文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。
- 四、この法律は、公布の日から施行すること。

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案(参第22号)

(参議院 24. 6. 14東日本大震災復興特別委員長提出 6. 15本会議可決 衆議院 6. 21可決)

【要旨】

本法律案は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質が広く拡散していること、当該放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないこと等のため、一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住し、又は居住していた者及び政府による避難に係る指示により避難を余儀なくされている者並びにこれらの者に準ずる者が、健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられており、その支援の必要性が生じていること及び当該支援に関し特に子どもへの配慮が求められていることに鑑み、被災者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与するため、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国は、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護すべき責任並びにこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、被災者生活支援等施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものとする。
- 二 政府は、被災者生活支援等施策の基本理念のっとり、その推進に関する基本的な方針を定めるものとする。
- 三 国は、東京電力原子力事故に係る放射性物質による汚染の状況の調査の結果を踏まえ、放射性物質により汚染された土壌等の除染等の措置を継続的かつ迅速に実施するため必要な措置を講ずるものとする。
- 四 国は、支援対象地域で生活する被災者を支援するため、医療の確保に関する施策、子どもの就学等の援助に関する施策、家庭、学校等における食の安全及び安心の確保に関する施策、放射線量の低減及び生活上の負担の軽減のための地域における取組の支援に関する施策、自然体験活動等を通じた心身の健康の保持に関する施策、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 五 国は、支援対象地域から移動して支援対象地域以外の地域で生活する被災者を支援するため、支援対象地域からの移動の支援に関する施策、移動先における住宅の確保に関する施策、子どもの移動先における学習等の支援に関する施策、移動先における就業の支援に関する施策、移動先の地方公共団体による役務の提供を円滑に受け取ることができるようにするための施策、支援対象地域の地方公共団体との関係の維持に関する施策、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 六 国は、支援対象地域以外の地域へ移動して生活する被災者で当該移動前に居住していた地域に再び居住するもの及びこれに準ずる被災者を支援するため、当該地域への移動の支援に関する施策、当該地域における住宅の確保に関する施策、当該地域における就業の支援に関する施策、当該地域の地方公共団体による役務の提供を円滑に受け取ることができるようにするための施策、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 七 国は、政府による避難に係る指示の対象となっている区域から避難している被災者を支援するため、特定原子力事業者による損害賠償の支払の促進等資金の確保に関する施策、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 八 国は、被災者の定期的な健康診断の実施その他東京電力原子力事故に係る放射線による健康への影響に関する調査について、必要な施策を講ずるものとする。この場合において、少なくとも、子どもである間に一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住したことがある者（胎児である間にその母が当該地域に居住していた者を含む。）及びこれに準ずる者に係る健康診断につ

いては、それらの者の生涯にわたって実施されることとなるよう必要な措置が講ぜられるものとする。

九 国は、被災者たる子ども及び妊婦が医療（東京電力原子力事故に係る放射線による被ばく起因しない負傷又は疾病に係る医療を除いたものをいう。）を受けたときに負担すべき費用についてその負担を減免するために必要な施策その他被災者への医療の提供に係る必要な施策を講ずるものとする。

十 施行期日等

1 この法律は、公布の日から施行するものとする。

2 国は、東京電力原子力事故に係る放射性物質による汚染の状況の調査その他の放射線量に係る調査の結果に基づき、毎年支援対象地域等の対象となる区域を見直すものとする。

資源の確保の推進に関する法律案(参第23号)

(参議院 24.9.6経済産業委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、我が国が国民生活及び経済活動の根幹を支える資源の大部分を輸入に依存している中で、資源の確保に係る国際的な競争の激化等により、我が国にとって必要な資源を安定的に確保することが困難となりつつある状況に鑑み、我が国産業の振興を図るとともに、国民生活の安定向上及び我が国の経済社会の持続的な発展に寄与するため、資源の確保の推進に関し、国の責務を明らかにするとともに、資源確保推進国家戦略の策定その他の施策の基本となる事項を定めることにより、資源の確保の総合的かつ計画的な推進を図ろうとするものである。

公職の選挙におけるインターネットの活用の促進を図るための公職選挙法の一部を改正する等の法律案(参第24号)

(参議院 24.9.6政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、近時におけるインターネットの普及に鑑み、公職の選挙におけるインターネットの活用の促進を図るため、インターネット等を利用する方法により文書図画を選挙運動のために頒布することができること等とするとともに、公職の選挙に係るインターネットを利用する投票方法に関する検討を行うこととするものである。

無人国境離島の適切な管理の推進に関する法律案(参第25号)

(参議院 24.9.6国土交通委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、我が国周辺の海域に係る海洋資源への関心の高まり、我が国の領域主権、主権の権利等を害する行為の発生等により、我が国の領域及び排他的経済水域等を保全する必要性が増大していることに鑑み、我が国の領土である無人国境離島の適切な管理を推進するため、無人国境離島について土地の所有者等についての調査等を行おうとするものである。

消費者教育の推進に関する法律案(参第26号)

(参議院 24.6.19消費者問題に関する特別委員会付託 6.20本会議可決 衆議院 8.10可決)

【要旨】

本法律案は、消費者教育が、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるようその自立を支援する上で重要であることに鑑み、消費者教育の機会が提供されることが消費者の権利であることを踏まえ、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、もって国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的とするものであり、その主な内容は次

のとおりである。

一、定義

この法律において「消費者市民社会」とは、消費者が、個々の消費者の特性等を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。

二、基本理念

- 1 消費者教育は、消費生活に関する知識を修得し、これを適切な行動に結び付けることができる実践的な能力が育まれることを旨として行われなければならない。
- 2 消費者教育は、消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができるよう、その育成を積極的に支援することを旨として行われなければならない。
- 3 消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法で行われなければならない。
- 4 消費者教育は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場の特性に応じた適切な方法により、かつ、それぞれの場における消費者教育を推進する多様な主体の連携及び他の消費者政策との有機的な連携を確保しつつ、効果的に行われなければならない。
- 5 消費者教育は、消費者の消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢等に与える影響に関する情報その他の多角的な視点に立った情報を提供することを旨として行われなければならない。
- 6 消費者教育は、災害その他非常の事態においても消費者が合理的に行動することができるよう、非常の事態における消費生活に関する知識と理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 7 消費者教育に関する施策を講ずるに当たっては、環境教育、食育、国際理解教育その他の消費生活に関連する教育に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされなければならない。

三、国及び地方公共団体の責務、財政上の措置

国は、消費者教育の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有し、地方公共団体は、消費者教育の推進に関し、その区域の社会的、経済的状况に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。また、政府は、消費者教育の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならず、地方公共団体は、消費者教育の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

四、基本方針等

政府は、消費者教育の推進に関する基本的な方針を定めなければならない。また、都道府県及び市町村は、消費者教育の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない。

五、基本的施策

- 1 国及び地方公共団体は、学校(大学及び高等専門学校を除く。)の授業その他の教育活動において適切かつ体系的な消費者教育の機会を確保するため、必要な施策を推進しなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、大学等に対し、学生等の消費生活における被害を防止するための啓発その他の自主的な取組を行うよう促すものとする。
- 3 国、地方公共団体及び国民生活センターは、高齢者、障害者等に対する消費者教育が適切に行われるようにするため、民生委員その他の高齢者、障害者等が地域において日常生活を営むために必要な支援を行う者に対し、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

六、消費者教育推進会議等

消費者庁に、審議会等として、消費者教育推進会議を置く。都道府県及び市町村は、消費者教育推進地域協議会を組織するよう努めなければならない。

七、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

消費者基本法の一部を改正する法律案(参第27号)

(参議院 24.6.19消費者問題に関する特別委員会付託 6.20本会議可決 衆議院 8.10可決)

【要旨】

本法律案は、政府から国会に対し、毎年、政府が講じた消費者政策の実施の状況を報告しなければならないことを定めようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

首都直下地震対策特別措置法案(参第28号)

(参議院 24.9.6国土交通委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、首都直下地震に係る地震防災対策の推進を図り、もって首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、首都直下地震緊急対策区域の指定、首都直下地震に関する地震観測体制の整備、緊急対策推進基本計画の作成、行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画の作成、首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定並びに首都中枢機能維持基盤整備等計画の認定及び認定基盤整備等計画に係る特別の措置、地方緊急対策実施計画の作成及び地方緊急対策実施計画に係る特別の措置、特定緊急対策事業推進計画の認定及び認定推進計画に基づく事業に対する特別の措置等について定めようとするものである。

雨水の利用の推進に関する法律案(参第29号)

(参議院 24.7.26国土交通委員長提出 7.27本会議可決 衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、近年の気候の変動等に伴い水資源の循環の適正化に取り組むことが課題となっていることを踏まえ、その一環として雨水の利用が果たす役割に鑑み、雨水の利用を推進し、もって水資源の有効な利用を図り、あわせて下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与するため、雨水の利用の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針等の策定その他の必要な事項を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 総則

- 1 国及び独立行政法人等の責務
 - (一) 国は、雨水の利用の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。
 - (二) 国及び独立行政法人等は、自らの雨水の利用を推進するための措置を講ずるよう努めなければならないものとする。
- 2 地方公共団体及び地方独立行政法人の責務
 - (一) 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、雨水の利用の推進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めなければならないものとする。
 - (二) 地方公共団体及び地方独立行政法人は、自らの雨水の利用を推進するための措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 事業者及び国民の責務

事業者及び国民は、自らの雨水の利用に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する雨

水の利用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

二 基本方針等

1 基本方針

国土交通大臣は、雨水の利用の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならないものとする。

2 都道府県方針

都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における雨水の利用の推進に関する方針(以下「都道府県方針」という。)を定めることができるものとする。

3 市町村計画

市町村は、基本方針(都道府県方針が策定されているときは、基本方針及び都道府県方針)に即して、当該市町村の区域内における雨水の利用の推進に関する計画を定めることができるものとする。

三 雨水の利用の推進に関する施策

1 国及び独立行政法人等による自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標

国は、国及び独立行政法人等が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標を定め、及び公表しなければならないものとする。

2 地方公共団体及び地方独立行政法人による自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標

地方公共団体及び地方独立行政法人は、1の目標に準じて、当該地方公共団体及び地方独立行政法人が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標を定め、及び公表するよう努めるものとする。

3 特に雨水の利用を推進すべき建築物における雨水の利用の推進

政府は、特に雨水の利用を推進すべき建築物における雨水の利用のための施設の設置を推進するため、税制上又は金融上の措置その他の必要な措置を講じなければならないものとする。

4 地方公共団体による助成

地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、雨水を一時的に貯留するための施設の新設、不要となった浄化槽の当該施設への転用その他の雨水の利用のための施設の整備について、助成を行うよう努めるものとする。

四 附則

この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

下水道法等の一部を改正する法律案(参第30号)

(参議院 24.9.6国土交通委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、公共下水道の排水区域内において合併処理浄化槽で汚水を処理する場合について、浄化槽法の違反その他の事由により公共用水域の水質の保全及び公衆衛生の見地から不適切な状態にある場合を除き、当該汚水に係る公共下水道への接続義務を免除するとともに、公共下水道の予定処理区域内における単独処理浄化槽の新設を禁止すること、浄化槽の保守点検、清掃及び定期検査の適正かつ確実な実施に係る都道府県の措置等について定めようとするものである。

放射線業務従事者の被ばく線量の管理に関する法律案(参第31号)

(参議院 24.9.6環境委員会付託 継続審査)

【要旨】

放射線業務従事者の安全と健康を確保することの重要性に鑑み、放射線業務従事者の放射線による障害を防止することに資するため、放射線障害防止関係法令の規定に基づき測定され又は記録さ

れた放射線業務従事者の業務上受けた放射線の線量に関する情報を適正に管理することにより、放射線業務従事者の被ばく線量の把握を容易にしようとするものである。

化学物質による子どもの健康への悪影響の防止のための調査その他の施策の推進に関する法律案(参第32号)

(参議院 24.9.6環境委員会付託 継続審査)

【要旨】

化学物質による子どもの健康への悪影響の防止のための施策の推進を図り、もって子どもの健康の保護に資するため、化学物質による子どもの健康への影響に関する調査研究その他の必要な施策について定めるものである。

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(参第33号)

(参議院 24.8.28経済産業委員長提出 8.29本会議可決 衆議院 9.6可決)

【要旨】

本法律案は、火災共済事業を含めた全ての共済事業を1個の事業協同組合又は協同組合連合会で行うことができるようにするため、火災共済協同組合の類型の廃止、事業協同組合又は協同組合連合会が行うことができる火災共済事業の拡大等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、火災共済協同組合の類型の廃止

火災共済協同組合の類型を廃止する。

二、事業協同組合等が行う火災共済事業

- 1 一定の要件を満たす事業協同組合又は協同組合連合会は、行政庁の認可を受けて、共済契約に係る共済金額の総額が契約者1人につき主務省令で定める金額を超える火災共済事業を行うことができる。
- 2 1の認可を受けて火災共済事業を行う事業協同組合(以下「火災等共済組合」という。)のうち、その組合員たる資格を有する者を組合の地区内における全ての業種の小規模の事業者又は事業協同小組合(以下「小規模事業者等」という。)とするものにあつては、その地区を一又は二以上の都道府県の区域の全部とするとともに、他の都道府県の区域を地区とする火災等共済組合の地区と重複してはならないとし、単一の業種の小規模事業者等を組合員の資格とする事業協同組合にあつては、その地区を全国とするほか、おおむね現行の火災共済協同組合に対する規制と同様の規制を課す。
- 3 1の認可を受けて火災共済事業を行う協同組合連合会(以下「火災等共済組合連合会」という。)にあつては、その会員たる組合の組合員たる資格を有する者を単一の業種に属する事業を行う小規模事業者等とし、その地区を全国とするほか、火災等共済組合に対する規制と同様の規制を課す。

三、火災共済事業の再共済を行う協同組合連合会に係る改正

- 1 火災共済事業の再共済を行う協同組合連合会は、現行において行うことができる事業に加え、火災共済事業を除く共済事業及び保険募集等の事業を行うことができる。
- 2 火災共済事業の再共済を行う協同組合連合会は、火災等共済組合又は火災等共済組合連合会をもって組織し、全国を通じて1個とする。

四、火災共済に関する事業を行う組合の所管行政庁に係る改正

火災共済に関する事業を行う組合の所管行政庁について、その地区が都道府県の区域を超えない火災等共済組合は都道府県知事、その他の火災等共済組合、火災等共済組合連合会及び火災共済事業の再共済を行う協同組合連合会はそれぞれの組合員の資格として定款に定められる事業の所管大臣とする。

五、附則

- 1 この法律は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この法律による改正前の中小企業等協同組合法(以下「旧法」という。)の規定による火災共済協同組合であってこの法律の施行の際現に存するものは、改正後の同法(以下「新法」という。)に規定する火災等共済組合として存続する。
- 3 旧法の規定による火災共済事業の再共済を行う協同組合連合会であってこの法律の施行の際現に存するものは、新法に規定する火災共済事業の再共済を行う協同組合連合会とみなす。

防災・減災体制再構築推進基本法案(参第34号)

(参議院 24.9.6内閣委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、大規模自然災害に対処する必要性に鑑み、大規模自然災害から国民の生命、身体及び財産並びに国土を保護し、あわせて国民経済の発展に資するため、防災・減災体制再構築の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、並びに防災・減災総点検、防災・減災体制再構築推進基本計画その他防災・減災体制再構築の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、防災・減災体制再構築推進本部を設置すること等により、防災・減災体制再構築の推進に関する施策を総合的かつ集中的に推進しようとするものである。

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律案(参第35号)

(参議院 24.8.28厚生労働委員長提出 8.29本会議可決 衆議院 9.6可決)

【要旨】

本法律案は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図り、もって造血幹細胞移植の円滑かつ適正な実施に資するため、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関し、基本理念及び施策の基本となる事項を定め、国の責務等を明らかにするとともに、骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業及び臍帯血供給事業について必要な規制及び助成を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 移植に用いる造血幹細胞(移植に用いる骨髄、末梢血幹細胞及び臍帯血をいう。)の提供に関し、その提供の促進、移植を受ける機会の公平性への配慮、安全性の確保等を基本理念として定める。
- 二 国及び地方公共団体は、一の基本理念にのっとり、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 三 骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者及び臍帯血供給事業者(以下「造血幹細胞提供関係事業者」という。)等は、造血幹細胞の適切な提供の推進に積極的に寄与するよう努めなければならない。医療関係者は、造血幹細胞の適切な提供の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 四 厚生労働大臣は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るため、造血幹細胞の提供推進の基本的な方向、提供の目標、安全性の確保等の事項から成る、基本的な方針を定めるものとする。
- 五 国等は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進のため、国民の理解の増進、情報の一体的な提供、造血幹細胞提供関係事業者の安定的な事業運営の確保等に必要な施策を講ずるものとする。
- 六 骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業又は臍帯血供給事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。
- 七 骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者は、骨髄・末梢血幹細胞の安全性確保等の措置等を講じなければならない。臍帯血供給事業者は、臍帯血の品質確保の基準の遵守等をしなければならない。
- 八 国は、造血幹細胞提供関係事業者等に対し、事業等に要する費用の一部を補助することができる。

- 九 厚生労働大臣は、造血幹細胞提供支援機関を全国を通じて1個に限り指定することができる。
- 十 この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 十一 法律の施行後3年を経過し必要があるときは、検討が加えられ、必要な措置が講ぜられるものとする。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第36号)

(参議院 24.9.5政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 9.7本会議可決 衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、参議院選挙区選出議員の選挙区間において議員1人当たりの人口に不均衡が生じている状況に鑑み、各選挙区において選挙すべき議員の数につき是正を行うとともに、平成28年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、結論を得るものとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、参議院選挙区選出議員の選挙区の定数の改正

参議院選挙区選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を、次に掲げる選挙区について改める。

| 選挙区 | 議員数 |
|---------|----------|
| 福 島 県 | 2人(現行4人) |
| 神 奈 川 県 | 8人(現行6人) |
| 岐 阜 県 | 2人(現行4人) |
| 大 阪 府 | 8人(現行6人) |

二、検討

平成28年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、参議院の在り方、選挙区間における議員1人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、結論を得るものとする。

三、その他

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

児童の通学安全対策の推進に関する法律案(参第37号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、児童が通学時において被害者となる事故、犯罪行為、災害等が多発している現状に鑑み、児童の通学安全の確保等に関する対策を推進するため、児童の通学安全の確保に関し、基本方針の策定、対策計画の作成、児童通学安全協議会の組織等について定めようとするものである。

麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律案(参第38号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、指定薬物の製造、輸入、販売等の現状に鑑み、これに適切に対処するため、麻薬取締官及び麻薬取締員に指定薬物に係る司法警察員としての職務並びに指定薬物に係る廃棄その他の処分及び立入検査等に関する職権を行わせるとともに、指定薬物又はその疑いがある物品の試験の

ための収去について定める等の措置を講じようとするものである。

インド洋におけるテロ対策海上阻止活動及び海賊行為等対処活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(第176回国会参第1号)

(参議院 第176回国会22.12.2外交防衛委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶並びにソマリア沖における海賊行為等の抑止等のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与し、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資するため、テロ対策海上阻止活動又は海賊行為等対処活動を行う諸外国の軍隊等に対する自衛隊による補給支援活動の実施に関する規定を整備しようとするものである。

子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律案(第176回国会参第3号)

(参議院 第176回国会22.12.2厚生労働委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、子宮頸がんの罹患が女性の生活の質に多大な影響を与えるものであり、近年の子宮頸がんの罹患の若年化の進行が当該影響を一層深刻なものとしている状況及びその罹患による死亡率が高い状況にあること並びに大部分の子宮頸がんはヒトパピローマウイルスが関与しており、予防ワクチンの接種及び前がん病変の早期発見と早期治療等の適時かつ適切な予防措置を講ずることにより相当程度の高い確率で子宮頸がんを予防することができることが科学的に解明されていることを踏まえ、子宮頸がんに対するがん対策として、早急に子宮頸がん予防措置を普及することが極めて重要であることにかんがみ、子宮頸がんの確実な予防を図るため、子宮頸がん予防方針の策定、子宮頸がん予防措置の実施の推進のために講ずる具体的な施策等について定めようとするものである。

郵政民営化の確実な推進のための日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律を廃止する等の法律案(第176回国会参第4号)

(参議院 第176回国会22.12.3総務委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、郵政民営化について平成21年10月20日の閣議決定に基づく見直しに係る措置が講じられていること等により郵政民営化の進捗が滞る事態が生じていることにかんがみ、これを確実に推進するため、日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律を廃止するとともに、当該閣議決定に基づく郵政民営化の見直しに係る措置の中止等について定めようとするものである。

会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案(第177回国会参第7号)

(参議院 第177回国会23.8.26決算委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、国の適正な予算の執行の確保に資するため、会計検査院に、不当事項への対処に関する検査を行わせ、当該検査の結果を検査報告に掲記させることとするとともに、予算執行職員がその義務に違反して支出等の行為をした場合における会計検査院による懲戒処分要求制度を強化しようとするものである。

国家公務員等が不正に資金を保管するために虚偽の請求書の提出を要求する行為等の処罰に関する法律案(第177回国会参第8号)

(参議院 第177回国会23.8.26決算委員会付託 継続審査)

【要旨】

国家公務員、地方公務員等が国、地方公共団体等の支出に関し虚偽の請求書の提出を要求する行為等を処罰しようとするものである。

原子力発電所等の緊急安全評価等に関する法律案(第177回国会参第10号)

(参議院 第177回国会23. 8. 30経済産業委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、東北地方太平洋沖地震による災害に伴う原子力発電所の事故を踏まえ、原子力災害を防止するため、原子力発電所等の緊急安全評価を行うこと等について定めようとするものである。

東日本大震災に対処するための私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関する特別の助成措置等に関する法律案(第177回国会参第21号)

(参議院 第177回国会23. 8. 12文教科学委員会付託 8. 22本会議可決 衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災に対処するため、私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関し、私立の学校等の設置者に対する特別の助成措置、地方公共団体に対する特別の財政援助等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国は、東日本大震災により被害を受けた私立の学校等の用に供される建物等であって政令で定めるものの災害復旧に要する工事費及び事務費について、当該私立の学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、その3分の2を補助するものとする。
- 二、国は、東日本大震災により被害を受けた専修学校又は各種学校の用に供される建物等であって政令で定めるものの災害復旧に要する工事費及び事務費について、当該専修学校又は各種学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その3分の2を補助することができるものとする。
- 三、国は、私立の学校又は専修学校若しくは各種学校の用に供される建物等の東日本大震災に係る災害復旧に係る事業であって、政令で定める基準に該当する地方公共団体が助成を行うものについて、当該地方公共団体の負担を軽減するため、政令で定めるところにより、交付金を交付するものとする。
- 四、日本私立学校振興・共済事業団は、東日本大震災により被害を受けた私立の学校又は専修学校若しくは各種学校の設置者に対し、通常の条件よりも有利な条件で資金を貸し付け、貸付金に係る元金の償還又は利息の支払を猶予する等私立学校教育に対する援助に努めるものとする。
- 五、政府は、私立の学校等の用に供される建物等の災害の予防及び災害が発生した場合における復旧に関し必要な財政上の措置その他の措置に係る制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 六、この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(第177回国会参第23号)

(参議院 第177回国会23. 8. 30農林水産委員会付託 24. 3. 22撤回)

【要旨】

鳥獣による農林水産業や生活環境に係る被害が深刻化している現状に鑑み、その被害の防止に関する施策の効果的な推進に資するため、市町村が行う被害防止施策のみによっては被害を十分に防止することが困難である場合における市町村長による都道府県知事に対する要請、鳥獣被害対策実施隊員による緊急的な有害鳥獣の捕獲等、捕獲した鳥獣の食品としての利用、有害鳥獣の捕獲等に関わる人材の確保、狩猟免許の有効期間の延長、ライフル銃の所持許可の要件の緩和等に関する規

定の整備を行う。

雨水の利用の推進に関する法律案(第179回国会参第3号)

(参議院 第179回国会23. 12. 7国土交通委員会付託 24. 7. 25撤回)

【要旨】

本法律案は、近年の気候の変動等に伴い水資源の循環の適正化に取り組むことが課題となっていることを踏まえ、その一環として雨水の利用が果たす役割に鑑み、雨水の利用を推進し、もって水資源の有効な利用を図り、あわせて下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与するため、雨水の利用の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針等の策定その他の必要な事項を定めようとするものである。

衆議院議員提出法律案

※衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案(衆第1号)

(衆議院 24. 2. 23修正議決 参議院 2. 23総務委員会付託 2. 29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成23年9月30日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員、内閣総理大臣等の特別職の職員及び防衛省の職員の給与の改定を行うとともに、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠であることから、国家公務員の人件費を削減するため、国家公務員に対する給与の支給に当たって、平成26年3月31日までの間減額して支給する措置等を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 人事院勧告に係る国家公務員の給与の改定

- 一、一般職の職員の俸給月額について、医療職俸給表(一)及び若年層を除き、平均0.23%俸給表を引下げ改定する。
- 二、一般職の非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、その限度額を引き下げる。
- 三、一般職給与法平成十七年改正法附則第11条の規定による経過措置額の支給期間を平成26年3月31日までとする。
- 四、内閣総理大臣等の特別職の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じて引き下げる。
- 五、特別職の常勤の委員等に支給する日額手当の限度額を引き下げる。
- 六、防衛省の職員の自衛官俸給表等の俸給月額を一般職の職員の例に準じて引き下げる。
- 七、防衛省の職員の経過措置額の支給期間を平成26年3月31日までとする。

第二 国家公務員の給与の臨時特例

一、一般職の職員の給与の臨時特例

- 1 施行の日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)における俸給月額は、係員級職員については4.77%、係長及び課長補佐級職員については7.77%、課室長級及び指定職俸給表適用職員については9.77%減額して支給する。
- 2 特例期間における俸給の特別調整額(管理職手当)は、10%減額して支給する。
- 3 特例期間における期末・勤勉手当は、減額前の俸給月額等を基礎に算定した額から9.77%減額して支給する。

二、内閣総理大臣等の特別職の職員の給与の臨時特例

- 1 特例期間における俸給月額は、内閣総理大臣については30%、国務大臣級又は副大臣級については20%、大臣政務官、常勤の委員長等、大公使等については10%、5号俸以上の秘書官については9.77%、1号俸から4号俸までの秘書官については7.77%減額して支給する。
- 2 特例期間における俸給月額以外の給与は、一般職の職員の例により減額して支給する。ただし、内閣総理大臣及び国務大臣級又は副大臣級の期末手当は、俸給月額の支給減額率により減額して支給する。

三、裁判所職員の給与の臨時特例

特例期間においては、この法律の規定の一部を準用する。

四、防衛省の職員の給与の臨時特例

- 1 特例期間における事務官等の俸給月額は、一般職の職員に準じて減額して支給する。
- 2 特例期間における自衛官俸給表等適用者の俸給月額は、職員の区分に応じた割合を減額して支給する。
- 3 特例期間における俸給の特別調整額は、10%減額して支給する。

第三 施行期日等

- 一、この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)

から施行する。ただし、国家公務員の給与の臨時特例及び自衛官等に関する経過措置の規定等は、平成24年4月1日から施行する。

- 二、平成24年6月に支給する期末手当の額は、平成23年4月1日からこの法律の施行の日の前月までの間の俸給月額等の合計額の0.37%及び期末・勤勉手当の合計額の0.37%の額を減じた額とする。
- 三、自衛官(将及び将補(一)を除く。)並びに事務官等のうち自衛隊の部隊及び機関に勤務するものについては、平成24年4月1日から起算して6月を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間における国家公務員の給与の臨時特例の適用について、政令で特別の定めをすることができる。
- 四、地方公務員の給与については、地方公務員法及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるものとする。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(衆第2号)

(衆議院 24.2.23可決 参議院 2.23議院運営委員会付託 2.29本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第110号。以下「平成十七年改正法」という。)附則第3項の規定に基づく経過措置の算定基礎額を一般職の職員に準じて改定すること。
- 二、平成十七年改正法附則第3項の規定による給料の支給期間を平成26年3月31日までとすること。
- 三、この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行すること。
- 四、この法律の施行の日以後最初に受ける期末手当等について特例を設けること。

特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(衆第3号)

(衆議院 24.3.16可決 参議院 3.16農林水産委員会付託 3.23本会議可決)

【要旨】

本法律案は、特殊土壌地帯における治山、河川改修、砂防、かんがい排水、畑作振興等の対策事業を引き続き実施するため、平成24年3月31日をもって失効する現行法の有効期限を更に5年延長し、平成29年3月31日までとするものである。

東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律案(衆第4号)

(衆議院 24.3.16可決 参議院 3.21法務委員会付託 3.23本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災の被災者が裁判その他の法による紛争の解決のための手続及び弁護士等のサービスを円滑に利用することができるよう、日本司法支援センターが、総合法律支援法に規定する業務のほか、東日本大震災の被災者についてその資力の状況にかかわらず訴訟代理、書類作成、法律相談等に係る援助の業務を行うための特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、趣旨

この法律は、東日本大震災の被災者が裁判その他の法による紛争の解決のための手続及び弁護士等のサービスを円滑に利用することができるよう、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例を定める。

二、日本司法支援センターの業務の特例

- 1 日本司法支援センターは、総合法律支援法に規定する業務のほか、東日本大震災の被災者について、その資力の状況にかかわらず、民事裁判等手続その他の手続の準備及び追行に係る訴訟代理及び書類作成並びに法律相談等に係る援助の業務を行う。
- 2 日本司法支援センターが1の業務を行う場合には、被災者に係る民事裁判等手続その他の手続の準備及び追行がされている間、立替金の償還及び支払を猶予するものとしなければならない。

三、長期借入金

日本司法支援センターは、総合法律支援法の規定にかかわらず、二の1の業務に必要な費用に充てるため、法務大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

四、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 この法律は、施行の日から起算して3年を経過した日に、その効力を失う。

【附帯決議】(24.3.22法務委員会議決)

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 日本司法支援センターは、その資本金を政府及び地方公共団体が出資する組織(総合法律支援法第17条第1項及び第3項)であること及び総合法律支援法第48条により準用する独立行政法人通則法第37条の規定(企業会計原則)の趣旨に鑑み、適正な会計処理に努めること。
- 二 東日本大震災法律援助事業においては被災者の資力の状況にかかわらず援助することになったことに鑑み、その運用状況及び日本司法支援センターの財務状況への影響を検証するため、次に掲げる事項を当分の間1年ごとに当委員会に対し報告すること。
 - 1 東日本大震災法律援助事業における訴訟代理援助、書類作成援助及び法律相談援助別の実施件数並びに立替金額
 - 2 東日本大震災法律援助事業における立替金に対する未償還金額の割合(貸倒率)
- 三 本法第4条に基づく長期借入金については、総合法律支援法第47条第5項において日本司法支援センターは長期借入金をすることが禁止されていることの特例措置であることを踏まえ、慎重な運用をすること。

右決議する。

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆第5号)

(衆議院 24.3.16可決 参議院 3.16災害対策特別委員会付託 3.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、豪雪地帯の現状に鑑み、豪雪地帯における除排雪の体制の整備、空家に係る除排雪等の管理の確保及び雪冷熱エネルギーの活用を促るとともに、特別豪雪地帯における基幹的な市町村道の整備の特例並びに公立の小学校及び中学校等の施設等に対する国の負担割合の特例の措置を引き続き10年間講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国及び地方公共団体は、豪雪地帯において人口の減少、高齢化の進展等により除排雪の担い手が不足していることに鑑み、除排雪を円滑に実施して豪雪地帯の住民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、建設業者の組織する団体その他の営利を目的としない団体等との連携協力体制の整備その他の地域における除排雪の体制の整備を促進するよう適切な配慮をするものとする。
- 二 国及び地方公共団体は、豪雪地帯において、積雪による空家の倒壊による危害の発生を防止するため、空家に係る除排雪等の管理が適切に行われるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 三 国及び地方公共団体は、豪雪地帯における雪冷熱エネルギーの活用を促進について適切な配慮をするものとする。

四 特別豪雪地帯における基幹的な市町村道の改築を道府県が行うことができる期限を10年間延長する。

五 特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校の施設等に対する国の負担割合の特例措置の適用期限を10年間延長する。

【附帯決議】 (24. 3. 23災害対策特別委員会議決)

平成18年豪雪、平成22年度豪雪及び今冬の大雪による被害に見られるように、近年、我が国における豪雪被害は、多くの犠牲者を始めとする甚大な人的被害及び社会的、経済的被害をもたらしており、豪雪地帯における市民生活は極めて厳しい状況にある。豪雪地帯における安全で安心な市民生活を確保し、地域経済の発展を図ることは喫緊の課題であり、かかる見地から、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 豪雪地帯における生活は、地域が主体となり、住民の助け合いの精神によって営まれていることから、除排雪における町内会、自治会等の地縁による団体の果たす役割は極めて重要であり、除雪機械の購入費などを含む、かかる団体が実施する除排雪に要する費用に対する市町村による補助について、国としても必要な財政上の措置を講ずること。

二 地域における除排雪においては、除雪ボランティアが重要な役割を担っているが、円滑かつ安全な除排雪作業のためには、十分な除雪技術と経験が必要となることから、除雪ボランティアの確保と併せてその資質の向上、ボランティアと地域をつなぐコーディネーターの養成等受入体制の整備が不可欠である。このため、かかる地方公共団体の取組に対して支援措置を講ずること。

三 道路の防雪施設整備については、地域の実情に応じて国による補助が行われており、また、雪崩の発生を予防するための雪庇の排除についても、費用の一部を国が補助できることとされているが、近年、大雪による道路交通の麻痺という問題が頻発していることから、地方自治体が交通を確保できるよう、また、雪崩による道路閉塞等への被害を未然に防ぐことができるよう、国として必要な財源を確保し、更なる制度の拡充について検討すること。

四 農道は農作業のみならず日々の生活のための道路としても利用されており、その除排雪は住民の生活にとって極めて重要であることから、豪雪地帯において地方自治体が行う農道の除排雪についても、地方の負担の軽減を図ること。

五 本来所有者が適正に管理すべき空家について、地方公共団体が空家の積雪による倒壊等による危害の発生を防止するための管理を適切に行うことができるようにするため、国は、空家の除排雪その他の管理、管理に要する費用の負担の在り方等について指針を示すとともに、必要な財政上の措置等を講ずること。

六 近年の我が国の豪雪被害に鑑み、必要な施策を適時適切に行うために、本法による施策の効果について、3年後を目途として検証し、その結果を当委員会に報告するとともに、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

右決議する。

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案(衆第6号)

(衆議院 24. 4. 12可決 参議院 4. 16総務委員会付託 4. 27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、郵政民営化について、内外の社会経済情勢の変化等に鑑み、郵便局株式会社及び郵便事業株式会社の再編成、郵政事業に係る基本的な役務の確保のための措置その他株式会社への的確に郵政事業の経営を行わせるための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、郵政民営化の目的を、株式会社への的確に郵政事業の経営を行わせるための改革とすることと改める。

二、経営形態について、現行の5社体制を4社体制に改め、郵便局株式会社を存続会社として、郵便事業株式会社を吸収合併し、その商号を「日本郵便株式会社」に変更する。

三、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社に、郵便業務及び貯金・保険の基本的サービスを郵便局において一体的に提供する責務を課すものとする。このため、①日本郵便株式会社による郵便局のあまねく全国への設置義務及び銀行・保険窓口業務契約の内容の総務大臣への届出、②郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっての公益性及び地域性の十分な発揮、③政府が郵政事業に係る基本的役務の確保のために必要な措置を講ずるものとするを規定する。

四、日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社(以下「金融2社」という。)の株式については、その全部を処分することを目指し、両社の経営状況、郵政事業に係る基本的な役務の確保への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分するものとする。

五、金融2社に対する新規業務規制については、引き続き、内閣総理大臣及び総務大臣による認可制を基本とするが、両社の株式の2分の1以上を処分した後は届出制とし、他の金融機関との間の適正な競争関係への配慮、郵政民営化委員会への通知を義務付けた上で、監督上の命令規定の対象とするものとする。

六、合併により新たに発足する日本郵便株式会社に対する任意業務規制については、総務大臣への届出制とし、金融2社と同様、同業他社への配慮義務、郵政民営化委員会への通知等を義務付けるものとする。

七、「郵便事業株式会社法」及び「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律」は、廃止する。また、「郵便窓口業務の委託等に関する法律」の題名を「簡易郵便局法」に改正する等、29の法律を改正するほか、所要の経過措置を設ける。

八、本法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、郵政民営化法の目的の変更、日本郵政株式会社等の株式処分の凍結解除等は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(24.4.26総務委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、郵便局ネットワークについて、利用者ニーズを踏まえ、地方公共団体からの委託等を通じ、地域住民の絆の維持や、利便の増進に資する業務を幅広く行うための拠点として、より積極的に活用されるよう努めること。

二、金融2社の株式について、その全部を処分することを目指し、金融2社の経営状況、ユニバーサルサービスの確保に係る責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとするとの規定に基づき、日本郵政株式会社がその処分に向けた具体的な説明責任を果たすこととなるよう努めること。また、日本郵政株式会社の株式も含め、これらの株式が国民全体の財産であることに鑑み、その処分に当たっては、ユニバーサルサービスの確保に配慮しつつ、可能な限り株式が特定の個人・法人へ集中することなく、広く国民が所有できるよう努めること。

三、郵政民営化法第107条及び第137条の規定に基づき、他の金融機関等との間の競争関係、金融2社の経営状況等を勘案して政令で定めることとされている限度額の水準については、本法の施行により直ちに勘案すべき事情が変わるわけではないことから、当面は引き上げないこと。引上げの検討に当たっては、他の金融機関等の経営を不当に圧迫する事態が生じないかどうか検証すること。

四、日本郵政株式会社が金融2社の株式の2分の1以上を処分した後の金融2社の新規業務等に係る届出制が、単なる届出ではなく、他の金融機関等との間の競争関係への配慮義務及び郵政民営化委員会への通知義務を課すとともに、内閣総理大臣及び総務大臣による監督上の命令の対象としていることに鑑み、これらの規定に基づく郵政民営化委員会による対等な競争条件の確保等のための事前検証・評価、関係大臣による是正命令権限が有効に機能することとなるよう、制度の適切な運用に努めること。このため、郵政民営化委員会の委員には、真に公平・中立な第三者を選任することとし、郵政民営化委員会は、必要に応じ利用者代表及び関係する業界団体が意見を述べる機会を確保するなど、公平・中立な機関として運営すること。

五、簡易郵便局が今後とも、過疎地、離島等におけるサービスの提供に重要な役割を果たし、ユニ

バーサルサービスの一翼を担っていくことに鑑み、簡易郵便局の置局状況を適切に把握するとともに、置局水準を現行法より後退させることのないよう、必要な措置を講ずること。

六、郵政民営化後の日本郵政グループの経営状況をしっかりと検証の上、本法の施行後、郵政民営化委員会の意見も踏まえ、グループ各社及びそれらの経営陣により、適切な経営努力が行われるよう努めること。このため、経営陣については、天下りの弊害が生じないようにするとともに、民間的な経営に秀でた者が登用されるよう努めること。

七、かんぼの宿及びメルパークについては、本法の公布に伴い、郵政株式処分停止法が廃止されることから、その事業の継続、譲渡又は廃止が日本郵政株式会社の経営判断に委ねられることを踏まえ、会社の経営に及ぼす影響を勘案しつつ、適切に対処されるよう努めること。

八、郵政3事業において、サービスの公共性にふさわしい企業モラル及び雇用モラルが遵守されるよう努めること。

右決議する。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律案(衆第8号)

(衆議院 24.4.26可決 参議院 4.26厚生労働委員会付託 6.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資するため、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し所要の措置を講ずることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 国等の責務

- 1 国及び独立行政法人等は、物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めなければならない。
- 2 地方公共団体及び地方独立行政法人は、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。

二 基本方針及び調達方針の策定等

- 1 国は、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針を定めなければならない。
- 2 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎年度、基本方針に即して、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならないが、当該年度の終了後、遅滞なく、物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するものとする。
- 3 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならないが、当該年度の終了後、遅滞なく、物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するものとする。

三 公契約における障害者の就業を促進するための措置等

- 1 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって法定障害者雇用率を満たしていることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

四 施行期日

この法律は、平成25年4月1日から施行する。

国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例に関する法律案(衆第11号)

(衆議院 24.4.26可決 参議院 4.26議院運営委員会付託 4.27本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律は、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠であることから、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の特例を定めるものとする。
- 二、この法律の施行の日から平成26年4月30日までの間(以下「特例期間」という。)においては、各議院の議長、副議長及び議員の受ける歳費については、歳費月額から、歳費月額に12.88%を乗じて得た額に相当する額を減ずること。
- 三、特例期間においては、各議院の議長、副議長及び議員の受ける期末手当については、各議院の議長、副議長及び議員が受けるべき期末手当の額から、当該額に12.88%を乗じて得た額に相当する額を減ずること。
- 四、この法律は、平成24年5月1日から施行すること。

死因究明等の推進に関する法律案(衆第12号)

(衆議院 24.5.22可決 参議院 5.22内閣委員会付託 6.15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国において死因究明及び身元確認の実施に係る体制の充実強化が喫緊の課題となっていることに鑑み、死因究明等の推進に関する施策についてその在り方を横断的かつ包括的に検討し及びその実施を推進するため、死因究明等の推進について、基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、必要な体制を整備することにより、死因究明等を総合的かつ計画的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、死因究明等の推進に関する基本理念

- 1 死因究明の推進は、死者及びその遺族等の権利利益を踏まえてこれを適切に行うことが生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであるとの基本的認識の下で、人の死亡が犯罪行為に起因するものであるか否かの判別の適正の確保、公衆衛生の向上その他の死因究明に関連する制度の目的の適切な実現に資するよう、行われるものとする。
- 2 身元確認の推進は、身元確認が、生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであるとともに、国民生活の安定及び公共の秩序の維持に資するものであるとの基本的認識の下で行われるものとする。

二、国及び地方公共団体の責務等

- 1 一の基本理念の通り、国は、死因究明等の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を、地方公共団体は、死因究明等の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 国、地方公共団体、大学、医療機関、関係団体、医師、歯科医師その他の死因究明等に関係する者は、死因究明等の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、連携を図りながら協力しなければならない。

三、死因究明等の推進に関する基本方針

- 1 死因究明等の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策は、次に掲げるとおりとする。
 - (一) 法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備
 - (二) 法医学に係る教育及び研究の拠点の整備
 - (三) 死因究明等に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上
 - (四) 警察等における死因究明等の実施体制の充実
 - (五) 死体の検案及び解剖の実施体制の充実
 - (六) 薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断その他死因究明のための科学的な調査の活用
 - (七) 遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認

に係るデータベースの整備

(ハ) 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

- 2 死因究明等の推進に関する施策は、死因究明等に係る人材の育成、施設等の整備及び制度の整備のそれぞれについて、1の施策の総合性を確保しつつ、段階的かつ速やかに講ぜられるものとする。

四、死因究明等推進計画

- 1 政府は、死因究明等の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、三の基本方針に即し、講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた死因究明等推進計画を定め、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 2 内閣総理大臣は、死因究明等推進計画につき閣議の決定を求めなければならない。

五、死因究明等推進会議

- 1 内閣府に、特別の機関として、死因究明等推進計画の案を作成すること等の事務をつかさどる死因究明等推進会議を置く。
- 2 死因究明等推進会議は、内閣官房長官を会長とし、内閣総理大臣が指定する内閣官房長官以外の国務大臣及び内閣総理大臣が任命する有識者からなる委員をもって組織する。

六、医療の提供に関連して死亡した者の死因究明のための制度についての検討

医療の提供に関連して死亡した者の死因究明のための制度については、その特殊性に鑑み、政府において別途検討するものとする。

七、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 この法律は、施行の日から起算して2年を経過した日に、その効力を失う。

【死因究明等の推進に関する法律案及び警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律案に対する附帯決議】 (24. 6. 14内閣委員会議決)

政府は、これらの法律の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一、死因究明等推進計画における制度改正については、関連法制の見直しを含めた幅広い検討を行うこと。
- 二、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に規定された調査等の件数、その内容及び結果並びに関係行政機関への通報の件数及び当該通報を受けた関係行政機関における措置について求めに応じて、国会に報告すること。
- 三、遺族等の不安の緩和又は解消に資するよう、警察及び海上保安庁は、死体を引き渡した遺族等に対し死因その他参考となるべき事項の説明を行うとともに、当該遺族等から調査等に係る記録等資料を提供するよう求めがあった場合には、その要請に応えること。
右決議する。

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律案(衆第13号)

(衆議院 24. 5. 22可決 参議院 5. 22内閣委員会付託 6. 15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、警察等が取り扱う死体について死因又は身元を明らかにすることを通じて、死因が災害、事故、犯罪その他市民生活に危害を及ぼすものであることが明らかとなった場合にその被害の拡大及び再発の防止その他適切な措置の実施に寄与するとともに、遺族等の不安の緩和又は解消及び公衆衛生の向上に資し、もって市民生活の安全と平穏を確保するため、当該死体について、調査、検査、解剖その他死因又は身元を明らかにするための措置に関し必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、死因又は身元を明らかにするための措置

- 1 警察官は、その職務に関して、死体を発見し、又は発見した旨の通報を受けた場合には、速

やかに当該死体を取り扱うことが適当と認められる警察署の警察署長に報告しなければならない。

- 2 警察署長は、1の報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体(犯罪行為により死亡したと認められる死体又は変死体(変死者又は変死の疑いがある死体をいう。))を除く。)について、その死因及び身元を明らかにするため、外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等の必要な調査をしなければならない。当該調査を実施するに当たっては、医師又は歯科医師に対し、立会い、死体の歯牙の調査その他必要な協力を求めることができる。
- 3 警察署長は、1の報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体(犯罪捜査の手続が行われる死体を除く。以下「取扱死体」という。)の死因を明らかにするために体内の状況を調査する必要があると認めるときは、体内から体液を採取して行う出血状況の確認、体液又は尿を採取して行う薬物又は毒物に係る検査、死亡時画像診断その他の検査を実施することができる。当該検査は、医師に行わせるものとする。ただし、専門的知識及び技能を要しない検査については、警察官に行わせることができる。
- 4 3の検査、5の解剖及び8の身元を明らかにするための措置は、取扱死体の変死体であるときは、刑事訴訟法第229条の検視があった後でなければ実施することができない。
- 5 警察署長は、取扱死体について、法医学に関する専門的な知識経験を有する者の意見を聴き、死因を明らかにするため特に必要があると認めるときは、あらかじめ、遺族に対して解剖が必要である旨を説明した上で、解剖を実施することができる。当該解剖は、医師に行わせるものとする。
- 6 警察署長は、国立大学法人等の法人又は国若しくは地方公共団体の機関であって、国家公安委員会が厚生労働大臣と協議して定める基準に該当すると都道府県公安委員会が認めたものに、5の解剖の実施を委託することができる。
- 7 6の解剖の実施の委託を受けた法人等の役員又は職員等であって、当該解剖の実施に関する事務に従事したものは、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならず、これに違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 8 警察署長は、取扱死体の身元を明らかにするため必要があると認めるときは、血液、歯牙、骨等の当該取扱死体の組織の一部を採取し、又は当該取扱死体から人の体内に植え込む方法で用いられる医療機器を摘出するために当該取扱死体を切開することができる。当該措置は、医師又は歯科医師に行わせるものとする。ただし、血液の採取、爪の切除その他組織の採取の程度が軽微な措置については、警察官に行わせることができる。

二、雑則

- 1 警察署長は、一の2、3又は5の措置の結果明らかになった死因が、その後同種の被害を発生させるおそれのあるものである場合において、必要があると認めるときは、その旨を関係行政機関に通報するものとする。
- 2 警察署長は、死因を明らかにするために必要な措置がとられた取扱死体について、その身元が明らかになったときは、速やかに、遺族その他当該取扱死体を引き渡すことが適当と認められる者に対し、その死因等の説明を行うとともに、当該取扱死体を引き渡さなければならない。
- 3 一並びに1及び2の規定は、海上保安庁が死体を取り扱う場合について準用する。
- 4 政府は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元を明らかにするための措置が正確かつ適切に遂行されるよう、当該措置に係る業務に従事する人材の育成及び資質の向上その他必要な体制の整備を図るとともに、当該措置が円滑に実施されるようにするため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

三、施行期日

この法律は、平成25年4月1日から施行する。

【附帯決議】(24.6.14内閣委員会議決)

死因究明等の推進に関する法律案(衆第12号)と同一内容の附帯決議が行われている。

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案(衆第16号)

(衆議院 24.6.8可決 参議院 6.18総務委員会付託 6.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災の発生後における過疎関係市町村の実情に鑑み、過疎地域自立促進特別措置法の有効期限を平成33年3月31日まで5年間延長しようとするものである。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆第17号)

(衆議院 24.6.8可決 参議院 6.14議院運営委員会付託 6.15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、私人の提供するオンライン資料が出版物と同様に重要な文化財としての地位を占めるに至っている状況に鑑み、国立国会図書館が図書館資料の収集をより一層適正に行うため、これらのオンライン資料を収集するための規定を整備するほか、原子力損害賠償支援機構法による原子力損害賠償支援機構の設立に伴い、出版物の納入義務に関する規定を整備しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、オンライン資料の記録に関する事項

- 1 国立国会図書館法第24条及び第24条の2に規定する者以外の者は、オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信したときは、同法第25条の3の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、館長の定めるところにより、当該オンライン資料を国立国会図書館に提供しなければならない。
- 2 館長が、国立国会図書館法第24条及び第24条の2に規定する者以外の者から、当該者が公衆に利用可能とし、又は送信したオンライン資料を、1による提供を経ずに、国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することを求める旨の申出を受け、かつ、これを承認した場合その他の場合には、1を適用しない。
- 3 館長は、1による提供又は2の承認に係るオンライン資料を、国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより、国立国会図書館の収集資料として収集することができる。
- 4 1によりオンライン資料を提供した者(以下「提供者」という。)に対しては、館長は、その定めるところにより、1による提供に関し通常要すべき費用に相当する金額を交付する。ただし、提供者からその交付を要しない旨の意思の表明があった場合は、この限りでないものとする。

二、原子力損害賠償支援機構の設立に伴う出版物の納入義務に関する規定の整備

原子力損害賠償支援機構法(平成23年法律第94号)により原子力損害賠償支援機構が設立されたことに伴い、同機構に国の諸機関と同様の納入義務を課す。

三、施行期日等

1 施行期日

この法律は、平成25年7月1日から施行する。ただし、二は、公布の日から施行する。

2 提供の免除

一の1のオンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段が付されているものについては、当分の間、館長の定めるところにより、一の1にかかわらず、その提供を免ずることができる。

3 経過措置

一の1は、この法律の施行後に公衆に利用可能とされ、又は送信された一の1のオンライン資料について適用する。

4 著作権法の一部改正

イ 国立国会図書館の館長は、一の3により一の3のオンライン資料を収集するために必要と認められる限度において、当該オンライン資料に係る著作物を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することができる。

- ロ 国立国会図書館法第24条及び第24条の2に規定する者以外の者は、一の1によりオンライン資料を提供するために必要と認められる限度において、当該オンライン資料に係る著作物を複製することができる。

原子力規制委員会設置法案(衆第19号)

(衆議院 24. 6. 15可決 参議院 6. 15環境委員会付託 6. 20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなった原子力利用に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、並びに一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する事務を一元的につかさざるとともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を環境省の外局として設置しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、この法律の目的として、原子力の安全規制は、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するものであることを明確にする。

二、新たな原子力安全規制組織には、環境省に、国際基準に則った、独立性が高い三条委員会の原子力規制委員会を設置することとし、その下に原子力規制庁と称する事務局を置くこととする。

原子力規制委員会には、原子力安全・保安院及び原子力安全委員会の事務のほか、放射線モニタリング、核テロ等に関する事務を一元化することとする。

三、原子力規制委員会は、委員長及び委員の職務の中立公正に関し国民の疑惑又は不信を招くような行為を防止するため、委員長又は委員の研究に係る原子力事業者等からの寄附に関する情報の公開、委員長又は委員の地位にある間における原子力事業者等からの寄附の制限その他の委員長及び委員が遵守すべき内部規範を定め、これを公表しなければならないこととする。

四、原子力規制委員会は、国民の知る権利の保障に資するため、その保有する情報の公開を徹底することにより、その運営の透明性を確保しなければならないこととする。

五、原子力規制庁については、原子力利用における安全の確保のための規制の独立性を確保する観点から、全ての職員に、原子力推進官庁へのノーリターナルルールを適用することとする。

六、一体的な原子力安全規制行政の確保の観点から、原子力安全規制の専門技術的事務を担う独立行政法人原子力安全基盤機構が行う業務を原子力規制委員会に行わせるため、可能な限り速やかに同機構を廃止・統合するものとし、このために必要となる法制上の措置を速やかに講じるものとする。

七、平時における原子力防災対策のうち、関係機関の調整等を行う組織として、内閣総理大臣を議長とし、環境大臣、原子力規制委員会委員長等を副議長とする原子力防災会議を設置することとする。

八、原子力安全のための規制及び制度の見直しとして、シビアアクシデント対策の強化、既存の発電用原子炉施設等に最新の知見を適用するバックフィット制度の導入、発電用原子炉の運転期間の制限等、原子炉等規制法の改正を行うものとする。

なお、改正後の原子炉等規制法の規定については、その施行の状況を勘案して速やかに検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じることとする。

九、原子力災害対策特別措置法の改正として、原子力災害予防対策の充実、原子力緊急事態における原子力災害対策本部の強化、原子力緊急事態解除後の事後対策の強化、原子力災害対策指針の法定化等の措置を行うこととする。

また、原子力災害対策本部長である内閣総理大臣の緊急事態応急対策の実施に係る指示の対象事項から、原子力規制委員会がその所掌に属する事務に関して専ら技術的及び専門的な知見に基づいて原子力施設の安全の確保のために行うべき判断の内容に係る事項を除くこととする。

十、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から3月を超えない範囲内において政令で定める日

から施行する。

【附帯決議】 (24. 6. 20環境委員会議決)

東京電力福島第一原子力発電所事故により失墜した原子力安全行政に対する信頼を取り戻すためには、政府一丸となって原子力利用の安全確保に取り組む必要がある。よって、政府は、原子力安全規制組織を独立行政委員会とする本法の趣旨を十分に尊重し、その施行に当たり、次の事項について、万全を期すべきである。

- 一、政府は、原子力規制委員会を円滑に発足させ、放射線による有害な影響から人と環境を守る原子力規制行政を一日も早く国際的な水準まで向上させるよう、速やかに委員長、委員の人事の人事、国会手続きを進め、その見識を反映した組織構成を整備するとともに、十分な資源を確保するよう、特段の配慮を行うこと。
- 二、原子力規制委員会の委員長及び委員の任命に当たっては、一の分野に偏ることなく、専門性、経験等を十分踏まえ、原子力の安全規制を担うのにふさわしい者の人選を行うとともに、国会の同意を得るに当たっては、国会に対して、人選の理由を十分に説明すること。この際、国会における審査に資するよう、原子力事業者等からの寄附等に関し、その所属する研究室に対するものも含め、直近3年間の情報を人事案と併せて提出すること。
- 三、原子力規制委員会の委員長及び委員は、原子力事故に際し、原子力施設の安全の確保のために行うべき判断等の職責を十全に全うできるよう、その専門的知識及び経験を活かし得るための訓練を計画的に実行すること。また、法第7条第3項の適用を可能な限り避けるため、原子力規制委員会の委員長は、法第6条第3項に基づき、その職務を代理する委員4名を順位を付けてあらかじめ指名しておくこと。
- 四、原子力規制委員会は、その業務の基本方針及び業務計画を策定した上で毎年その評価を実施し、特に職員の専門能力の育成や訓練等の業務におけるPDCAサイクルの採用の試みなどその着実な実行の担保に取り組むとともに、これら及びその業務報告を国会の監視を受けるべく国会に報告をした上で、そのすべてを公表すること。また、これらの国会への報告に際しては、その監視の役割に資するよう、原子力規制委員会が防災対策に係る知見の提供も行うこと等にも鑑み、原子力防災会議の議長たる内閣総理大臣の意見を付すること。
- 五、原子力規制委員会は、原子力を推進する組織はもとより、独立性、中立性を確保するため、関係事業者等の外部関係者との接触等のルールを作り透明化を図ること。また、原子力規制委員会は、中立性、独立性、公開性、不断の説明責任の全うの確保、利益相反の防止等、その適正な運営並びに国民の信頼を得るために必要な課題について、規約、綱領、規律に関する事項等を速やかに定め、これを公表すること。
- 六、全職員へのノーリターンルールの適用に当たっては、職員の意欲、適性等が損なわれないよう適切に運用するとともに、人材の確保・育成につなげることができるよう配慮すること。
- 七、原子力規制委員会が原子力安全規制に関する判断に一義的な責務を有することから、原子力規制委員会に置かれる原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会は、会議や議事録の公開を含む透明性を確保した会議運営の下、原子力規制委員会の判断を代替することなく、その判断に対する客観的な助言を行うに留めるものとする。
- 八、原子力規制委員会は、核セキュリティ及び核不拡散の保障措置等の秘密保全と同時に、情報の最大限の公開性を確保するため、文書等情報の保全・管理体制を厳正に確立するとともに、機密にすべき事項及び公開できない事項に関するガイドラインを策定し、公表すること。また、原子力規制委員会は、情報公開法に基づく情報開示請求があった場合には、当該ガイドラインに従い、非開示にする部分を極力最小限にするなど、一般の行政機関以上に特に配慮すること。
- 九、原子力規制委員会は、安全神話から脱却し、常に安全性の向上を求める安全文化、少数意見や異論を重んじ、活発な議論が奨励される組織文化を確保しつつその業務の適正を確保するため、所掌事務に関する評価機関の設置を始めとする必要な措置を講ずること。
- 十、緊急時の原子力規制委員会と原子力災害対策本部の役割分担や連携については、縦割りの弊害が新たに生じないよう、国民の生命・健康の保護及び環境の保全を第一に、十分に検討すること。

また、平時からの防災対策の強化が重要であることから、原子力規制委員会と原子力防災会議は、それぞれの明確な役割分担の下、平時から緊密な連携関係を構築し、防災体制の一体化を図ること。

十一、政府は、本法第1条及び本法改正に伴う改正原子力基本法第2条において、原子力の安全の確保の目的の一つに我が国の安全保障に資することが規定されている趣旨について、本法改正により原子力規制委員会が原子力安全規制、核セキュリティ及び核不拡散の保障措置の業務を一元的に担うという観点から加えられたものであり、我が国の非核三原則はもとより核不拡散についての原則を覆すものではないということ、国民に対して丁寧に説明するよう努めること。

十二、原子力規制委員会は、原子力の安全をめぐる問題に関する国民の理解の重要性に鑑み、これまでの用語が難解で国民に分かりにくかったことを踏まえ、用語改革を行うこと。

十三、政府は、東京電力福島原子力発電所の事故サイトの管理・運営に関し、国民及び環境を守る立場から、作業員の厳正な被ばくの一元的な管理を含め、十分な規制、監督を行うこと。

十四、放射線の健康影響に関する国際基準については、ICRP(国際放射線防護委員会)に加え、ECRR(欧州放射線リスク委員会)の基準についても十分検証し、これを施策に活かすこと。また、これらの知見を活かして、住民参加のリスクコミュニケーション等の取組を検討すること。

十五、核不拡散の保障措置、放射線防護に関する事務、モニタリングの実施機能を文部科学省から原子力規制委員会に移管し、一元化することに伴い、原子力規制委員会は、これらを担当する在外公館等への職員派遣等を行い、業務の効果的な実施を担保すること。

十六、原子力規制委員会は、原子力安全規制の課題に対する調査研究体制を立ち上げ、過去の地震・津波等の検証を含めた常に最新の知見を集約できるようその運用体制を構築し、その結果を安全規制に反映すること。また、原子力規制委員会は、原子力の安全の確保のうちその実施に関するものに責務を有する組織とされたことに鑑み、核燃料再処理の問題も含めた原子力利用全体の安全性についても担うこと。

十七、原子力規制委員会が原子力事故調査を行う場合には、過去の原子力行政において事故やトラブルが隠蔽されてきたことへの反省に立ち、全ての情報を速やかに公開することを旨とすること。また、原子炉等規制法に基づく従業者申告制度の見直しを行い、より実効的なものとする。

十八、原子力発電所の再起動については、「事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならない」との目的に照らし、万が一の重大事故発生時への対応策も含め、ストレステストや4大臣会合による安全性の判断基準などの妥当性に関して、原子力規制委員会において十分に検証した上で、その手続を進めること。

十九、防災対策を確実に実施するため、実施機関及び支援機関の役割、責任について、法令、防災基本計画、地域防災計画、各種マニュアル等において明確にするとともに、これに必要な人員を十分確保すること。また、これらについて、その妥当性、実効可能性を確認する仕組みを検討すること。併せて、地域防災計画策定において安定ヨウ素剤の配付等を含めた住民等のニーズに対応した仕組みを検討すること。

二十、原子力発電所事故による周辺環境への影響の度合いや影響を与える時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件等により異なることから、原子力発電所ごとに防災対策重点地域を詳細に検討し、地方公共団体と連携をして地域防災計画等の策定に活かすこと。

二十一、原子力事業者が行う防災訓練は、原子力事故の際に柔軟な危機対応能力を発揮して対処することの重要性に鑑み、抜き打ち訓練、想定外も盛り込んだブラインド訓練を含め、重大事故の発生を含めた厳しい条件を設定して行い、その実効性を確保すること。

二十二、シビアアクシデント対策やバックフィット制度の導入に当たっては、推進側の意向に左右されず、政府が明言する世界最高水準の規制の導入を図ること。また、発電用原子炉の運転期間40年の制限制度については、既設炉の半数近くが運転年数30年を経過していることから、既存の高経年化対策等との整合性を図るとともに、今後増加が見込まれる廃炉について、その原子炉施設や核燃料物質などの処分の在り方に関し、国としての対策を早急に取りまとめること。

二十三、本法附則に基づく改正原子炉等規制法の見直しにおいては、速やかに検討を行い、原子力

安全規制の実効性を高めるため、最新の科学的・技術的知見を基本に、国際的な基準・動向との整合性を図った規制体系とすること。特に、審査・検査制度については、諸外国の例を参考に、これが形骸化することがないように、原子力規制委員会が厳格かつ実効的な確認を行うとともに、事業者が常に施設の改善を行わなければならないような規制体系を構築すること。

二十四、政府は、東日本大震災により甚大な被害が生じたことを踏まえ、原子力災害を含む大規模災害へのより機動的かつ効果的な対処が可能となるよう、大規模災害への対処に当たる政府の組織の在り方について、米国のFEMA(連邦緊急事態管理庁)なども参考に抜本的な見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

二十五、原子力規制委員会の予算については、独立性確保の観点から、諸外国の例などを参考に、独自の財源の確保の在り方を検討すること。

二十六、従来からの地方公共団体と事業者との間の原子力安全協定を踏まえ、また、原子力の安全規制及び災害対策における地方公共団体の役割の重要性に鑑み、本法施行後1年以内に地方公共団体と国、事業者との緊密な連携協力体制を整備するとともに、本法施行後3年以内に諸外国の例を参考に望ましい法体系の在り方を含め検討し、必要な措置を講ずること。

二十七、国会に置かれた東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書については、原子力安全規制組織にとどまらず、原子力の安全規制及び災害対策に関しても十分に検討し、本法施行後3年にかかわらず、速やかに必要な措置を講ずること。

二十八、政府は、東京電力福島第一原子力発電所の事故の反省を深く心に刻み、毎年3月11日に、全国の原子力発電所の安全性の総点検、原子力防災体制の確認、政府の原子力規制に関する取組の公表等を行い、二度と重大事故を起こすことのないよう、自らの取組を見直す機会とすること。右決議する。

離島振興法の一部を改正する法律案(衆第20号)

(衆議院 24.6.15可決 参議院 6.18国土交通委員会付託 6.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における離島の社会経済情勢に鑑み、離島振興法の有効期限を10年延長するとともに、離島振興施策の一層の充実強化を図るため、所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、目的規定において、離島の国家的国民的役割及び離島の置かれた現状と背景をより明確にするとともに、離島振興の目的として、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況の改善や、定住の促進などについて明記する。

二、基本理念及び国の責務規定を新設し、離島の振興のための施策は、離島の国家的国民的役割が十分に発揮されるよう、厳しい自然的社会的条件の改善、地域間交流の促進、無人島の増加や人口の大幅減少の防止、定住の促進が図られることを旨として講ぜられなければならないこととするとともに、国は基本理念にのっとり、離島の振興のための施策を総合的・積極的に講ずる責務があることとする。

三、離島振興の実施体制の強化等を図るため、主務大臣の追加を行うとともに、主務大臣は、毎年、離島の振興に関して講じた施策について、国土審議会に報告することとする。

四、離島振興基本方針及び離島振興計画に係る規定の整備を図るとともに、基本的施策の充実を図る。

五、財政上及び税制上の措置や公共事業予算の明確化についての特別な配慮について定めるとともに、離島活性化交付金等の交付について定める。

六、政府は、地域の創意工夫を生かした離島の振興を図るため、離島特別区域制度の創設について総合的に検討を加え、必要な措置を講ずることとする。

七、離島振興法の有効期限を10年延長し、平成35年3月31日限りその効力を失うものとする。

八、この法律は、平成25年4月1日から施行する。ただし、七及びこれに伴う規定の整備等は、公

布の日から施行する。

【附帯決議】(24.6.19国土交通委員会議決)

離島は四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ、高齢化が急速に進展する等、他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件の下にある。このため、離島における安全で安心な島民の生活を確保し、定住の促進を図ることは喫緊の課題であり、かかる見地から、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 本法の最大の特徴の一つであるソフト事業支援施策については、介護、自然環境、再生可能エネルギーを始め、交通・情報通信、産業・雇用、医療・福祉、教育、防災・減災の分野といった多岐にわたるものであり、具体的かつ充実した施策の実施に努め、離島住民の定住に資するものとする。例えば、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化に資するための施策の充実等について検討を加え、所要の措置の実現を図ること。とりわけ創設した離島活性化交付金制度については積極的かつきめ細やかな活用を図ること。

二 改正後の離島振興法第7条の2の規定による離島活性化交付金等事業計画に記載する事業等として、離島漁業再生支援交付金、携帯電話等エリア整備事業、へき地保健医療対策費、医療施設等設備整備費、医療施設等施設整備費、離島流通効率化事業及び離島高校生修学支援事業を盛り込むとともに、離島の妊婦の健康診査の受診及び出産に対する支援等新たな国の離島活性化に資するソフト事業についても盛り込むこと。

また、改正後の離島振興法第7条の4の規定により公表することとする事業等としては、地域公共交通確保維持改善事業及び離島ガソリン流通コスト支援事業を盛り込むこと。

三 離島航路・航空路は離島住民の生活にとって欠かせない生命線であり、いわゆる「海の国道」として重要な役割を担っている航路もあることを踏まえ、必要な支援を行うこと。また、離島航路・航空路の安定的な維持が離島における定住の促進に欠かせないことから、その支援に関して必要となる新たな法制の整備を含め支援の在り方について検討すること。あわせて、国と地方の適切な役割分担も踏まえて、離島の道路の国道指定について柔軟な運用を図ること。

四 政府において、災害時多目的船(病院船)を導入・運用する際は、災害時等以外の平時における離島住民の検診・医療等への活用について検討すること。また、災害時の離島の孤立防止等のため、離島における飛行艇の定期的な活用も併せて検討するとともに、ヘリポートの整備を推進すること。

五 学校は離島定住促進の条件として極めて重要な施設であることに鑑み、こうした教育施設の維持及び存続について可能な限り支援すること。

六 離島特別区域制度について、その制度の詳細設計を定めた新たな法制の整備を早急に検討すること。その際、既存の復興特別区域制度等を参考とし、厳しい自然的社会的条件の下にある離島の活性化と定住の促進に資する規制の特例措置、金融・財政上の措置などを盛り込むこと。

七 離島振興の成功事例を収集し、離島関係自治体への周知の徹底に努めること。

八 本委員会は、附則第5条に規定する「早急に」は、「1年以内」と認識する。

右決議する。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(衆第21号)

(衆議院 24.6.15可決 参議院 6.18厚生労働委員会付託 6.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の有効期限を平成29年8月6日まで5年間延長しようとするものである。

なお、この法律は公布の日から施行する。

公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(衆第22号)

(衆議院 24. 8. 28可決 参議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、衆議院議員の選挙制度をめぐる現状に鑑み、平成22年の国勢調査の結果に基づく衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の作成に当たり、各選挙区間における人口較差を緊急に是正するとともに、衆議院議員の定数の削減及びこれに伴い民意が過度に集約されないようにするための臨時的措置を緊急に講じようとするものである。

養ほう振興法の一部を改正する法律案(衆第23号)

(衆議院 24. 6. 19可決 参議院 6. 19農林水産委員会付託 6. 20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近年の養蜂を取り巻く環境の変化、農作物等の花粉受精において養蜂が果たす役割の重要性等に鑑み、養蜂の振興を図るため、養蜂業者に課されている養蜂の届出義務を養蜂業者のほか蜜蜂の飼育を行う者にも課するとともに、蜂群配置の適正等を図るための都道府県の措置、蜜源植物の保護及び増殖に関する施策等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、目的の改正

法の目的において、養蜂を取り巻く環境の変化、農作物等の花粉受精において養蜂が果たす役割の重要性等について言及するとともに、増産を図る対象にローヤルゼリー等の蜜蜂による生産物を加えることとする。

二、養蜂の届出義務の見直し

- 1 養蜂業者に課されている養蜂の届出義務を、養蜂業者のほか蜜蜂の飼育を行う者にも課することとする。ただし、養蜂業者以外の者が蜜蜂の飼育を行う場合であって、農作物等の花粉受精の用に供するために蜜蜂の飼育を行う場合その他の蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合として農林水産省令で定める場合は、届出を要しないこととする。
- 2 1の農林水産省令は、各都道府県における養蜂の実情その他の事情を勘案して定めることとする。

三、蜜蜂の適切な管理

蜜蜂の飼育を行う者は、衛生的な飼養管理を行う等蜜蜂の適切な管理に努めることとするとともに、都道府県は、蜜蜂の適切な管理が確保されるよう、蜜蜂の管理に関する指針の策定及び周知その他の必要な措置を講ずることとする。

四、蜜源植物の保護及び増殖

国及び地方公共団体は、蜜源植物の病虫害の防除及び蜜源植物の増殖に係る活動への支援その他の蜜源植物の保護及び増殖に関し必要な施策を講ずることとする。

五、蜂群配置の適正等を図るための都道府県の措置等

- 1 都道府県は、当該都道府県の区域における蜂群配置の適正及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜜蜂の飼育の状況及び蜜源の状態の把握、蜂群配置に係る調整、転飼の管理その他の必要な措置を講ずることとする。
- 2 都道府県は、1の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、養蜂業者、養蜂業者が組織する団体その他の関係者に対し、蜜蜂の飼育の状況並びに蜜蜂の譲渡及び貸出しの状況の把握に関し、情報の提供その他の必要な協力を求めることができることとする。

六、報告及び立入検査

都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所、事業所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができることとする。

七、罰則規定の見直し

罰金及び過料の額を引き上げるとともに、規定の整備を行うこととする。

八、施行期日

この法律は、平成25年1月1日から施行することとする。

社会保障制度改革推進法案(衆第24号)

(衆議院 24.6.26可決 参議院 7.11社会保障と税の一体改革に関する特別委員会付託 8.10本会議可決)

【要旨】

本法律案は、安定した財源を確保しつつ持続可能な制度の確立を図るため、社会保障制度改革について、その基本的な考え方その他の基本となる事項を定めるとともに、社会保障制度改革国民会議を設置すること等により、これを総合的かつ集中的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 社会保障制度改革は、自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと、社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時に行い、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること等を基本として行われるものとする。
- 二 国は、一にのっとり、社会保障制度改革に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 三 政府は、社会保障制度改革のために必要な法制上の措置については、この法律の施行後1年以内に、八の社会保障制度改革国民会議における審議の結果等を踏まえて講ずるものとする。
- 四 政府は、今後の公的年金制度については、財政の現況及び見通し等を踏まえ、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得るものとする。また、年金記録の管理の不備に起因した様々な問題への対処及び社会保障番号制度の早期導入を行うものとする。
- 五 政府は、国民負担の増大を抑制しつつ必要な医療を確保するとともに、医療保険制度について、財政基盤の安定化、国民の負担に関する公平の確保等を図るものとする。また、今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得るものとする。
- 六 政府は、介護保険の保険給付の対象となる介護サービスの範囲の適正化等による介護サービスの効率化及び重点化を図るとともに、国民の負担の増大を抑制しつつ必要な介護サービスを確保するものとする。
- 七 政府は、就労、結婚、出産、育児等の各段階に応じた支援を幅広く行い、待機児童に関する問題を解消するための即効性のある施策等の推進に向けて、必要な法制上又は財政上の措置等を講ずるものとする。
- 八 内閣に、委員20人以内をもって組織する社会保障制度改革国民会議を置く。委員は優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命する。委員は国会議員を兼ねることを妨げない。
- 九 この法律は、公布の日から施行する。
- 十 政府は、生活保護制度に関し、必要な見直しを行うものとする。

【附帯決議】(24.8.10社会保障と税の一体改革に関する特別委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一、社会保障給付とこれに要する費用の負担の在り方については、受益と負担の適切な関係の確保、社会保障給付における均衡の確保及び国民の負担の適正化と負担の公平を図り、全体として均衡と整合性がとれたものとする。

右決議する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する

法律案(衆第25号)

(衆議院 24. 6. 26可決 参議院 7. 11社会保障と税の一体改革に関する特別委員会付託 8. 10本会議可決)

【要旨】

本法律案は、認定こども園制度を拡充し、満3歳以上の子どもに対する教育及び保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行う幼保連携型認定こども園に関する制度を創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、目的規定の改正

幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを明記する。

二、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の充実

- 1 都道府県知事は、都道府県の条例で定める要件を満たした施設について、その設置者が欠格事由に該当する場合及び供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認定するものとする。当該認定に当たっては、都道府県知事は、当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長に協議しなければならない。
- 2 認定こども園において教育又は保育を行うに当たっては、幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を踏まえて行わなければならない。

三、幼保連携型認定こども園

- 1 幼保連携型認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。
- 2 幼保連携型認定こども園においては、1の目的を実現するため、子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設としての保育並びにその実施する保護者に対する子育て支援事業の相互の有機的な連携を図りつつ、幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標を達成するよう教育及び保育を行うものとする。
- 3 幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項は、1の目的及び2の目標に従い、主務大臣が定める。当該事項を定めるに当たっては、幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性の確保並びに小学校における教育との円滑な接続に配慮しなければならない。
- 4 幼保連携型認定こども園に入園することのできる者は、満3歳以上の子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子どもとする。
- 5 幼保連携型認定こども園は、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のみが設置することができる。
- 6 都道府県は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。
- 7 幼保連携型認定こども園には、園長及び保育教諭を置かなければならないものとし、副園長その他必要な職員を置くことができる。保育教諭等は、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士の資格の登録を受けた者でなければならない。
- 8 市町村は、幼保連携型認定こども園の設置又は廃止等を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。
- 9 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園の設置又は廃止等を行おうとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。都道府県知事は、条例で定める基準を満たした施設について、その設置者が欠格事由に該当する場合及び供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、設置の認可をするものとする。当該認可に当たっては、都道府県知事は、

当該認可の申請に係る施設を設置しようとする場所を管轄する市町村の長に協議しなければならない。

四、主務大臣

主務大臣は、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣とする。

五、施行期日等

- 1 この法律は、原則として、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。
- 2 政府は、幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一体化を含め、その在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、2に定める事項のほか、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【附帯決議】(24.8.10社会保障と税の一体改革に関する特別委員会議決)

子ども・子育て支援法案(閣法第75号)と同一内容の附帯決議が行われている。

大都市地域における特別区の設置に関する法律案(衆第28号)

(衆議院 24.8.10可決 参議院 8.27総務委員会付託 8.29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地域の実情に応じた大都市制度の特例を設けるため、道府県の区域内において関係市町村を廃止し、特別区を設けるための手続並びに特別区と道府県の事務の分担並びに税源の配分及び財政の調整に関する意見の申出に係る措置について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律において「関係市町村」とは、人口2百万以上の指定都市又は一の指定都市及び当該指定都市に隣接する同一道府県の区域内の一以上の市町村であって、その総人口が2百万以上のものをいい、「関係道府県」とは、関係市町村を包括する道府県をいい、「特別区の設置」とは、関係市町村を廃止し、当該関係市町村の区域の全部を分けて定める区域をその区域として、特別区を設けることをいう。
- 二、特別区の設置を申請しようとする関係市町村及び関係道府県は、特別区設置協定書の作成その他特別区の設置に関する協議を行う特別区設置協議会を置くものとする。
- 三、特別区設置協定書は、特別区の設置の日その他特別区の設置に関し必要な事項について、作成するものとする。関係市町村の長及び関係道府県の知事は、特別区設置協定書に、特別区とこれを包括する道府県の事務の分担並びに税源の配分及び財政の調整の在り方に関し政府が法制上の措置その他の措置を講ずる必要があるものを記載しようとするときは、共同して、あらかじめ総務大臣に協議しなければならない。
- 四、関係市町村の長及び関係道府県の知事は、特別区設置協定書について、それぞれの議会の承認を求め、その結果を特別区設置協議会並びに他の関係市町村の長及び関係道府県の知事に通知しなければならない。特別区設置協議会は、全ての関係市町村の長及び関係道府県の知事から議会が承認した旨の通知を受けたときは、その日を関係市町村の選挙管理委員会及び総務大臣に通知しなければならない。
- 五、四の通知を受けた関係市町村の選挙管理委員会は、特別区の設置について選挙人の投票に付きなければならない。
- 六、関係市町村及び関係道府県は、全ての関係市町村の五による投票においてそれぞれその有効投票の総数の過半数の賛成があったときは、共同して、総務大臣に対し、特別区の設置を申請することができる。
- 七、特別区の設置は、六の申請に基づき、総務大臣がこれを定めることができる。

- 八、一の道府県の区域内の全ての特別区及び当該道府県は、それぞれの議会の議決を経て、共同して、特別区とこれを包括する道府県の事務の分担並びに税源の配分及び財政の調整の在り方に関し、政府に対し意見を申し出ることができる。政府は必要があると認めるときは、当該意見の趣旨を尊重し、速やかに必要な法制上の措置その他の措置を講ずる。
- 九、この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

古典の日に関する法律案(衆第30号)

(衆議院 24.8.24可決 参議院 8.27文教科学委員会付託 8.29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、古典が、我が国の文化において重要な位置を占め、優れた価値を有していることに鑑み、古典の日を設けること等により、様々な場において、国民が古典に親しむことを促し、その心のよりどころとして古典を広く根づかせ、もって心豊かな国民生活及び文化的で活力ある社会の実現に寄与しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律において「古典」とは、文学、音楽、美術、演劇、伝統芸能、演芸、生活文化その他の文化芸術、学術又は思想の分野における古来の文化的所産であって、我が国において創造され、又は継承され、国民に多くの恵沢をもたらすものとして、優れた価値を有すると認められるに至ったものをいうこと。
- 二、国民の間に広く古典についての関心と理解を深めるようにするため、古典の日を設けることとし、これを11月1日とすること。
- 三、国及び地方公共団体は、古典の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとするとともに、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場において、国民が古典に親しむことができるよう、古典に関する学習及び古典を活用した教育の機会の整備、古典に関する調査研究の推進及びその成果の普及その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 四、この法律は、公布の日から施行すること。

カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律案(衆第31号)

(衆議院 24.8.24可決 参議院 8.27厚生労働委員会付託 8.29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、食品を介してポリ塩化ビフェニル等を摂取したこと等を原因とする特殊な健康被害その他のカネミ油症患者が置かれている事情に鑑み、カネミ油症患者に関する施策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、基本指針の策定について定めるとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、カネミ油症患者に関する施策を総合的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 基本理念

カネミ油症患者に関する施策は、適切な医療の確保、生活の質の維持向上、診断等の技術の向上及び成果の普及等、カネミ油症患者等の人権の尊重等に関する事項を基本理念として行われなければならない。

二 国等の責務

国は、一にのっとり、カネミ油症患者に関する施策を総合的に策定し実施する責務を、関係地方公共団体は、一にのっとり、その地域の特性に応じた施策を策定し実施する責務を、原因事業者は、カネミ油症患者に対する医療費の支払その他被害の回復を誠実に行うとともに、国及び関係地方公共団体が講ずる施策に協力する責務を有する。

三 基本指針及び基本的施策

- 1 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針を策定しなければならない。

- 2 国等は、医療費の支払等の支援、健康状態の把握、診断基準の見直し並びに調査及び研究の促進等、医療提供体制の確保、情報の収集提供体制の整備等に係る必要な施策を講ずるものとする。

四 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 政府は、施行後3年を目途として、施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 3 原因事業者の事業の継続が困難となることが明らかとなった場合には、この法律の規定について速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

【附帯決議】(24.8.28厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行及び今後の施策の実施に当たり、カネミ油症患者の要望及び意見に配慮しつつ、次の事項について遺漏なきを期すべきである。

- 一、原因事業者であるカネミ倉庫への支援が、カネミ油症患者の生活の質の維持向上に資するものとなるよう、カネミ倉庫の事業の実施状況等を十分に把握し、必要な指導を行うこと。
- 二、健康実態調査及び健康調査支援金については、必要な予算を確保するとともに、調査の実施に当たっては、高齢の患者等の負担の軽減に配慮すること。
- 三、診断基準の見直しに当たっては、事件当時の同居家族で健康被害を受けた者が、家族内で認定結果が分かれることのないよう、診断基準を拡大する方向で速やかに結論をとりまとめるよう、油症治療研究班に要請すること。
- 四、本法に基づく施策が、その基本理念に沿って、適切に実施されていることを検証するため、関係省庁、原因事業者であるカネミ倉庫、被害者の三者による定期的な協議の場を設けること。
- 五、カネミ油症患者に関する施策が総合的に推進されるよう、厚生労働省、農林水産省その他関係省庁による定期的な協議の場を設けること。

右決議する。

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案(衆第33号)

(衆議院 24.8.28可決 参議院 8.28環境委員会付託 8.29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近の動物の愛護及び管理に関する状況に鑑み、動物取扱業の適正化を図るとともに、動物の適正な飼養及び保管を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、現行の動物取扱業を第一種動物取扱業とし、第一種動物取扱業者のうち犬猫等販売業者は、出生後56日未満の犬又は猫の引渡し等をしてはならないこととする。
- 二、一定の飼養施設を設置して動物の取扱業(第二種動物取扱業)を行おうとする者は、飼養施設を設置する場所ごとに都道府県知事に届け出なければならないこととする。
- 三、動物の所有者は、所有する動物がその命を終えるまで適切に飼養することに努めなければならないこととする。
- 四、都道府県等は、犬猫等販売業者から犬又は猫の引取りを求められた場合その他の終生飼養の責務の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合には、その引取りを拒否することができることとする。
- 五、都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある一定の事態が生じていると認めるときは、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができることとする。
- 六、都道府県が定める動物愛護管理推進計画の事項に、災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策を追加する。
- 七、愛護動物に対する殺傷罪等の罰則を強化する。

八、この法律は、一部の規定を除いて、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(24.8.28環境委員会議決)

政府は、動物の愛護及び管理の一層の推進が人と動物の共生する社会の実現に不可欠であることに鑑み、本法を施行するに当たっては、次の事項に留意し、その運用について万全を期すべきである。

一、動物取扱業者による不適正な飼養・保管及び販売が後を絶たない現状に鑑み、動物取扱業者に対する立入検査を積極的に行い、必要があれば勧告、改善命令、措置命令及び取消し等の行政処分並びに刑事告発も適切に行うよう、関係地方自治体を指導すること。

二、第二種動物取扱業の導入に当たっては、不適正飼養が疑われる一部の動物愛護団体の施設への立入検査等を着実にを行う一方で、犬猫の殺処分頭数の減少に寄与している多くの動物愛護団体の活動に影響を及ぼさないよう配慮すること。また、地方自治体の判断で動物愛護団体を届出の対象外とする場合には、団体によって不公平な取扱いとならないよう明確な基準等を基に審査を行い、客観性を十分に担保することを地方自治体に徹底させること。

三、マイクロチップを装着させるために必要な規制の在り方については、狂犬病予防法における登録率及び予防注射の接種率の向上に一定の効果が想定されることを踏まえ、同法との連携強化を図りつつ、これを早急に検討すること。なお、マイクロチップの規格及びデータベースで混乱を来さないよう、官民協働により早期の統一化を目指すこと。

四、動物看護師(仮称)については、本法の改正に伴い業務量が増大することが予想される獣医師の補助者として果たすべき重大な役割及び責任に鑑み、資格要件の基準の策定及び技術向上に向けた環境の整備等を関係府省間で十分な連携を図りながら行うとともに、将来的な国家資格又は免許制度の創設に向けた検討を行うこと。また、動物看護師を含む動物取扱責任者の資格要件についても早急に整理すること。

五、動物の死体については、我が国の伝統的な動物観や近年における動物愛護の精神の浸透を踏まえて取り扱うよう努めること。また、動物葬祭業に対する法規制の在り方についても、火葬・埋葬施設等の需要の拡大とともに問題事案が増加する中で一部の地方自治体が条例で規制を行っている現状に鑑み、動物の生命尊重を目的の一つに掲げる本法の中に組み入れる選択肢も含めて早急に検討を行い、必要な措置を講ずること。

六、犬猫の引取り数の減少が殺処分頭数の減少に寄与することに鑑み、引取りの要件を厳格化し、引取りを繰り返す者や不妊去勢手術を怠ってみだりに繁殖させた者からの引取りを拒否できるようにするなど、引取り数の更なる減少を目指すこと。また、飼い主の所有権放棄により引き取られた犬猫も譲渡対象とし、インターネットの活用等により譲渡の機会を増やすこと等を通じて、殺処分頭数をゼロに近付けることを目指して最大限努力するよう、各地方自治体を指導すること。

七、実験動物の取扱いに係る法制度の検討に際しては、関係者による自主管理の取組及び関係府省による実態把握の取組を踏まえつつ、国際的な規制の動向や科学的知見に関する情報の収集に努めること。また、関係府省との連携を図りつつ、3R(代替法の選択、使用数の削減、苦痛の軽減)の実効性の強化等により、実験動物の福祉の実現に努めること。

八、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の合意の下に管理する地域猫対策は、猫に係る苦情件数の低減及び猫の引取り頭数の減少に効果があることに鑑み、官民挙げて一層の推進を図ること。なお、駆除目的に捕獲された飼い主のいない猫の引取りは動物愛護の観点から原則として認められないが、やむを得ず引き取る際には、猫の所有者又は占有者を確認しつつ関係者の意向も踏まえた上で、引取り後に譲渡の機会が得られるよう最大限努力するよう、各地方自治体を指導すること。

九、動物愛護推進員の多寡が東日本大震災における被災動物への対応に大きな差異をもたらした教訓を踏まえ、現在は未委嘱の地方自治体に対して推進員の早急な委嘱を促すこと。なお、委嘱に際しては、動物愛護管理に係る施策の担い手となり得る獣医系大学又は動物専門学校等の卒業生

も積極的に活用することを推奨するとともに、動物愛護推進員が動物取扱業者等による不適正飼養等の事案に積極的に関与できるようにすること。

十、被災動物への対応については、東日本大震災の経験を踏まえて、動物愛護管理推進計画に加えて地域防災計画にも明記するよう都道府県に働きかけること。また、牛や豚等の産業動物についても、災害時においてもできるだけ生存の機会を与えるよう尽力し、止むを得ない場合を除いては殺処分を行わないよう努めること。

十一、犬猫等収容施設の拡充、飼い主のいない猫の不妊去勢手術の促進、動物愛護推進員の活動の強化等動物愛護管理に係る諸施策を着実に実施するため、地方自治体に対する財政面での支援を拡充すること。

右決議する。

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案(衆第34号)

(衆議院 24.9.6可決 参議院 9.6厚生労働委員会付託 9.7本会議可決)

【要旨】

本法律案は、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)に基づく給付金の支給の請求の状況等に鑑み、給付金の請求期限の延長等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 給付金の請求期限

給付金の支給の請求期限を5年間延長し、次に掲げる日のいずれか遅い日までとする。

- 1 特別措置法の施行の日から起算して10年を経過する日(平成30年1月15日)
- 2 損害賠償の訴えの提起又は和解若しくは調停の申立て(その相手方に国が含まれているものに限る。)を平成30年1月15日以前にした場合における当該損害賠償についての判決が確定した日又は和解若しくは調停が成立した日から起算して1月を経過する日

二 追加給付金の支給対象者

追加給付金の対象となり得る期間を10年間延長し、追加給付金の支給対象者を、給付金の支給を受けた特定C型肝炎ウイルス感染者であって、身体的状況が悪化したため、当該給付金の支給を受けた日から起算して20年以内に新たに次に掲げる者のいずれかに該当するに至ったものとする。

- 1 慢性C型肝炎が進行して、肝硬変若しくは肝がんに罹患し、又は死亡した者
- 2 慢性C型肝炎に罹患した者

三 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法案(衆第38号)

(衆議院 24.9.6可決 参議院 9.6厚生労働委員会付託 9.7本会議可決)

【要旨】

本法律案は、子育てと就業との両立が困難であること等母子家庭の母及び父子家庭の父が置かれている特別の事情に鑑み、母子家庭及び父子家庭の福祉を図るため、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 厚生労働大臣は、母子及び寡婦福祉法に規定する基本方針において、都道府県等は、同法に基づく自立促進計画において、父子家庭の父の就業の支援に関する事項を定めるものとする。
- 二 厚生労働大臣は、基本方針について、都道府県等は、自立促進計画について基本方針に即し、母子家庭の母及び父子家庭の父の安定した就業を確保するための支援に特別の配慮がなされたも

のとしなければならない。

- 三 厚生労働大臣及び関係行政機関の長は、基本方針において母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に関する施策の充実が図られるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。
- 四 国及び地方公共団体は、就業の促進措置を講ずるに当たり、情報通信技術等に関する職業能力の開発等、多様な就業の機会の確保及びこれらに関する業務に従事する人材の養成等に留意しなければならない。
- 五 政府は、毎年1回、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。
- 六 国は、民間事業者に対し、母子家庭の母及び父子家庭の父の優先雇用その他の就業の促進を図るために必要な協力を求めるように努めるものとする。
- 七 国等は、母子福祉団体等の受注機会の増大を図るため、優先的に母子福祉団体等から物品及び役務を調達するように努めなければならない。
- 八 地方公共団体等は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るために必要な施策等を講ずるように努めるものとする。
- 九 国は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるように努めなければならない。
- 十 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

予 算

平成二十三年年度一般会計補正予算(第4号)

平成二十三年年度特別会計補正予算(特第4号)

(衆議院 24. 2. 3可決 参議院 2. 3予算委員会付託 2. 8本会議可決)

【概要】

平成23年12月20日、平成二十三年度第4次補正予算が閣議決定された。同補正予算は、歴史的な水準で推移する円高、タイの洪水被害、欧州債務危機など経済の先行き不透明感が広がる中、中小企業の資金繰り支援、高齢者・子育て・福祉等関係経費や災害対策等義務的経費の追加などを行うために編成された。

歳出面では、義務的経費等の追加として、災害対策費67億円、生活保護費等負担金等1,339億円、その他の経費として、中小企業金融関係経費7,413億円、高齢者医療・子育て・福祉等関係経費4,939億円、環境対応車普及促進対策費3,000億円、国際分担金及び拠出金1,875億円、食と農林漁業の再生に必要な経費1,574億円等のほか、地方交付税交付金3,608億円が計上される一方、既定経費の減額1兆4,227億円が行われている。

歳入面では、最近までの収入実績等を勘案し、租税及印紙収入1兆1,030億円の増収等とともに、その他収入88億円の増収を見込むほか、公債金について、「財政法」第4条第1項ただし書の規定による公債の増発1兆580億円を行う一方、「平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律」第2条第1項の規定による公債を1兆580億円減額することとしている。

以上の結果、一般会計の歳入歳出の純追加1兆1,118億円を加えた補正後の規模は、107兆5,105億円となった。

平成二十三年度第4次補正予算のフレーム

(単位：億円)

| 歳出 | | 歳入 | |
|-----------------------|----------|-------------|----------|
| 1. 義務的経費等の追加 | 1,406 | 1. 租税及印紙収入 | 11,030 |
| (1) 災害対策費 | 67 | 2. 政府資産整理収入 | 36 |
| (2) 生活保護費等負担金等 | 1,339 | 3. 雑収入 | 52 |
| 2. その他の経費 | 20,331 | 4. 公債金 | |
| (1) 中小企業金融関係経費 | 7,413 | 公債金 | 10,580 |
| (2) 高齢者医療・子育て・福祉等関係経費 | 4,939 | 特例公債金 | △ 10,580 |
| (3) 環境対応車普及促進対策費 | 3,000 | | |
| (4) 国際分担金及び拠出金 | 1,875 | | |
| (5) 食と農林漁業の再生に必要な経費 | 1,574 | | |
| (6) その他 | 1,530 | | |
| 3. 地方交付税交付金 | 3,608 | | |
| 4. 既定経費の減額 | △ 14,227 | | |
| 歳出計 | 11,118 | 歳入計 | 11,118 |

平成二十四年度一般会計予算
平成二十四年度特別会計予算
平成二十四年度政府関係機関予算

(衆議院 24.3.8可決 参議院 3.8予算委員会付託 4.5本会議否決※)

※24.4.5、衆議院へ返付。衆議院、両院協議会請求。4.5、両院協議会成案を得ず。4.5、憲法第60条第2項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となる。

【概要】

日本経済は、平成23年3月11日の東日本大震災により、サプライチェーンの寸断、電力供給の問題、原発事故の影響等から、一旦、大きく落ち込んだものの、生産などは夏頃までに急速に持ち直し、震災前の水準に近づいた。しかし、欧州の債務問題、新興国経済の減速など、海外経済の成長鈍化が次第に顕著になり始め、更に、夏頃より円高が急激に進み1ドル76円～77円台の水準で高止まりするなど、その影響が懸念されるようになった。他方、既に主要先進国で最悪の水準にあった我が国の財政状況は、震災対応の補正予算の編成もあり、国債発行額は大幅に膨らみ、23年度3次補正後の公債依存度(復興債を含む)が5割を超えるなど、一段と厳しさを増した。

こうした経済財政状況の中、23年9月に発足した野田内閣初の当初予算編成となる平成二十四年度予算は、(1)東日本大震災からの復興、経済分野のフロンティアの開拓、分厚い中間層の復活、農林漁業の再生、エネルギー・環境政策の再設計の5つの重点分野を中心に日本再生に全力で取り組む、(2)地域主権改革を確実に推進するとともに、既存予算の不断の見直しを行う、(3)新規国債発行額(復興債を除く)は、中期財政フレームにのっとり、平成23年度の水準である約44兆円を上回らないよう全力を挙げることを基本方針として編成され、23年12月24日に閣議決定された。

平成二十四年度予算の一般会計予算規模は90兆3,339億円、対前年度当初予算比2.2%減となり、6年ぶりに前年度当初予算を下回った。そのうち、国債費は21兆9,442億円、同1.8%増と4年連続の増加で、公債残高の累増を受け、債務償還額の増加が目立った。また、歳出総額から国債費を除いた基礎的財政収支対象経費は、同3.5%減の68兆3,897億円となり、年金差額分(基礎年金国庫負担割合2分の1と36.5%の差額)を除き68.4兆円以下に抑制するとした中期財政フレームに収まる形となった。ただし、年金差額分と24年度当初予算から東日本大震災復興特別会計に計上することになった復興経費を加えると、予算規模は96兆円を超える。

基礎的財政収支対象経費の内訳を見ると、地方交付税等は16兆5,940億円、同1.1%減と2年連続の減額となったが、交付税及び譲与税配付金特別会計の出口ベースでは17兆4,545億円と5年連続の増加となった。

社会保障関係費は26兆3,901億円、同8.1%減となったが、年金差額分を除いたベースで比較すると同0.4%増となる。過去の物価下落時に年金の物価スライドを行わなかったことによる年金特例水準の解消、子ども手当の見直し等の歳出削減の一方、診療報酬のプラス改定(0.004%)等が行われた。また、年金差額分は年金交付国債(仮称)によって確保し、その償還財源には税制抜本改革による消費税増収分の一部を充てることとされた。なお、年金差額分については、国会審議を経て、年金交付国債関連の規定は関連法案から削除されることとなり、交付国債に代わる財源については、別途、政府が法案(財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律案)の政府修正により措置を講じたが、同法案は今国会において廃案となった。

文教及び科学振興費は5兆4,057億円、同1.9%減となった。少子化の影響による教職員数の自然減がある一方、小学2年生への35人学級の拡大、低所得世帯の学生等を対象とした新奨学金の創設等に係る経費が計上された。また、科学技術振興費は1兆2,943億円、同3.1%減となり、提言型政策仕分け等を踏まえ高速増殖炉サイクル研究開発に係る経費を縮減する一方、放射線量把握の環境モニタリングの強化、除染技術の開発など原発事故関連の予算が増加された。

公共事業関係費は4兆5,734億円、同8.1%減となったが、復興分を含めたベースでは5兆3,022億円、同6.6%増となり、11年ぶりにプラスに転じた。大都市圏環状道路の整備、首都圏空港の機

能強化のほか、懸案と言われてきた八ッ場ダムの建設関連の予算が計上された。また、整備新幹線は、建設費は706億円と前年度と同額だが、JR各社の同意など条件等が整い次第、北海道新幹線（新函館・札幌間）、北陸新幹線（金沢・敦賀間）、九州新幹線（諫早・長崎間）が着工される。

そのほか、防衛関係費が4兆7,138億円、同1.3%減、経済協力費が5,216億円、同1.6%減、中小企業対策費が1,802億円、同8.5%減などとなった。

なお、東日本大震災復興特別会計に計上された復興関連経費は、東日本大震災復興経費3兆2,500億円のほか、東日本大震災復興・復興予備費4,000億円、復興債の償還・利払費等1,253億円となった。

各経費の動向を見ると、社会保障関係費の実質増加を他の経費の抑制で賄う基本的な構図が続いているが、平成二十四年度予算では、年金差額分の年金交付国債への振り替えや復興関連経費の特別会計への計上などもあり、実質的な歳出増加が一段と顕著になっている。

歳入では、一般会計税収は42兆3,460億円、同3.5%増となった。税収はリーマンショック後の景気後退により大きく落ち込んだ後、景気の持ち直しを背景に22年度に回復に転じたが、依然として40兆円台前半の水準にとどまっている。その他収入は3兆7,439億円、同47.9%減となった。近年、特別会計や独立行政法人の剰余金等の活用で多額のその他収入が計上されてきたが、こうしたいわゆる埋蔵金の要因が剥落してきたため、大幅減となった。公債金は44兆2,440億円で、前年度当初（44兆2,980億円）とほぼ同額となった。約44兆円以下という「中期財政フレーム」の枠組は維持されたものの、公債依存度は49.0%に上り、当初予算としては過去最悪となった。また、当初予算ベースで見て、22年度以降3年連続して国債発行額が税収を上回る異例の事態が続いている。

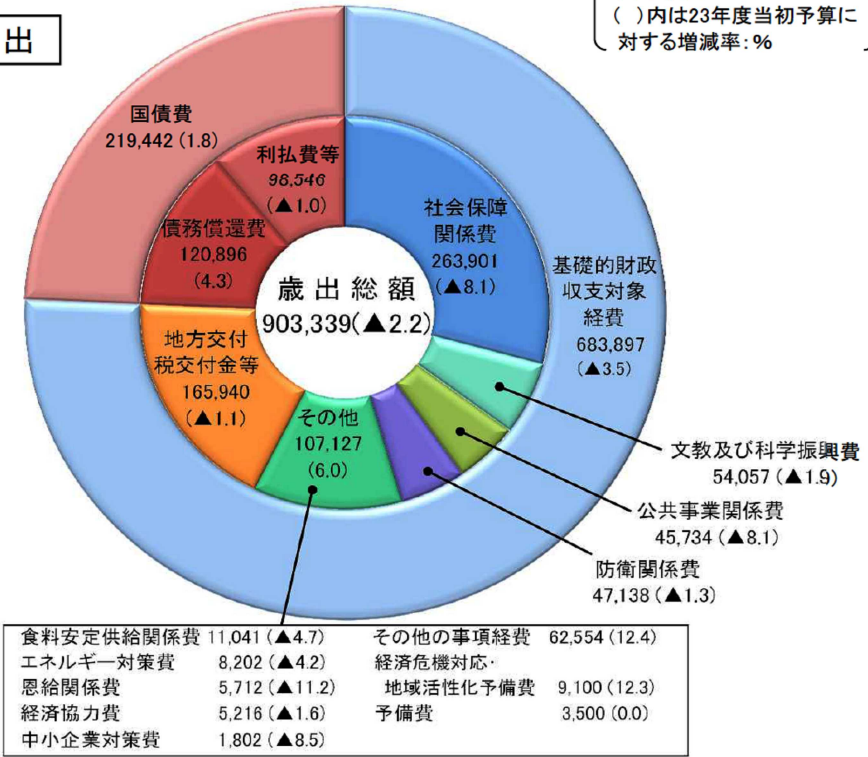
基礎的財政収支（一般会計）は22兆2,998億円の赤字で、前年度より4,000億円程度赤字幅が縮小するものの、年金交付国債に振り返られた年金差額分（2.6兆円）を考慮すれば、実質的には赤字幅は拡大する。

国と地方の長期債務残高は平成24年度末には約940兆円、GDPの約2倍に上る見込みで、主要先進国では最悪の水準となっている。日本の場合、経常収支が黒字であること、国債のほとんどが国内の資金で賄われていることなど、欧州債務危機に見舞われている国々とは異なる面もあるが、こうした状況も早晩、変化していくとの指摘も見られる。東日本大震災からの復興、そして高齢化への対応など、更なる財政需要の増加が必至の状況にあり、実効ある財政健全化への道筋をいかに示すかが大きな課題となっている。

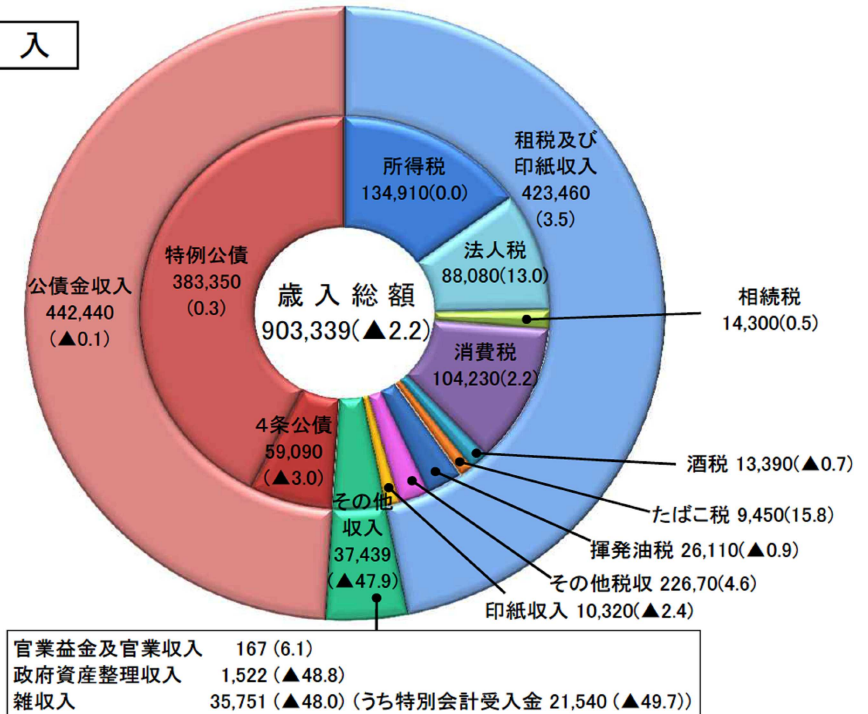
平成24年度一般会計予算の内訳

〔単位：億円
()内は23年度当初予算に
対する増減率：％〕

歳出



歳入



平成二十四年度一般会計暫定予算
平成二十四年度特別会計暫定予算
平成二十四年度政府関係機関暫定予算

(衆議院 24. 3. 30可決 参議院 3. 30予算委員会付託 3. 30本会議可決)

【概要】

平成24年3月29日、平成二十四年度暫定予算が閣議決定された。今回の暫定予算は、4月1日から6日までの期間について編成された。一般会計暫定予算は、歳出において、人件費や事務費等の経常的経費のほか、既定施策に係る経費について、暫定予算期間中の行政運営上必要最小限の金額を計上し、他方、歳入においては、暫定予算期間中の税収及びその他収入の見込額を計上することとされた。

以上の結果、一般会計暫定予算は、歳入総額118億円、歳出総額3兆6,105億円となり、歳出が歳入を3兆5,987億円超過しているが、その資金繰りについては、必要に応じて財務省証券を発行することができることとしている。

条 約

投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本協定は、我が国とパプアニューギニア独立国との間において、投資の促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化することを目的とするものである。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本協定は、我が国とコロンビア共和国との間において、投資の促進、保護及び自由化に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化することを目的とするものである。

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とジャージー政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本協定は、我が国とジャージーとの間で、国際的な脱税及び租税回避行為を防止するため、租税に関する情報交換を行うための詳細な枠組みを定めるとともに、我が国とジャージーとの間の人的交流を促進する観点から、退職年金等の特定の個人の所得についての課税の免除を規定するものである。

租税に関する情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とガンジー政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第4号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本協定は、我が国とガンジーとの間で、国際的な脱税及び租税回避行為を防止するため、租税に関する情報交換を行うための詳細な枠組みを定めるとともに、我が国とガンジーとの間の人的交流を促進する観点から、学生等特定の個人の所得についての課税の免除を規定するものである。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とポルトガル共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第5号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本条約は、人的交流、経済的交流等に伴って発生する国際的な二重課税を回避することを目的として、我が国とポルトガルとの間で課税権を調整するものである。

租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第6号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本条約は、国際的な脱税及び租税回避行為に対処することを目的として、各国の税務当局間における租税に関する情報交換、徴収共助及び送達共助の枠組み等について定めるものであり、欧州評議会閣僚委員会及び経済協力開発機構理事会において作成され、1988年(昭和63年)1月に採択された。さらに、2010年(平成22年)5月、この条約を改正する議定書(以下「改正議定書」という。)が採択された。

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第7号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本条約は、監護の権利の侵害を伴う国境を越えた子の連れ去り等が生じた場合に原則として常居所を有していた国に子を迅速に返還するための国際協力の仕組み、国境を越えた親子の接触の実現のための協力等について定めるものであり、1980年(昭和55年)10月に開催されたハーグ国際私法会議第14回会期において採択され、1983年(昭和58年)12月に効力を生じた。

欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件(閣条第8号)(先議)

(参議院 24.7.25外交防衛委員会付託 8.3本会議承認 衆議院 9.6承認)

【要旨】

欧州復興開発銀行(以下「銀行」という。)は、中欧及び東欧の諸国の政治的及び経済的改革を支援するため、複数政党制民主主義、多元主義及び市場経済の諸原則を誓約しかつ適用している中欧及び東欧の各国の市場指向型経済への移行等を促進することを目的として、1991年(平成3年)4月に設立された国際開発金融機関である。

2010年(平成22年)12月以降、急速な民主化等に伴う課題に直面したエジプトを始めアラブ諸国が国際社会に対して支援を求めたことを受け、2011年(平成23年)5月のG8サミットにおいて、銀行の業務の地理的範囲の拡大について要請がなされた。

この改正は、このような事情を踏まえ、同年9月30日にロンドンにおいて採択されたものであり、欧州復興開発銀行を設立する協定を改正し、銀行の業務の地理的範囲を地中海の南部及び東部の諸国に拡大すること並びに特別基金を通じた潜在的な受益国に対する支援を可能とすることについて定めるものである。

偽造品の取引の防止に関する協定の締結について承認を求めるの件(閣条第9号)(先議)

(参議院 24.7.25外交防衛委員会付託 8.3本会議承認 衆議院 9.6承認)

【要旨】

知的財産権に関する執行に係る国際約束としては、1995年(平成7年)に世界貿易機関の設立に際して知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(以下「TRIPS協定」という。)が発効したが、その後、知的財産権の侵害手法の高度化、デジタル技術の発展等により、偽造品等による知的財産権の侵害が増大したこと等を背景に、模倣品及び海賊版対策のために知的財産権に関する執行のためのより効果的な法的枠組みを策定するため交渉が行われた結果、2011年(平成23年)4月15日にこの協定が採択された。

この協定は、知的財産権を侵害する物品の拡散を防止するため、知的財産権に関する効果的な執行の枠組み等について定めるものであり、前文及び本文45箇条から成り、主な内容は次のとおりである。

一、締約国は、自国の法令において実施することができる義務の範囲及び実施のための適当な方法

- を決定することができ、及びTRIPS協定の第一部を準用する。
- 二、各締約国は、知的財産権の行使に関し、民事上の司法手続を権利者に提供し、行政上の手続の結果として民事上の救済措置が命ぜられる場合には、民事上の司法手続に関する原則と同等の原則に従う。
 - 三、各締約国は、輸入貨物及び輸出貨物に関し、自国の税関当局が侵害の疑いのある物品の解放を停止するために職権により行動することができる手続及び権利者が自国の権限ある当局に対し解放停止を申し立てることができる手続を採用し、又は維持する。通過貨物等についても同様の手続をとることができる。
 - 四、各締約国は、刑事上の手続及び刑罰であって、少なくとも故意により商業的規模で行われる商標の不正使用並びに著作権等を侵害する複製について適用されるものについて定める。
 - 五、各締約国は、この協定の「民事執行」の節及び「刑事執行」の節に定める範囲内の執行の手続により、デジタル環境において生ずる知的財産権の侵害行為に対し効果的な措置がとられることを可能とするため、当該手続を自国の法令において確保する。執行手続は、電子商取引を含む正当な活動の新たな障害となることを回避し、かつ、表現の自由、公正な手続、プライバシーその他の基本原則が当該各締約国の法令に従って維持されるような態様で実施される。
 - 六、各締約国は、自国の権限のある当局の間における内部の調整を促進し、当該当局による共同行動を容易にする。また、締約国は、知的財産権に関する執行について責任を有する当局の間の協力を促進する。

二千六年の海上の労働に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第10号)(先議)

(参議院 24. 7. 25外交防衛委員会付託 8. 3本会議承認 衆議院 9. 6承認)

【要旨】

この条約は、2006年(平成18年)2月にジュネーブで開催された国際労働機関(ILO)の総会において採択されたものであり、船員に関する既存の条約等を統合し、国際的に広く受け入れられるべき労働基準を設定するとともに、その実効性を高めるため、寄港国検査等の措置について定めている。

この条約は、前文、本文16箇条、5章から成る規則及び規範並びに付録から成り、本文はこの条約全体に適用される原則、義務及び条約上の手続事項を、規則は船員の労働基準について分野別に具体的な原則及び目的を、また、規範は規則を実施する具体的方法をそれぞれ定めており、主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、原則として、全ての船員並びに商業活動に通常従事する全ての船舶であって、軍艦、漁船及び伝統的構造の船舶以外のものについて適用する。
- 二、全ての船員は、安全な職場、公正な雇用条件、適切な労働条件及び生活条件並びに社会的な保護に係る権利を有する。加盟国は、これらの権利がこの条約上の義務に従って完全に実現されることを確保する。
- 三、加盟国は、自国の管轄の下にある船舶及び船員について、この条約に基づく約束を履行するために制定された法令その他の措置を実施する。また、加盟国は、この条約を批准していない国を旗国とする船舶がこの条約を批准している国を旗国とする船舶よりも有利な取扱いを受けないことを確保する。
- 四、規則及び規範A部の規定は、義務的なものとし、加盟国は、規範A部の関連規定に定める方法で各規則を実施するとともに、義務的な規定ではない規範B部の規定について妥当な考慮を払う。
- 五、加盟国は、自国を旗国とする船舶における船員の労働条件に関する検査及び証明のための効果的な制度を構築し、公の機関等に検査又は証明書の発給を行う権限を与えることができる。加盟国の港に寄港する外国船舶は、この条約上の義務の遵守状況を検討するため、寄港国による検査の対象となることがある。
- 六、この条約は、「千九百二十年の最低年齢(海上)条約(第七号)」等の条約を改正する。我が国が

締結し、かつ廃棄していない「千九百七十年の災害防止(船員)条約(第百三十四号)」等の条約は、この条約の我が国についての効力発生を条件として、この条約の締結により廃棄される。

七、この条約は、30以上の加盟国であってその商船船腹量の合計が総トン数で世界の商船船腹量の33パーセントに相当する商船船腹量以上となるものの批准が登録された日の後12箇月で効力を生ずる。

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求めるの件(閣条第11号)(先議)

(参議院 24. 7. 25外交防衛委員会付託 8. 3本会議承認 衆議院 9. 6承認)

【要旨】

ウルグアイ・ラウンドの交渉過程において、主要国の間で医薬品の関税撤廃についての交渉が行われた結果、我が国、米国及び欧州共同体(EC・当時)の加盟国を含む22箇国は、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」が発効する日から特定の医薬品及びその中間原料について関税を撤廃することとし、また、少なくとも3年に1回、この関税撤廃の対象製品の追加のための見直しを行うこととした。

この確認書は、2010年(平成22年)7月にまとめられた4回目の見直しを踏まえ、2011年(平成23年)11月4日、ジュネーブにおいて世界貿易機関事務局により作成されたものであり、前文、本文及び末文並びにこの確認書に附属する我が国の譲許表の修正及び訂正から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、我が国の譲許表の修正及び訂正は、1980年(昭和55年)3月26日に「千九百四十七年の関税及び貿易に関する一般協定」の締約国団が採択した譲許表の修正及び訂正のための手続に関する決定の規定により確定されたものであることを確認する。
- 二、医薬品及びその中間原料の関税撤廃の対象製品の今次4回目の見直しによって追加される産品を掲げるため、我が国の譲許表の附属書中に、付表I Dの次に付表I Eを加えること、付表IIを付表II Aに改め、付表II Aの次に付表II Bを加えること及び付表IV Dの次に付表IV Eを加えることとする。これにより追加される産品は、635品目(付表I Eに掲げる医薬品の有効成分286品目及び付表IV Eに掲げる医薬品の中間体349品目)である。

承認を求めるの件

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求めるの件(閣承認第1号)

(衆議院 24. 6. 15撤回)

【要旨】

原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律の規定による改正後の経済産業省設置法第12条及び第13条の規定により、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署を設置することについて、地方自治法第156条第4項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第2号)

(衆議院 24. 3. 23承認 参議院 3. 28総務委員会付託 3. 30本会議承認)

【要旨】

本件は、放送法第70条第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成24年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、収支予算

事業収入は平成24年10月からの受信料値下げ(地上契約・衛星契約の場合で月額最大120円)等により大幅な減収となるが、公共放送の機能強化と放送・サービスの更なる充実を図りつつ、業務の棚卸しを進めることで経費を削減し、一般勘定の事業収入・事業支出とも6,489億円の収支均衡予算としている。受信料収入は、値下げにより前年度比217億円の減収が発生するが、契約件数の増加や未収削減に努め、123億円の増収を図り、6,269億円を確保する。

二、事業計画

平成24年度は、3か年経営計画の初年度として、公共放送の原点に立ち返り、「公共」「信頼」「創造・未来」「改革・活力」の4つの重点事項、具体的には、安全・安心を守る公共放送の機能強化、東日本大震災からの復興支援、世界に通用する質の高い番組、日本や地域の発展につながる放送の充実、放送と通信の融合時代にふさわしい新たなサービスの開発、効率的な経営の推進による公共放送の価値の最大化、営業改革と受信料制度の理解促進による受信料の公平負担の徹底等に取り組むとしている。

三、資金計画

資金計画は、受信料等による入金総額7,049億円、事業経費、建設経費等による出金総額7,078億円をもって施行する。

四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、収支予算等については、受信料値下げを実施し、サービスの充実や増収等に向けて取り組むとともに、震災を踏まえた公共放送の機能強化にも取り組むこととしており、おおむね妥当なものと認められるとした上で、受信料値下げ(受信料収入の7%相当)に関して、平成21~23年度経営計画で受信料収入の10%を還元するとしていたが、近年の経済状況等を勘案すれば、やむを得ないものと認められるものの、更なる業務の効率化等、不断の取組が期待される旨の意見が付されている。

【附帯決議】(24. 3. 29総務委員会議決)

政府及び日本放送協会は、協会に対する国民・視聴者の信頼の向上を図り、公共放送の使命を全うできるよう、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、協会は、受信料の値下げを含む業務の確実な実施及び更なる効率化並びに受信料体系の適切な見直し等の取組を適切に行うこと。また、政府は、その取組が確実に実施されるよう配慮すること。

- 二、協会は、リスクマネジメントの観点からも、コンプライアンスの徹底に努めるとともに、公共放送を担う者として職員の倫理意識を高め、組織一体となって信頼の向上に取り組むこと。また、その取組の状況を広く国民・視聴者に説明すること。
- 三、協会は、グループとしてのガバナンスにより、子会社等からの適切な還元を推進するとともに、子会社等の重複業務の整理等を推進し、効率的なグループ経営を推進すること。
- 四、協会は放送が社会に及ぼす影響の重大性を強く自覚し、国民・視聴者の多様な要望に応えるとともに、放送の自律性、不偏不党性を確保して、正確かつ公平な報道に努めること。
- 五、地上デジタル放送の東北3県を含めた本年3月末の完全移行後も、混信対策及び新たな難視対策に努め、暫定的措置である衛星セーフティネットの終了に向け、恒久対策の着実な実施に努めること。
- 六、協会は、国民・視聴者との信頼関係に基づき負担される受信料により維持運営されていることを深く認識し、公平負担の観点からも、契約の締結と受信料の収納が確保されるよう、公共放送の存在意義と受信料制度に対する国民の理解促進に努めること。また、契約収納活動に要する営業経費の抑制に努めること。
- 七、協会は、東日本大震災の経験を踏まえ、いかなる災害時にも公共放送として対応できるよう、放送設備の機能強化や体制整備に努めるとともに、東日本大震災の検証・復興に資する報道に努めること。
- 八、受信料で運営されている特殊法人である協会は、給与等について国民・視聴者に対しその説明責任を十分果たしていくこと。
- 九、デジタル放送への移行を経て、放送と通信の融合・連携が進み、放送をめぐる環境が大きく変化する中においても、協会は、新しい時代の放送の担い手として先導的役割を果たすよう引き続き努めるとともに、受信料制度の在り方を含むデジタル時代の公共放送の役割について、国民・視聴者から広く意見を聴いた上で、その方向性を示すこと。
- 十、高齢者、障害者に関わるデジタル・ディバイドの解消が喫緊の課題となっていることから、字幕放送、解説放送、手話放送等の更なる拡充を図ること。
右決議する。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第3号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本承認案件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第3条第3項の規定により、平成24年4月3日に閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第5条第1項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものである。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第4号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

外国為替及び外国貿易法第10条第1項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき経済産業大臣の承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、同条第2項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものである。

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求めるの件(閣承認第5号)

(衆議院 24.6.15承認 参議院 6.15環境委員会付託 6.20本会議承認)

【要旨】

本承認案件は、原子力規制委員会設置法に基づき、原子力安全・保安院が廃止されることに伴い、現在、産業保安に関する業務を行う組織として原子力安全・保安院に設置されている産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署を、経済産業省の地方機関として設置することについて、地方自治法第156条第4項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所の設置に関し承認を求めるの件(第177回国会閣承認第6号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本件は、国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を行うため、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所を設置しようとするものである。

予備費等承諾を求めるの件

平成二十二年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 24.7.31承諾 参議院 8.2決算委員会付託 8.22本会議承諾)

【要旨】

平成二十二年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費予算額9,996億円のうち、平成22年6月18日から22年9月24日までの間に使用を決定した金額は9,996億円で、その内訳は、①優良住宅取得支援事業に必要な経費2,235億円、②低炭素型雇用創出産業立地推進事業に必要な経費1,100億円、③重点分野雇用創造事業に必要な経費1,000億円などである。

平成二十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 24.7.31承諾 参議院 8.2決算委員会付託 8.22本会議承諾)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成22年5月11日から22年11月8日までの間に使用を決定した金額は961億円で、その内訳は、①水俣病被害者の救済に必要な経費404億円、②口蹄疫まん延防止対策に必要な経費226億円、③家畜伝染病予防費の不足を補うために必要な経費96億円などである。

平成二十二年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

(衆議院 24.7.31承諾 参議院 8.2決算委員会付託 8.22本会議承諾)

【要旨】

平成22年7月6日から22年12月7日までの間に決定した経費増額総額は912億円で、その内訳は、①社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における防災・震災対策に係る道路事業に必要な経費の増額612億円、②社会資本整備事業特別会計治水勘定における防災・震災対策に係る河川事業及び砂防事業に必要な経費の増額135億円などである。

平成二十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(衆議院 24.7.31承諾 参議院 8.2決算委員会付託 8.22本会議承諾)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成23年3月14日から23年3月30日までの間に使用を決定した金額は687億円で、その内訳は、①東北地方太平洋沖地震による被災地域の緊急支援に必要な経費301億円、②災害救助費等負担金の不足を補うために必要な経費300億円、③東北地方太平洋沖地震による被災地域において自衛隊の部隊が実施する救援活動等に必要な経費53億円などである。

平成二十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 24.7.31承諾 参議院 8.2決算委員会付託 8.22本会議承諾)

【要旨】

特別会計予備費予算総額1兆8,497億円のうち、平成23年2月4日から23年3月18日に使用を決定した金額は29億円で、その内訳は、①農業共済再保険特別会計農業勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費28億円、②農業共済再保険特別会計果樹勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費1億円である。

平成二十二年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

(衆議院 24.7.31承諾 参議院 8.2決算委員会付託 8.22本会議承諾)

【要旨】

平成23年2月22日から23年3月29日までの間に決定した経費増額総額は1,520億円で、その内訳は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額1,520億円である。

平成二十三年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 継続審査 参議院 24.9.6決算委員会予備付託 継続審査)

【要旨】

一般会計東日本大震災復旧・復興予備費予算額5,656億円のうち、平成23年8月19日から23年12月20日までの間に使用を決定した金額は4,505億円で、その内訳は、①東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染事業等に必要な経費2,179億円、②東日本大震災により被害を受けた中小企業者の施設等に係る中小企業等グループ施設等復旧整備事業に必要な経費1,248億円、③東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された牛肉・稲わらに係る肉用牛肥育農家支援対策等に必要な経費863億円などである。

平成二十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 継続審査 参議院 24.9.6決算委員会予備付託 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,500億円のうち、平成23年4月19日から24年1月23日までの間に使用を決定した金額は612億円で、その内訳は、①災害救助費等負担金の不足を補うために必要な経費503億円、②水俣病被害者の救済に必要な経費92億円、③B型肝炎訴訟における和解の履行に必要な経費10億円などである。

平成二十三年度特別会計予算総則第十七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

(衆議院 継続審査 参議院 24.9.6決算委員会予備付託 継続審査)

【要旨】

平成23年4月18日から23年12月9日までの間に決定した経費増額総額は4,825億円で、その内訳は、地震再保険特別会計における再保険金に必要な経費の増額3,484億円などである。

平成二十三年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(衆議院 継続審査 参議院 24.9.6決算委員会予備付託 継続審査)

【要旨】

一般会計東日本大震災復旧・復興予備費予算額5,656億円のうち、平成24年2月10日に使用を決定した金額は403億円で、その内訳は、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による被害に係る応急の対策に関する事業に必要な経費403億円である。

平成二十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(衆議院 継続審査 参議院 24.9.6決算委員会予備付託 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,500億円のうち、平成24年2月24日から24年3月27日までの間に使用を

決定した金額は135億円で、その内訳は、①大雪に伴う道路事業に必要な経費113億円、②災害廃棄物処理事業に必要な経費12億円などである。

平成二十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 継続審査 参議院 24.9.6決算委員会予備付託 継続審査)

【要旨】

特別会計予備費予算総額1兆484億円のうち、平成24年3月27日に使用を決定した金額は16億円で、その内訳は、社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における大雪に伴う道路事業に必要な経費16億円である。

平成二十三年度特別会計予算総則第十七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

(衆議院 継続審査 参議院 24.9.6決算委員会予備付託 継続審査)

【要旨】

平成24年3月27日に決定した経費増額総額は113億円で、その内訳は、社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における大雪に伴う道路事業に必要な経費の増額113億円である。

決算その他

平成二十二年度一般会計歳入歳出決算、平成二十二年度特別会計歳入歳出決算、平成二十二年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十二年度政府関係機関決算書
(衆議院 継続審査 参議院 24.2.24決算委員会付託 継続審査)

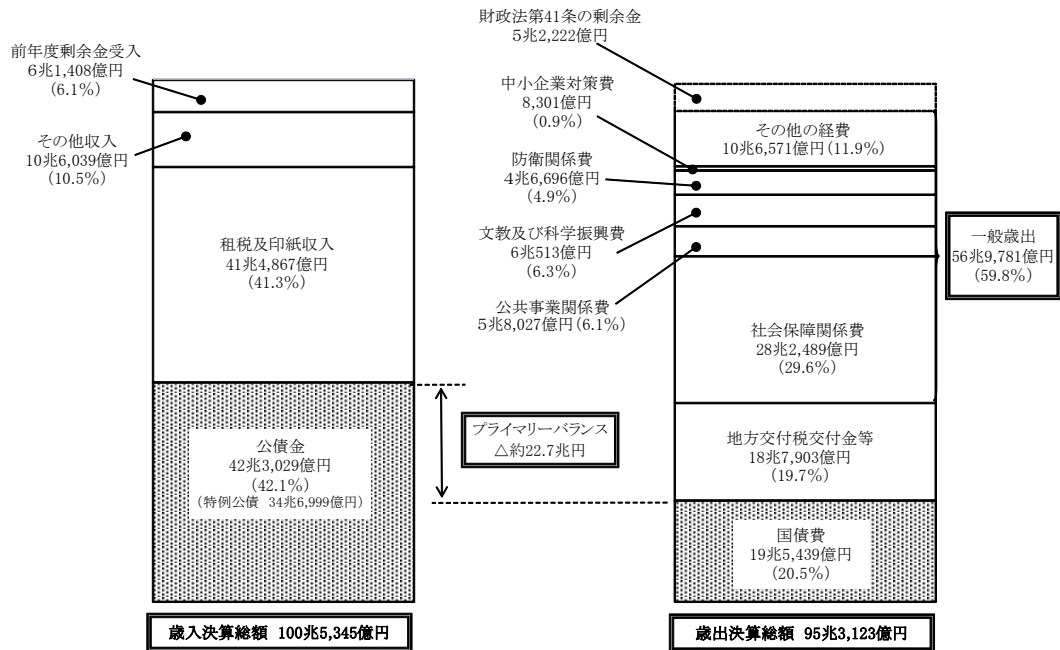
平成二十二年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は100兆5,345億円、歳出決算額は95兆3,123億円であり、差引き5兆2,222億円の剰余を生じた。この剰余金は財政法第41条の規定により、平成二十三年度一般会計歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は1兆4,651億円である。

平成二十二年度特別会計歳入歳出決算における18の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は386兆9,849億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は345兆740億円である。

平成二十二年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は51兆3,859億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は50兆7,222億円であるため、差引き6,637億円の剰余を生じた。

平成二十二年度政府関係機関決算書における3機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆2,044億円、支出済額を合計した支出決算額は1兆4,063億円である。

〈平成二十二年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(資料)「平成22年度 決算の説明」より作成

(注)一般歳出には、表示項目のほか、平成20年度決算不足補てん繰戻の金額(7,181億円)を含んでいる。

平成二十二年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 24. 2. 24決算委員会付託 継続審査)

平成二十二年度国有財産増減及び現在額総計算書における22年度中の国有財産の差引純減少額は6兆1,808億円、22年度末現在額は101兆1,939億円である。

平成二十二年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 24. 2. 24決算委員会付託 継続審査)

平成二十二年度国有財産無償貸付状況総計算書における22年度中の国有財産の無償貸付の差引純減少額は236億円、22年度末現在額は1兆598億円である。

N H K 決 算

日本放送協会平成二十二年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成22年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成22年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は8,772億円、負債合計は3,105億円、純資産合計は5,667億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,801億円、経常事業支出は6,495億円となっており、経常事業収支差金は306億円となっている。